長門市景観計画

2019（平成31）年3月

長門市

はじめに

私たちのまち長門市には、湯本地区や俵山地区といった歴史のある温泉街をはじめ、北長門海岸国定公園に代表される美しい海や山の風景、東後畑棚田やため池が一体となった農村風景など、本市を象徴する風景や資源が多数存在しています。

また、これらの景観資源は、長い歴史の中で地域の方々により大切に守られてきたことで、日常生活だけではなく、観光資源としても長門市を支える重要な要素となっています。

そこで本市は、これらの景観資源を「長門市の景観」として一体的に維持・形成を図り、次世代へ繋げていくために、平成 28 年 4 月 1 日、景観法（平成 16 年制定）に基づく景観行政団体となり、このたび「長門市景観計画」を策定いたしました。

今後は、上位計画である「第 2 次長門市総合計画」をはじめ、「長門市都市計画マスタープラン」等と連携し、本計画のテーマである「自然の彩りと人々の暮らしがつむぐふるさとの風景を未来につなぐ景観まちづくり」の実現に向けて、計画的かつ総合的なまちづくりに取り組んでまいります。

つきましては、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり熱心にご審議いただきました長門市景観計画策定委員会委員の皆様、アンケート調査等でご協力いただきました多くの市民のみなさま、並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

長門市長　大西 倉雄

目次

１．長門市景観計画の策定にあたって 1

1-1. 背景 1
1-2. 景観まちづくりに取り組む意義 1
1-3. 景観計画の位置づけ 2
1-4. 計画の対象区域 2
1-5. 計画の構成 3

２．長門市の景観特性と課題 4

2-1. 長門市の概況 4
（１）市のあらまし 4
（２）市の成り立ち 5
（３）景観に係わる広域的取組 6
2-2. 長門市の景観構造 8
（１）地形から見た景観構造 8
（２）土地利用から見た景観構造 11
（３）拠点と軸の景観 13
2-3. 長門市の景観特性 17
（１）文化人の愛した景観 17
（２）自然の景観 21
（３）暮らしと生業の景観 26
（４）市街地の景観 29
（５）歴史を物語る景観 33
（６）四季の景観 36
（７）イベント・祭り 37
（８）景観に係わる地域活動・まちづくり活動 41
2-4. 法規制状況 42
2-5. 上位関連計画 44
（１）長門都市計画区域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 24 年 3 月）
（長門都市計画区域マスタープラン） 44
（２）第２次長門市総合計画（平成 29 年 3 月） 45
（３）長門市都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月） 46
（４）第２次長門市観光基本計画（平成 29 年 3 月） 47
（５）長門湯本温泉観光まちづくり計画（平成 28 年 8 月） 48
2-6. 長門市の景観に対する住民意向 50
（１）調査概要 50
（２）調査結果 50
2-7. 景観まちづくりの課題 69
（１）美しい海・山・川の自然景観の保全・活用 69
（２）人が行き交う場にふさわしい景観の形成 70
（３）営みや歴史・文化とともにある暮らしの景観の保全 71
（４）景観を活かした地域活性化（まちづくり）の推進 72

３．景観まちづくりの基本方針……73
3-1. 景観の将来像……73
（１）計画テーマ……73
（２）景観まちづくりの目標……74
3-2. 景観まちづくりの基本方針……75
3-3. ゾーン別景観まちづくり方針……81
（１）森林景観ゾーン……83
（２）田園・集落景観ゾーン……84
（３）市街地景観ゾーン……86
（４）海岸景観ゾーン……88
（５）幹線道路沿道・鉄道沿線景観軸……90
４．良好な景観形成のための行為の制限に関する事項……91
4-1. 行為の制限に関する地域区分……91
（１）地域区分の考え方……91
（２）景観形成重点地区の指定……92
4-2. 届出対象行為（一般地域）……94
（１）届出制度の仕組……94
（２）届出対象行為と規模……96
4-3. 景観形成基準（一般地域）……97
（１）景観形成基準一覧……97
（２）景観形成基準の解説……101
５．湯本地区の景観まちづくり（景観形成重点地区）……115
5-1. 地区の特性……115
5-2. 地区の課題……117
5-3. 景観形成重点地区の区域……118
5-4. 景観まちづくりの目標と方針……119
（１）景観まちづくりの基本目標……119
（２）景観まちづくりの基本方針……119
5-5. 届出対象行為……120
5-6. 景観形成基準……121
６．景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針……125
6-1. 景観重要建造物の指定の方針……125
6-2. 景観重要樹木の指定の方針……126
6-3. 指定の流れ……127

７．その他景観形成に必要な事項……128
7-1. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項……128
（１）基本的な考え方……128
（２）屋外広告物の表示等に関する誘導方針……128
7-2. 景観重要公共施設の整備に関する事項……129
（１）基本的な考え方……129
（２）指定の方針……129
（３）対象となる公共施設（候補）……129
7-3. 自然公園法の許可の基準……131
８．景観まちづくりの実現に向けて……131
8-1. 景観まちづくりの考え方……131
8-2. 景観まちづくりの実現に向けた施策……132
（１）景観に関する普及・啓発……132
（２）良好な景観形成に向けた仕組みの検討及び運用……132
（３）景観資源の活用に向けた整備の推進……134
（４）景観まちづくりの推進体制の構築……134
（５）その他の推進策の検討……135
8-3. 施策展開のスケジュール……136
資料編……138
資料１：長門市景観計画策定委員会設置要綱……139
資料２：長門市景観計画策定委員会委員名簿……140
資料３：長門市景観計画の策定の経緯……141

1．長門市景観計画の策定にあたって

1-1．背景

本市には、湯本地区や俵山地区などの歴史のある温泉街や北長門海岸国定公園などの自然環境、東後畑棚田やため池等の一体的な農業の風景等、市の象徴となっている風景や資源が多数存在しており、私たちの日々の暮らしを豊かにしてくれています。さらに、これらの風景や資源は、日常生活のみならず、観光資源として長門市を支える重要な要素となっており、長門市の景観として一体的に維持・形成を図ることが求められています。

本市は、平成 28 年４月１日に景観行政団体となり、平成 29 年３月に長門湯本地区景観計画を策定するなど、景観法を活用した景観まちづくりを推進しています。また、湯本地区は国土交通省による良好な景観資源の保全・活用による都市の魅力向上、地域活性化を図る事業を行う「景観まちづくり刷新モデル地区」に指定されており、景観資源の保全・活用によるまちづくりの推進が期待されています。

今後は、本市全体のめざすべき将来の景観のあり方を明確化し、地域で大切に守られてきた景観特性を十分に活かした長門市らしい良好な景観まちづくりの実現を目的とし、「長門市景観計画（以下、「景観計画」）」を策定します。

1-2．景観まちづくりに取り組む意義

景観まちづくりを進めていくことは、景観を通して自分たちの住むまちの環境を見つめなおし、まちづくりに取り組むということです。景観まちづくりによって、以下に掲げるように、住民の地域に対する愛着や満足度の向上、快適な生活環境の創出、観光・交流人口の増加、資産価値の向上等、様々な側面への波及効果を生む可能性が高まります。

住民の地域に対する満足感（誇りや愛着）を高める
良好な景観が身近に形成されることにより、住民は地域の良さを再認識し、地域への誇りや愛着が生まれるきっかけとなります。更には、地域コミュニティのつながりが強化され、地域力の向上に結びついていくことも期待されます。

快適な生活環境を生み出す
人々は生活環境において水や緑による潤い、風情や趣き、賑わいや落ち着き等、「便利さ」だけでなく、「快適さ」や「心地よさ」のような個々で感じる豊かさも求めています。良好な景観形成はその「快適さ」を生み出す取組の一つであり、暮らしの豊かさの実現につながります。

観光・交流人口の増加により地域の活力を生み出す
地域資源を生かした魅力や個性のある景観形成を進めていくことは、地域内外の人々が交流する機会づくりにつながり、観光交流人口の増加や地域の活力創出による活性化が期待されます。また、地域の魅力ある景観が外部に発信されることによって、地域のブランドイメージを高めることにつながります。

資産価値を向上させる
美しいまちなみや自然が整えられた地域は、他の地域に比べて地価の下落が少ないという傾向が見られます。良好な景観形成に取り組むことは、単に来訪者の増加につながるだけでなく、地域の資産価値を向上させる可能性を高めることとなります。

1-3. 景観計画の位置づけ

景観計画は、景観法第８条に基づく法定計画であり、本市の景観まちづくりの基本計画（マスタープラン）となります。

本計画は、第２次長門市総合計画に即し、都市計画マスタープラン等の関連計画との連携を図るとともに、山口県の景観に関わる計画、条例を反映させた計画であり、行政、市民、企業が協働して景観まちづくりに取り組むための総合的な方策を示したものとしても位置づけます。

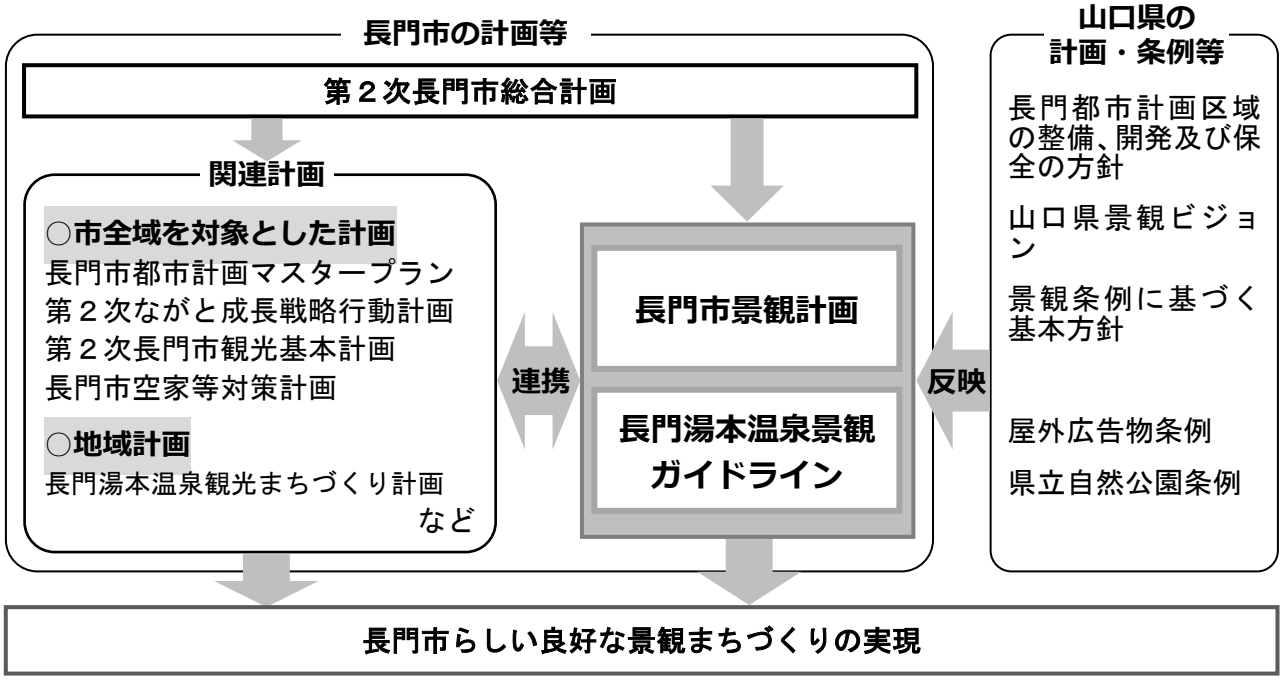

※長門湯本地区景観計画については、長門市景観計画の一部として組み込みます。

1-4. 計画の対象区域

本市では、市全体としてのまとまりと魅力ある景観を形成することを目的に、景観法に基づく景観計画区域は、市全域（地先公有水面を含む）とします。

1-5．計画の構成

本計画では、本市の景観特性と課題を明らかにした上で、景観法に基づく必要事項を定めるほか、その他景観形成に必要な事項、景観まちづくりを推進するための仕組み等について定めます。

景観計画の全体構成		
1．長門市景観計画について 策定の目的・意義、位置づけ、構成、景観計画区域		
2．長門市の景観特性と課題 〇長門市の概況 〇長門市の景観構造 〇長門市の景観特性 〇法規制状況 〇上位関連計画 〇長門市の景観に対する住民意向 〇景観まちづくりの課題		
3．景観まちづくりの基本方針 〇景観の将来像 〇景観まちづくりの基本方針 〇ゾーン別景観まちづくり方針	定めることが望ましい事項	景観法に基づく事項
4．良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 〇行為の制限に関する地域区分 【一般地域（市全域）】 〇届出対象行為 〇景観形成基準	必要事項	
5．湯本地区の景観まちづくり 【景観形成重点地区（湯本地区）】 〇地区の特性と課題 〇景観まちづくりの目標と方針 〇届出対象行為 〇景観形成基準		
6．景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 〇景観重要構造物 〇景観重要樹木 〇指定の流れ		
7．その他景観形成に必要な事項 〇屋外広告物の表示及び掲出に関する事項 〇景観重要公共施設の整備に関する事項 〇自然公園法の許可の基準	選択事項	
8．景観まちづくりの実現に向けて 〇景観まちづくりの考え方 〇まちづくり推進に向けた施策 〇実現のための推進体制、スケジュール		

2．長門市の景観特性と課題

2-1．長門市の概況

（1）市のあらまし

長門市は、本州の最西北端、山口県の北西部に位置しており、東は萩市、南は下関市、美祢市に接しています。本市の北側には、北長門海岸国定公園に指定される美しい日本海の風景が広がっています。

この土地が長門国大津郡として成立したのは、大化改新により国郡里制が構築された７世紀後半と言われています。江戸時代には長州藩下で前大津と先大津の両宰判に分けられ、明治に入ると大小区制により区分されています。その後、郡制復活や市制・町村制施行、昭和の大合併などの編制を繰り返し、旧長門市、大津郡三隅町・日置町・油谷町となり、その１市３町が平成17年3月22日に合併し、長門市が誕生しました。

日本海沿岸一帯の豊かな漁場では、古くから捕鯨や漁業が盛んに行われ、多くの漁港が点在しています。北長門海岸国定公園に指定される海岸線では、日本海の荒波に浸食された岩と白い砂浜が出入りし、変化に富んだ雄大な自然景観を生み出しています。中でも紺碧の海上に奇岩怪石が連なる海上アルプス「青海島」、遥か日本海を展望できる「千畳敷」、海に浮かぶ「棚田」のシルエット、本州最西北端に突き出した「川尻岬」の緑青色の海などは、訪れる人々を魅了しています。

本市は温泉にも恵まれ、風情も効能も異なる５つの温泉郷があり、清流にホタルが舞いカジカの声が響く「湯本温泉」、山間の湯治場「俵山温泉」、長閑に効能を楽しむ「湯免温泉」、美しい海を臨む「黄波戸温泉」や「油谷湾温泉」は、多くの人々に親しまれています。

また、北前船や長州捕鯨の拠点としての歴史に加え、童謡詩人「金子みすゞ」、画家「香月泰男」などの人物、楊貴妃伝説や大内氏終焉の地として語り継がれるなど、個性豊かな歴史文化に恵まれています。

長門市の位置

（２）市の成り立ち

①原始・古代

- 旧石器・縄文時代の遺物の出土した雨乞台遺跡を最古として、油谷湾周辺、向津具半島を中心に古代の遺跡が所在しています。向津具半島で出土された触角式の剣把をもつ青銅剣は、先史時代以来、大陸からの文明の架け橋となる朝鮮半島との折衝を示す有力な証拠と考えられています。
- 長門国大津郡として成立したのは、大化改新により国郡里制が構築された7世紀後半といわれ、海を隔てて朝鮮半島と向かい合う位置に在ることから、北部九州に準じた外交・防衛上重視された地域でした。

有柄細型銅剣
（油谷王屋敷遺跡より出土）

②中世

- 文永11年（1274年）、文永の役の２年後である建治2年（1276年）には、鎌倉幕府が元寇に対処するため、長門守護所を改め、山陽・山陰の全域を所管し、政治・軍事の全般にわたって強大な権限を持つ長門探題が置かれました。
- 長門市域には白鳳時代すでに仏教寺院の存在が考古学的に確認されていますが、地域社会と結びついた仏教の浸透は、平安中後期からと考えられ、この地方に現存する仏像で最も古いとされる俵山能満寺の聖観音立像も平安後期の作です。
- 大寧寺の境内には、中世後期、山口を本拠として中国、九州に勢威をふるい、当時京都をしのぐ地方文化「大内文化」を生み出した大内氏最後の武将大内義隆主従の墓所があります。

俵山能満寺の聖観音立像

大内義隆主従の墓所

③近世

- 江戸時代には長州藩下で統治されました。基幹産業は農業で、江戸時代を通じて新田開発に努力が注がれました。
- 北浦地域では延宝元年（1673年）頃から鯨組が始まり、中でも青海島の東端に位置する漁港・通は、山陰海上交通の要衝として、また、長州捕鯨最大の基地として発展しました。鯨組は、経済力・家格の優れた世襲的家筋の者を中心に、捕獲から卸売りまで一切を扱う地縁集団となっていました。
- 江戸時代後半には、西廻り海運の発展により、仙崎港においても取引が行われるようになり、水運時代には深川湾の湊漁港、仙崎湾の仙崎漁港が拠点として栄えていました。
- 湯本・俵山ともにその起源には諸説あるが、いずれも大寧寺と深い関係を持っており、江戸時代にはすでに開発が行われ、温泉の町として知られていました。

青海島鯨墓

俵山温泉

④近代～現在

- 近代に入ると、北浦街道沿いにＪＲ山陰本線・仙崎線が開通し、長門市駅や仙崎駅の駅前に市街地が発達しています。また、自動車交通の時代が到来し、国道191号や国道316号沿いに新市街地が形成されるようになりました。
- 明治に入ると、大小区制により区分され、その後、郡制復活や市制・町村制施行、昭和の大合併などの編成を繰り返し、平成17年（2005年）旧長門市と大津郡三隅町、日置町、油谷町が合併し、長門市が発足しています。

国道 191 号沿道（油谷）

（３）景観に係わる広域的取組

①日本海沿岸部に広がる美しい北長門海岸

- 優れた自然の景観や多様な生態系を有する良好な自然環境を保全し利用するため、阿武町、萩市、長門市、下関市に跨る海岸線は、北長門海岸国定公園に指定されており、一体的な海岸線が形成されています。

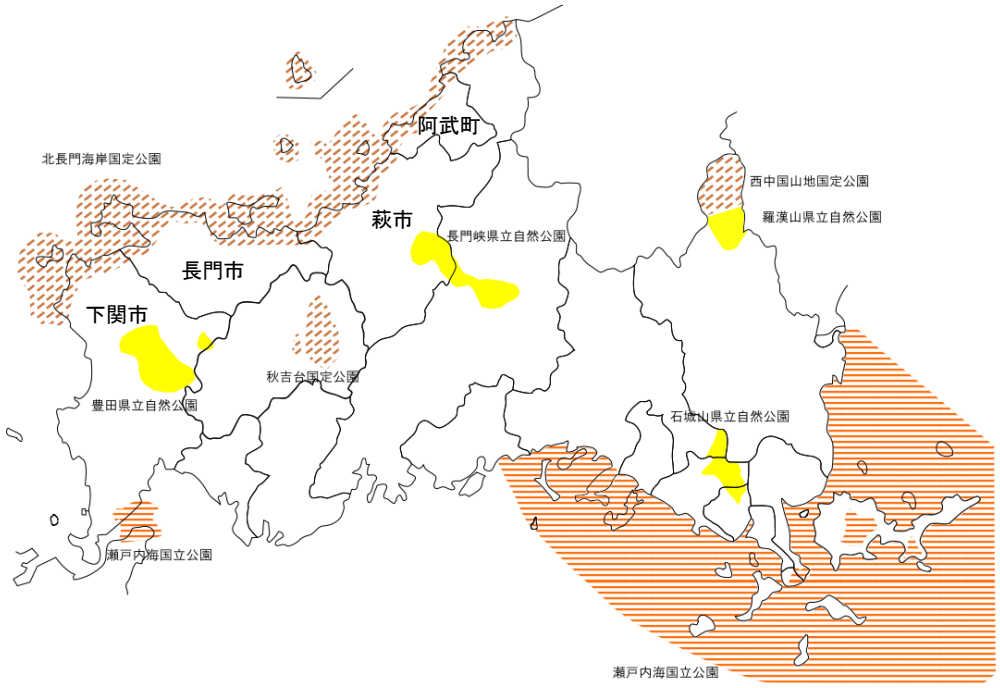

山口県下の自然公園

②景観・温泉・幕末維新を生かした広域観光の取組

・山口県では、仙崎や湯本温泉、萩、秋芳台などの県内の人気の観光スポットを結ぶ「やまぐち観光周遊バス」（船鉄観光旅行社）や新下関ー下関ー長門市ー仙崎ー東萩を結ぶ観光列車「〇〇のはなし」（ＪＲ西日本）などの連携事業が実施されています。

やまぐち観光周遊バス

・長門市、下関市では、くじら文化をＰＲするシンボルマーク「らーじくん」ヘッドマークつき列車の運行及び「ＪＲ山陰本線ＰＲ動画」の共同制作による山陰本線の利用促進や、豪華寝台列車「トワイライトエクスプレス瑞風」の地元住民による出迎え、サイクルイベント「ツール・ド・しものせき」の記念事業として両市を巡回するコースの設置なども連携して実施されています。

らーじくんヘッドマークつき列車

③景観美化の広域的取組

・日韓8県市道による共同交流事業のひとつ「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」の一環として、平成18年より毎年「長門市海岸清掃の日」を定め、市内各地の海岸での一斉清掃活動が実施されています。

・山口県では、全市町をあげてボランティア活動に取り組む「やまぐちボランティア・チャレンジデー」などが実施されています。長門市では、その一環として上記「長門市海岸清掃の日」などが実施されています。

ボランティア・チャレンジデー

④道路交通網の整備

・山陰道萩・三隅道路の完成により（平成23年に供用開始）、地域間の連携が強化されたほか、長門～萩間に定期観光バスが運行を開始するなど、周遊観光ルートの形成が進められています。

・現在、整備が進められている長門～下関間を結ぶ長門・俵山道路、俵山・豊田道路は、産業では特に漁業の販路として期待され、医療では３次救急への患者の負担の減少、観光では多くの観光資源のある長門や萩、浜田、大田、出雲、松江等を巡る周遊プランによる観光客増などの整備効果が期待されています。

2-2. 長門市の景観構造

（１）地形から見た景観構造

市域は、東西40km、南北20kmに及び、東西に延びる地形となっており、北の日本海に面する「海・海岸」から、南の中国山地西端にあたる山々にいたる間の河川下流に広がる「平坦地」、棚田の見られる「丘陵地」、清流や山あいの温泉郷等を有する「谷地」、豊かな森林が広がる「山地」など、雄大で変化に富んだ地勢となっています。

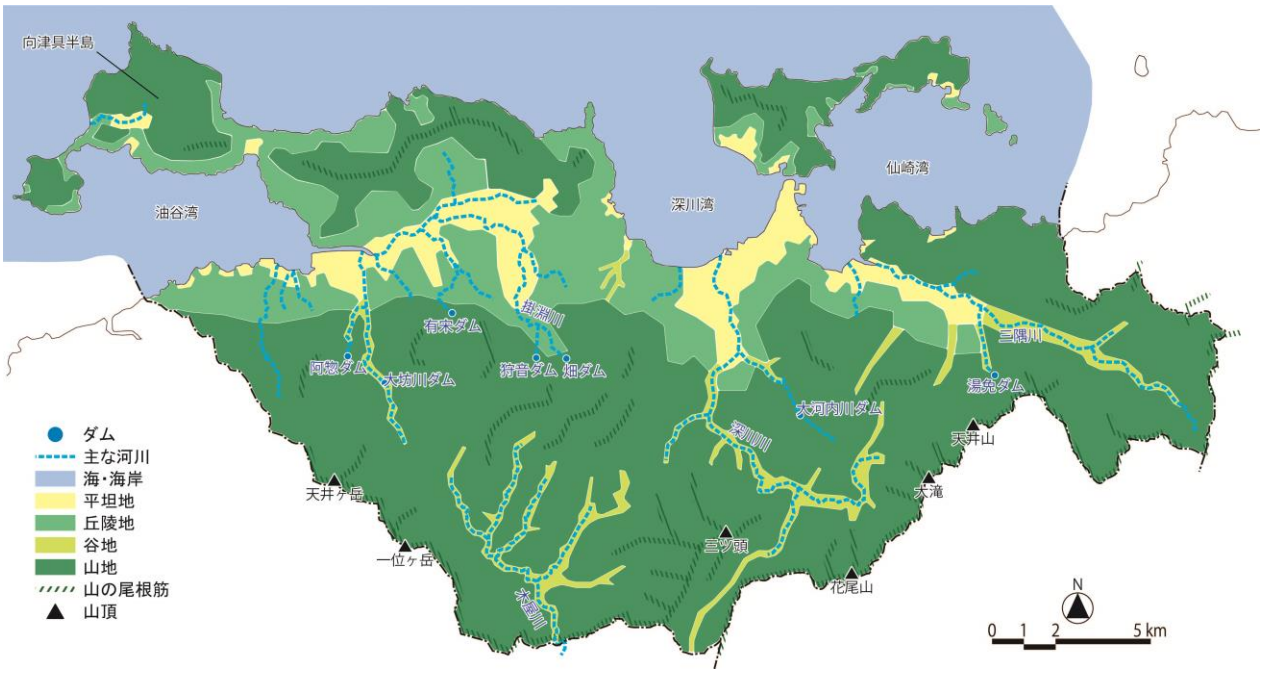

地形から見た景観構造

◆地形から見た景観構造（断面図）

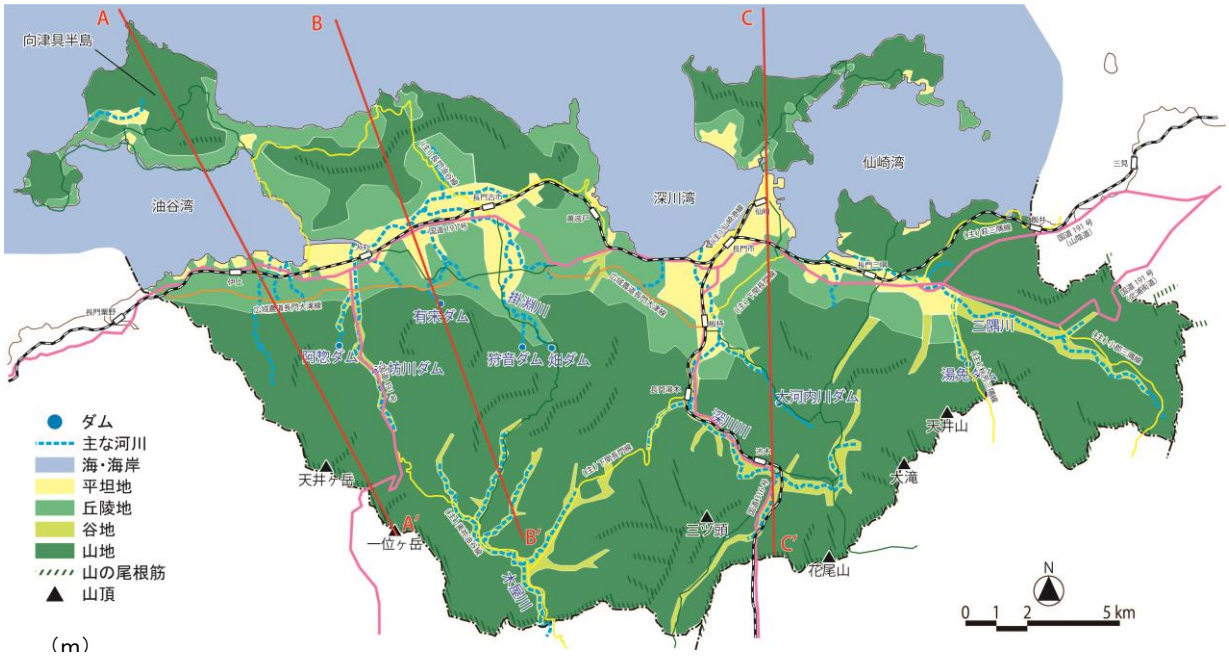

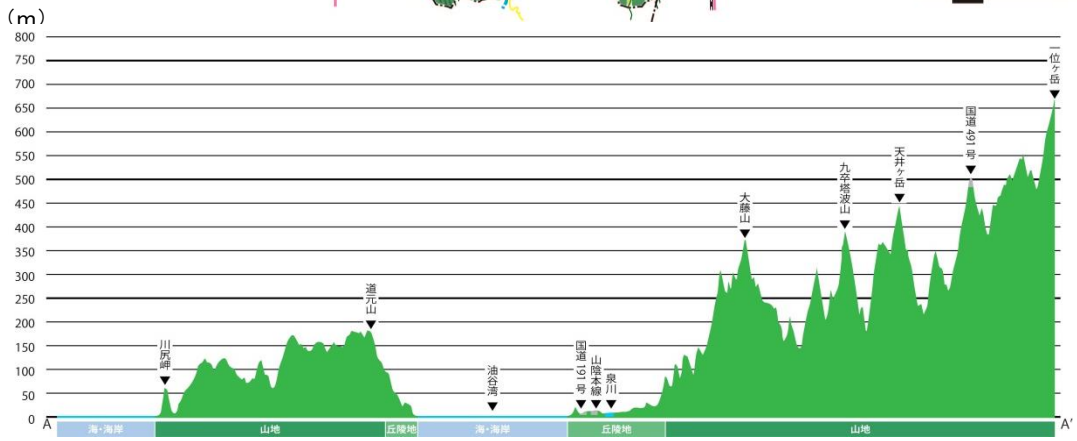

断面Ａ－Ａ’：川尻～一位ヶ岳

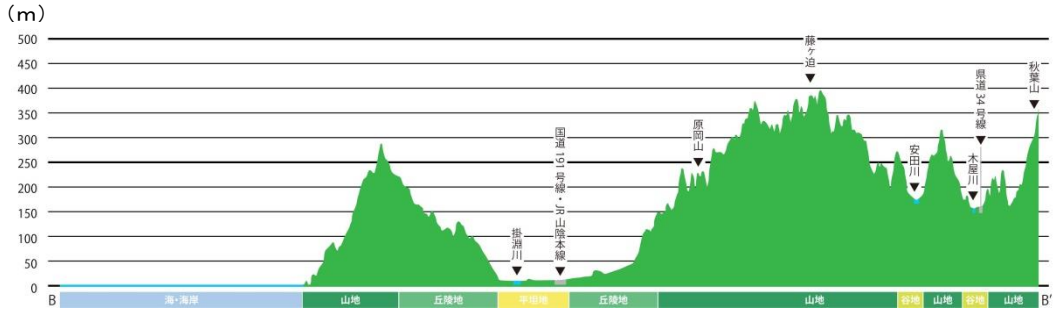

断面Ｂ－Ｂ’：　畑山～秋葉山

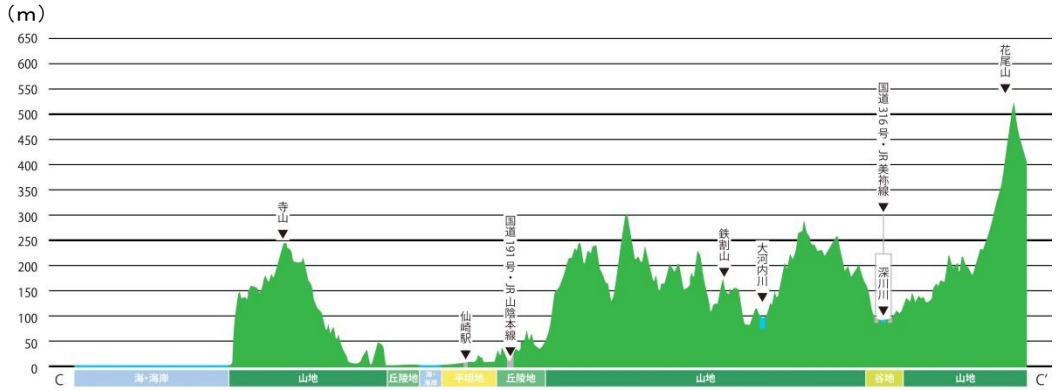

断面Ｃ－Ｃ’：　青海島～花尾山

①山地

・南側を囲む天井ヶ岳、一位ヶ岳、花尾山などの標高600～700mの山々は本市の景観の背景となっており、特に一位ヶ岳、花尾山の山頂では360度に広がるパノラマの眺望景観が見られます。

山地（一位ヶ岳からの眺望）

②谷地

・起伏に富んだ山地の合間を流れる河川の両側には、急峻な山に囲まれた谷地が形成され、湯本、俵山の２つの温泉地や、山間集落が見られます。谷あいの田園の両側に山々の稜線が見え、谷筋方向に見通しがきいた景観に特徴があります。

谷地（湯本地区）

③丘陵地

・高度50m程度の小起伏の丘陵が櫛の歯のように並んだ油谷丘陵や、10度前後の緩傾斜の台地状の地形を呈する日置丘陵などが形成されています。これらの丘陵では、丘陵面の大部分が水田化され、東後畑や矢ヶ浦など数多くの優れた棚田景観を有しています。

丘陵地（東後畑棚田）

④平坦地

・平坦地の面積は比較的少ないものの、深川川や掛淵川、三隅川の下流に見られ、長門市駅周辺や仙崎、そして三隅、日置、油谷などの市街地景観だけでなく、河川両岸に広がる農地及び農村集落景観、また国道191号などの沿道景観が見られます。

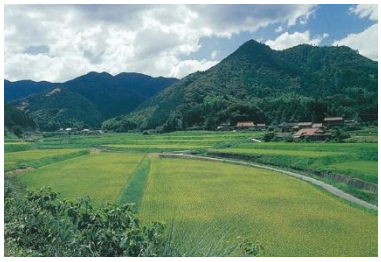

平坦地（田園から望む山々の稜線）

⑤海・海岸

・北は日本海に面し、海上アルプスと呼ばれる青海島とその東西に仙崎湾、深川湾、そして向津具半島に囲まれた油谷湾からなる海岸線は、北長門海岸国定公園に指定されており、日本海の荒波に浸食された岩と白い砂浜が出入りし、変化に富んだ雄大な景観となっています。

・日置の千畳敷火山の山頂一帯には、ゆるやかな傾斜の草原が広がり、風力発電施設も見られる一方で、その北側では30～40度の急傾斜や250mにも達する北浦沿岸最高の海食崖を形成しています。

海・海岸（向津具半島）

（２）土地利用から見た景観構造

「長門市都市計画マスタープラン」において位置づけられた土地利用ゾーニングをもとに景観構造を整理します。

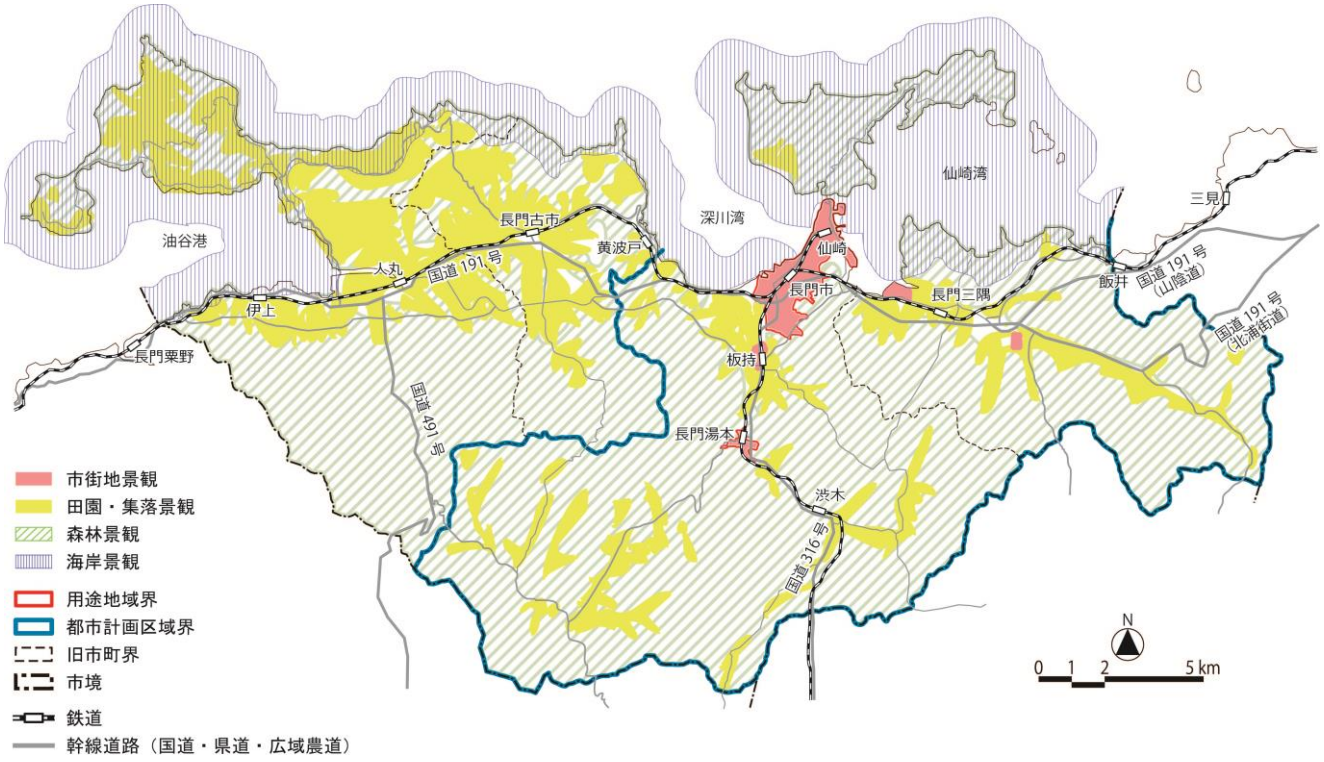

土地利用から見た景観構造

①市街地景観

用途地域が指定されている仙崎やＪＲ長門市駅周辺、湯本、三隅川河口の殿村新開市営住宅周辺などでは、店舗、ホテル・旅館、住宅、工場、倉庫等の都市的土地利用が集積する住商共存の市街地景観が展開しています。

仙崎

ＪＲ長門市駅周辺

長門市役所周辺

湯本

②田園・集落景観

支所周辺や大規模集落地及び漁港地区では、広大で美しい農地・棚田及び農村集落風景が見られるとともに温泉郷や宿場町としての歴史的まちなみ等の素晴らしい田園・集落景観が形成されています。

谷地の田園集落（湯本）

平坦地の田園集落（日置下）

東後畑棚田

③森林景観

中国山地の西端に位置し、市域の大半を占める森林では、花尾山などからの優れた眺望景観が見られるとともに、県指定天然記念物ベニドウダンなど自然植生による豊かな森林景観が広がっています。

山への眺望（三隅上）

山からの眺望（妙見山展望公園）

④海岸景観

北長門海岸国定公園に指定された海岸線一帯は、日本海の荒波による海食崖や並び立つ奇岩・洞門などの柱状節理が見られる青海島を中心に、白い砂浜やキャンプ場などのレクリエーション、漁港・漁村集落など表情豊かな海岸景観を有しています。

野波瀬漁港

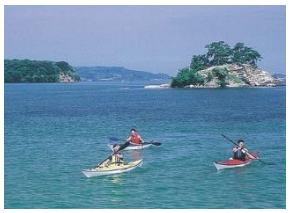
油谷湾シーカヤック

龍宮の潮吹

大浜海岸

（３）拠点と軸の景観

「長門市都市計画マスタープラン」において位置づけられた中心拠点（ＪＲ長門市駅周辺）、観光拠点（仙崎、湯本、俵山）、地域拠点（三隅、日置、油谷）の3区分ごとに整理します。また、連続性のある景観を形成する要素として、まちの骨格を担い、基盤となる公共施設である国道191号などの幹線道路、深川川などの河川が重要な景観軸となっています。

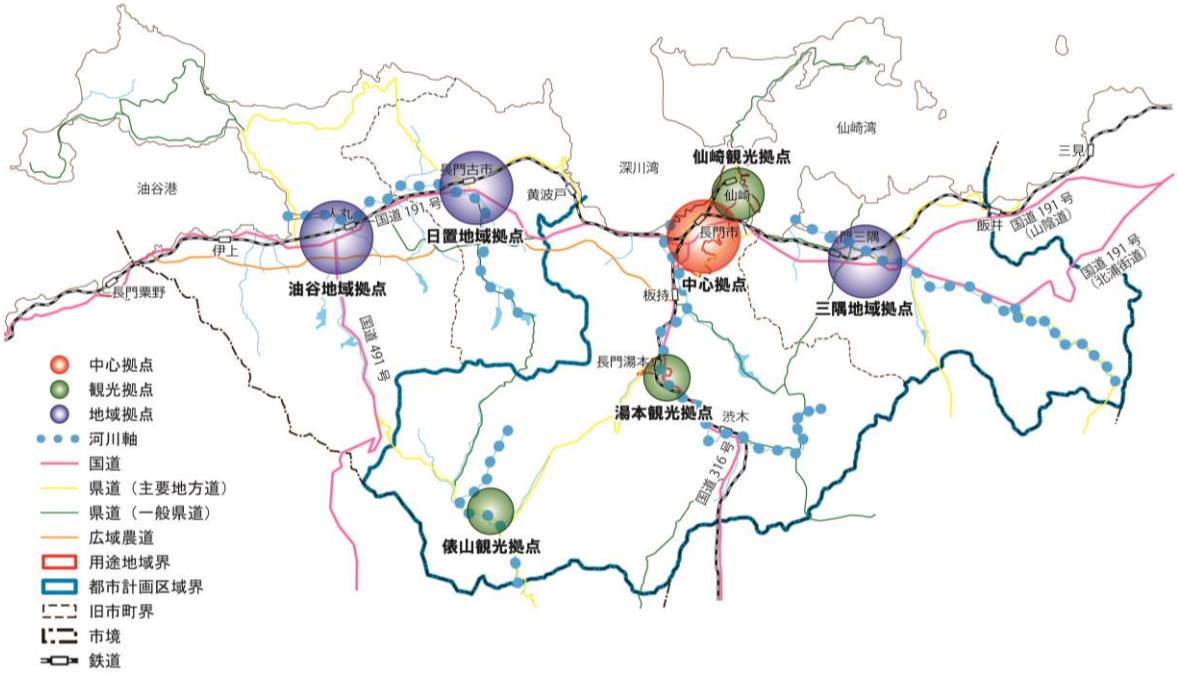

拠点と軸の景観

［拠点］

①中心拠点（ＪＲ長門市駅周辺）

・ＪＲ長門市駅を中心とする一帯は、市役所をはじめとする行政機関、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、交通施設など本市の高次な都市サービスを提供する施設の他、商業・業務施設、流通関連施設が立地し、市の中心的な場所になっています。また、戸建住宅や中層の集合住宅を中心に住宅が集積しているが、比較的低密度の市街地となっています。

ＪＲ長門市駅

②観光拠点（仙崎、湯本、俵山）

【仙崎】

・ＪＲ仙崎駅北側の半島部を占める市街地は、仙崎港の歴史とともに形成された市街地であり、中央部の金子みすゞ記念館のほか商家住宅、水産物加工場、寺社などから景観が構成されているが、近年では、空き家・空き地が増えてきています。

・ＪＲ仙崎駅から北へ約1kmにわたる通りは「仙崎みすゞ通り」と名づけられ、虫籠窓のある切妻造りの伝統的な町家と手作りの詩札が趣を添えています。

・仙崎港一帯は、センザキッチン、観光船のりば、魚市場など、公共施設や集客施設が集積しています。

仙崎みすゞ通り

仙崎港

【湯本】

・緑豊かな山々に囲まれた谷地に位置し、深川川（音信川）とその支流である大寧寺川と三ノ瀬川が流れ、点在する岩場、多くの橋、ゲンジボタルにより特徴的な河川景観を有しています。

・中高層の温泉ホテルや旅館も立地しているが、低層の商店や住宅が多く、これらが混在したまちなみとなっています。

深川川（音信川）（湯本）

【俵山】

・木屋川上流の山間部、少し開けた谷地に位置し、大型温泉ホテルが建ち並ぶ湯本地区とは異なり、２・３階建ての旅館が、狭隘な道路の両側に建ち並び、独特の風情を醸し出しています。

・高台にある熊野山公園からは俵山温泉街を見下ろすことができ、地域の特徴である石州瓦の屋根並みの集落を見ることができます。

俵山のまちなみ

③地域拠点（三隅、日置、油谷）

三隅、日置、油谷の支所周辺は、駅、小中学校や文化施設、その他の公共施設などが立地しています。また、かつての宿場町としての面影がある町家・民家が軒を連ね、古い寺社の残る歴史的なまちなみ、その背後の平坦地には水田の広がる農地・集落などが混在し、低層低密な田園・集落景観の風情を残しています。

【三隅】

- 三隅川の下流域に位置する三隅支所周辺の市街地には小中学校やふれあいパーク三隅、少し離れて西のＪＲ長門三隅駅周辺には商店や医院、東の湯免ふれあいセンター周辺には香月泰男美術館や低層の集合住宅とともに、切妻・平入・妻入、入母屋造りなどさまざまな形式の町家・民家が混在して立地しています。
- 三隅川両岸の平野部は農地と集落地が分布する落ち着いた田園地帯となっています。

三隅支所周辺

【日置】

- ＪＲ長門古市駅の南側と国道191号沿道に、日置支所、日置歴史民俗資料館、日置八幡宮、日置小・中学校などの施設が立地する市街地が形成され、周囲を水田に囲まれています。一部に大規模な太陽光発電施設が見られます。
- 旧赤間関街道・北浦筋の狭い路地沿いに、板張りの町家が連続し、往時を偲ばせるまちなみを残しています。
- 掛淵川の両岸に低地を形成しており、比較的低い山々や丘陵地を背景として大きく開けた田園景観を望むことができます。

農村集落と田園景観（日置下）

【油谷】

- 掛淵川の下流域に位置するＪＲ人丸駅の南側と国道191号沿道に、油谷支所、八幡人丸神社、ラポールゆやなどが立地しており、商店・事務所・公共施設および住宅が混在しています。また、国道沿道にはガソリンスタンドや大型スーパーなど沿道型の商業施設が見られます。
- 掛淵川の南岸に低地を形成しており、比較的低い山々や丘陵地の谷間に田園景観を望むことができます。掛淵川北岸には、比較的低い山々や丘陵地の麓に集落が形成されています。

油谷支所周辺

［軸］

①河川軸

・本市内には、深川川、三隅川、掛淵川、木屋川など４本の主要な二級河川があり、なかでも掛淵川は市内において最大延長及び最大流域を誇ります。三隅川、掛淵川などの下流域には平坦地が開け、水田の広がる美しい田園景観を形成しています。

・深川川（音信川）、木屋川はゲンジボタルの発生地として国の天然記念物に指定されています。河川沿いに整備された河川公園は、親水性の高い水辺空間として、散策路等を有し、環境教育や桜の植樹など種々の活動が展開されています。

三隅川

深川川

②幹線道路軸

・道路網は、海岸線沿いを東西に走る国道191号と市の中央部を南北に走る国道316号を軸とし、これに接続する国道491号、主要地方道、一般県道及び広域農道により構成されています。

・高速道路網は、山陰自動車道の萩～三隅間が開通し、現在長門～俵山間について建設が行われています。

・ＪＲ長門市駅前通りや市役所前など市街地内の主な幹線道路では、広幅員の歩道に街路樹等の緑化整備が行われ、国道191号沿いには沿道型の商業施設が立地しています。

・伊上から楊貴妃の里までの主要地方道長門油谷線と一般県道油谷港線は「楊貴妃ロマンロード」として、改良工事や花壇設置などシンボルロードづくりが進められています。

国道 191 号（長門市役所周辺）

JR 長門市駅前通り

2-3. 長門市の景観特性

（１）文化人の愛した景観

本市は、大正時代末期から昭和時代初期にかけて活躍した日本の童謡詩人金子みすゞ、シベリア抑留中の体験をモチーフとした「シベリア・シリーズ」の連作で知られる香月泰男、1980年代から日本ポップス界の代表的作詞家「大津あきら」など、多くの著名人を輩出し、故郷の地としてこよなく愛されていました。また、日本画の大家である東山魁夷は、日本の海を求めて旅をする中で、青海島に訪れ、その風景を作品に残しています。彼らが詩や絵画に描いた故郷の景観は、地域の人々の心象風景となっています。

①金子みすゞ（1903-1930）と「仙崎八景」

大正末期から昭和初期にかけて 500 以上の作品を残した童謡詩人・金子みすゞは、青春時代をすごした仙崎のまちなみや界隈の美しい風景を題材に、数多く詩を残しています。「仙崎八景」は彼女が童謡８編に詠った場所です。

小松原

小松原、
松はすくなくなりました。

いつも木挽(こび)きのお爺さん、
巨きな材木ひいてます。

押したり、引いたり、その度に、
白帆が見えたり、かくれたり、

かもめも飛びます、波のうへ、
雲雀(ひばり)も啼きます、空のなか。

海もお空も春だけど、
松と木挽きはさみしさう。

ところどころに新しい、
家が建ちます、
小松原、
松はすくなくなりました。

弁天島

「あまりかはいい島だから
ここには惜しい島だから、
貰つてゆくよ、綱つけて。」

北のお國の船乗りが、
ある日、笑つていひました。

うそだ、うそだと思つても、
夜が暗うて、氣になつて、

朝はお胸もどきどきと、
駈けて濱辺へゆきました。

辨天島は波のうへ、
金のひかりにつつまれて、
もとの緑でありました。

大泊港

山の祭のかへりみち、
送つてくれた伯母様と、
別れて峠を降りるとき、
杉の梢にちかちかと、
きれいな海が光つてた。

海に帆柱、とまり舟、
岸にちらほら藁の屋根、
みんなお空にあるやうな、
みんなお夢にあるやうな。

峠くだれば蕎麥畑
畑のはてに見えるのは、
あれはやつぱり、大泊
ふるいさみしい港です。

祇園社（八坂神社）

はらはら
松の葉が落ちる、
お宮の秋は
さみしいな。

のぞきの唄よ
瓦斯(ガス)の灯よ、
赤い帶した
肉桂(にっけい)よ。

いまは
こはれた氷屋に、
さらさら
秋風ふくばかり。

写真：金子みすゞ著作保存会提供

花津浦

濱で花津浦眺めてて、
「むかし、むかし」と
ききました。
濱で花津浦みる度に、
こころさみしく
おもひ出す。

「むかし、むかし」と
花津浦の
その名の所縁(いわれ)きかされた
郵便局の小父(おじ)さんは、
どこでどうしてゐるのやら。

あのはなづらの
はな越えて、
お船はとほく消えました。

いまも入日に海は燃え、
いまもお船は沖をゆく。

「むかし、むかし」よ
花津浦よ、
みんなむかしになりました。

極楽寺

極楽寺のさくらは八重ざくら、

八重ざくら、
使ひにゆくとき見て來たよ。

横町(よこちょ)の四つ角まがるとき、
まがる時、
よこ目でちらりと見て來たよ。

極楽寺のさくらは土ざくら、
土ざくら、
土の上ばかりに咲いてたよ。

若布結飯(わかめむすび゛)のお辨當(べんと)で、
お辨當で、
さくら見に行つて見てきたよ。

王子山

公園になるので植ゑられた、
櫻はみんな枯れたけど、

伐られた雜木の切株にや、
みんな芽がでた、芽が伸びた。

木(こ)の間に光る銀の海、
わたしの町はそのなかに、
籠宮みたいに浮んでる。

銀の瓦と石垣と、
夢のやうにも、霞んでる。

王子山から町見れば、
わたしは町が好きになる。

干鰛(ほしか)のにほいもここへは來ない、
わかい芽立ちの香がするばかり。

波の橋立

波の橋立よいところ、
右はみずうみ、もぐつちよがもぐる、
左や外海、白帆が通る、
なかの松原、小松原、
さらりさらりと風が吹く。
　海のかもめは
　みづうみの
　鴨とあそんで
　日をくらし、
　あをい月出りや
　みづうみの、
　ぬしは海辺で
　貝ひろふ。
波の橋立、よいところ、
右はみづうみ、ちよろろの波よ、
左や外海、どんどの波よ、
なかの石原、小石原、
からりころりと通りやんせ。

各詩出典：『「金子みすゞ全集」（JULA 出版局）』

小松原

八坂神社

極楽寺

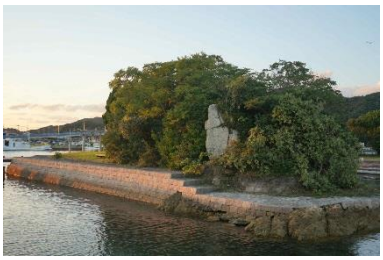
弁天島

王子山からの眺望

大泊港

波の橋立

花津浦

現在の「仙崎八景」の様子

②香月泰男（1911～1974）

旧大津郡三隅村久原（今の長門市三隅下）に生まれた画家。一時期を除く生涯のほとんどを、『〈私の〉地球』と呼んだふるさと三隅で過ごしました。シベリア抑留中の体験をモチーフとした「シベリア・シリーズ」の連作で知られています。画作の一方で、油絵の作品の他、晩年は海外での風景作品や身の回りの針金、空き缶などを再利用して製作した子どものためのおもちゃ複数が香月美術館に展示されています。

香月泰男の描いた長門市の風景（資料：香月泰男美術館）

No	作品題名	制作年	描いた場所
1	風景 5（浅田風景）	1933	長門市三隅浅田
2	雪降りの山陰風景	1934	長門市三隅浅田
3	雪庭	1934	明峰寺（長門市三隅）の微笑庭
4	久原山	1962	長門市三隅の「久原山」という山。香月泰男の生家裏の山
5	嶽	1963	長門市三隅の「嶽」という山
6	青海島遊覧	1963	青海島遊覧船船内
7	青海島遊覧船	1963	青海島遊覧船船内
8	長門市の南条踊	1963	長門市の南条踊り
9	捕鯨古図	1963	長門市通で行われていた古式捕鯨
10	〈私の〉地球	1967	長門市三隅を俯瞰的に見た図
11	久原山	1969	
12	雪の朝	1974	長門市三隅久原。香月泰男の自宅を含む久原の集落と、背後にそびえる久原山の雪景色。

③大津あきら（1950-1997）

長門市出身の作詞家。慶応大学在学中に劇作家のつかこうへい、音楽家の坂本龍一と出合い、劇中歌の作詩・作曲を手がけた。代表作に「心の色／中村雅俊」、「for you…／高橋真梨子」、「輝きながら…／徳永英明」、「約束／渡辺徹」などがあります。

仙崎をはじめ、陽が昇り、夕日が沈み、その輝く波間に行き交う漁船といった青海島から眺められる海は、大津の創作の原点といわれています。彼は仙崎を「輝くまち、すなおな人々の住むまち」と話していました。

資料：長門市市勢要覧（ながとの風）

④東山魁夷（1908-1999）

横浜市出身の 20 世紀の日本を代表する国民的画家である東山魁夷は、旅の中で得たテーマを纏った作品を数多く残しています。皇居宮殿長和殿波の間にある、「朝明けの潮」と名づけられた絵画（タテ約 3.8m、ヨコ約 14.3mの大壁画）は、青海島の背叢（せむら）がモチーフとなっており、東山魁夷は、この作品の制作にあたり日本の海のイメージを求めて、全国の海を回ったと言われています。また、昭和 46 年から奈良唐招提寺にある襖絵「涛声（とうせい）」は、青海島の風景といわれています。

「朝明けの潮」（出典：宮内庁ホームページ）

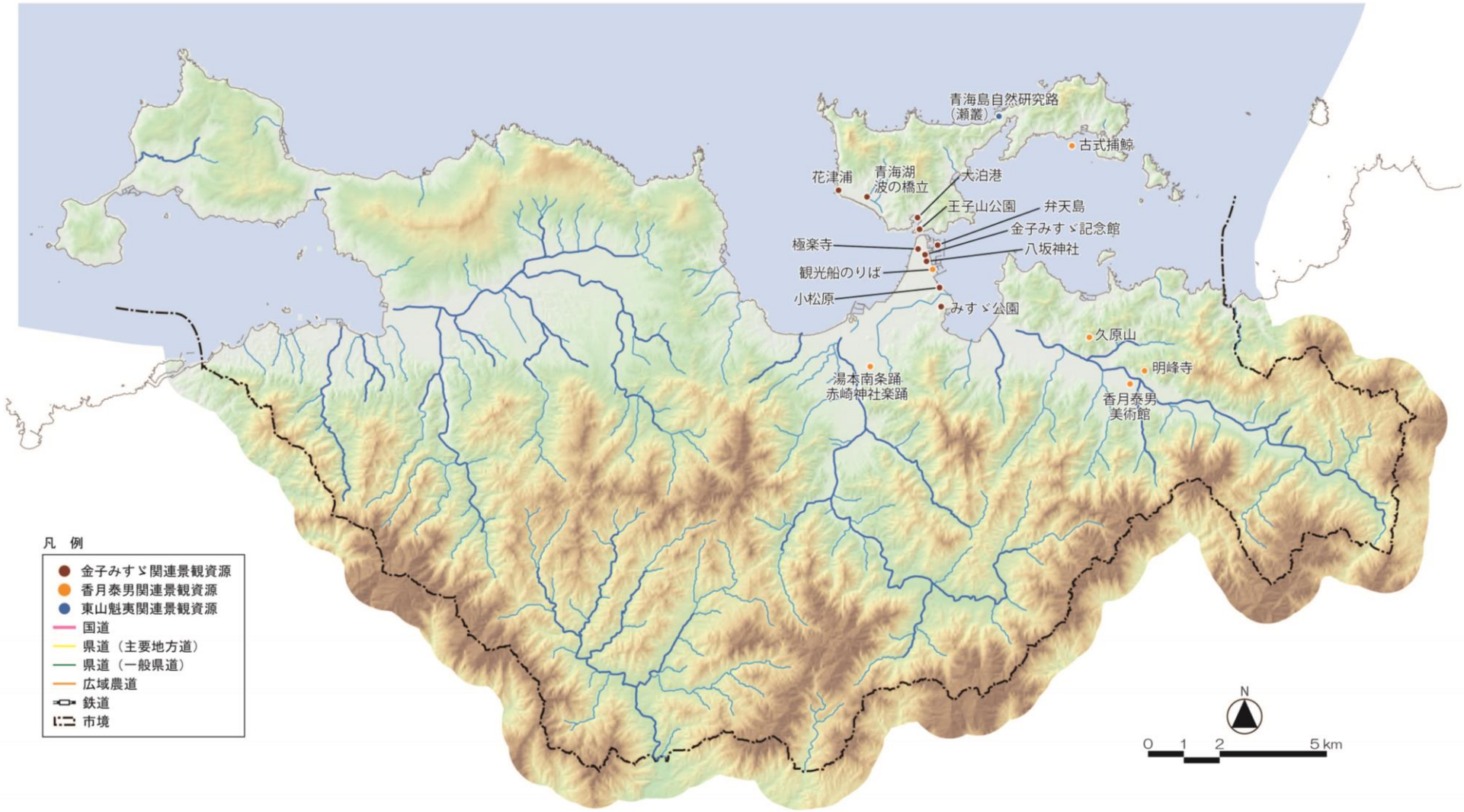
青海島自然研究路
(瀬叢)
古式捕鯨
花津浦
青海湖
波の橋立
大泊港
王子山公園
弁天島
金子みすゞ記念館
極楽寺
八坂神社
観光船のりば
小松原
みすゞ公園
久原山
明峰寺
湯本南条踊
赤崎神社楽踊
香月泰男
美術館
凡　例
金子みすゞ関連景観資源
香月泰男関連景観資源
東山魁夷関連景観資源
国道
県道（主要地方道）
県道（一般県道）
広域農道
鉄道
市境
N
0 1 2 5 km

文化人の愛した景観

（２）自然の景観

①外海の景観

本市の代表的な自然景観の一つで、市内で最も広大な景域を有しています。

青海島、向津具半島の入り組んだ海岸線、十六羅漢や龍宮の潮吹、俵島など海食による独特の荒々しい海岸美などは、風光明媚で、長門市を代表する絶景スポットとなっており、大部分が北長門海岸国定公園に指定されています。また、千畳敷や川尻岬などの眺望点から、美しい夕暮れの景観や漁火の景観など、季節や時間によって変化する景観を楽しむことができます。

《主な景観構成要素》

- 台地から日本海や海岸への眺望点である青海島自然研究路、千畳敷、妙見山展望公園、川尻岬
- 「仏岩」、「十六羅漢」、「立石観音」など浸食された断崖、洞門、奇岩
- 北長門海岸国定公園の代表的な景勝地である青海島、向津具半島の俵島（国指定名勝）
- 遠浅で砂浜の只の浜海水浴場、白砂とハマユウ群落のある二位ノ浜海水浴場
- 丘陵部や山筋の風力発電施設（日置ウィンドパーク、楊貴妃の里ウィンドパーク）

千畳敷からの眺望

妙見山展望公園からの眺望

川尻岬（本州西北端）

仏岩（青海島自然研究路からの眺め）

十六羅漢

立石観音（妙見山展望公園より）

俵島（向津具下）

二位ノ浜海水浴場

②内海の景観

青海島と中国地方に挟まれた深川湾や仙崎湾、向津具半島の油谷湾は、波穏やかな内海となっており、古くから漁業や捕鯨を生業としてきた漁港が点在しています。野波瀬釣りデッキなど海洋レクリエーション施設も数多く点在しています。また、山口県最大の淡水湖青海湖や金子みすゞが詠った小松原や花津浦などの仙崎八景があります。

《主な景観構成要素》
- 青海島、向津具半島
- 仙崎湾、深川湾、油谷湾、各湾に点在する漁港
- フィッシャリーナ小島、野波瀬釣りデッキなどの海洋レクリエーション施設
- 青海湖
- 金子みすゞが詠んだ仙崎八景（小松原、弁天島、王子山、大泊港、波の橋立、花津浦）

仙崎湾

深川湾

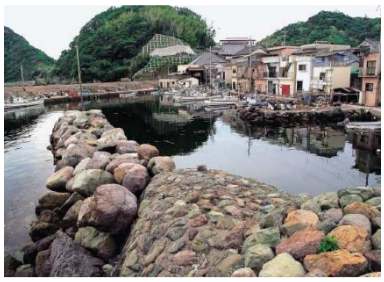
通漁港の石組

通漁港

掛淵漁港

伊上漁港

久原漁港

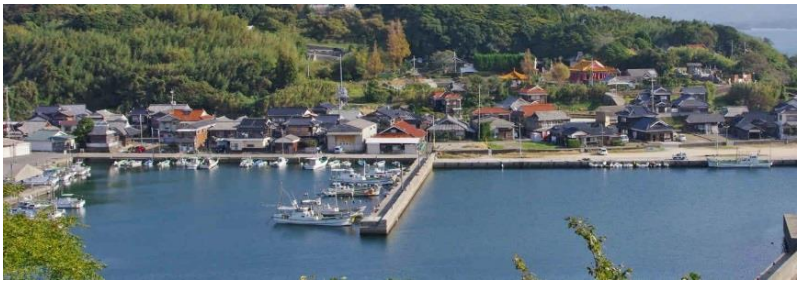
久津港

青海湖

③市街地や田園の背景となる山並みの景観

南側を中国山地西端の山並みに囲まれた本市には、最高峰の天井ヶ岳（691m）をはじめとして、一位ヶ岳（672m）や花尾山（669m）などの山々が連なり、頂上からは壮大なパノラマ景観が見られます。種々の登山コースが整備され、眺望とともに貴重な植生を含む自然景観が見られます。

《主な景観構成要素》
- 花尾山、一位ヶ岳、天井ヶ岳の山並み
- 登山道（花尾山、一位ヶ岳、草添山など）
- 一位ヶ岳に群生する県指定天然記念物ベニドウダンやヤマボウシ、アセビなどの植生
- 花尾山の修験の道場となっていた花尾権現

花尾山からの眺望

一位ヶ岳

九卒塔波山（大坊ダム）

日置の森林（妙見山展望公園より）

天井ヶ岳方面の山並み（妙見山展望公園より）

④清流の河川景観

本市には深川川、三隅川、掛淵川、木屋川の二級河川が流れ、深川川の支流である深川川（音信川）はゲンジボタルの発生地として、国の天然記念物に指定されています。また、最大流域を誇る掛淵川の両岸には農地が広がり、シロウオ漁が行われるなど、豊かな自然生態系と多様な生業や活動が一体となって織り成す景観が見られます。

湯本地区には深川川（音信川）とその支流である大寧寺川と三ノ瀬川が流れており、川には岩場が点在し特徴的な河川景観が見られます。深川川（音信川）はゲンジボタルの発生地として、国の天然記念物に指定されていることでも知られ、澄んだ清流が魅力となっています。

《主な景観構成要素》
- 深川川、三隅川、掛淵川、木屋川の二級河川や中小河川と樹林地
- 河川の両岸に広がる農地
- 親水性のある音信川河川公園、アユ放流が見られる三隅川河川公園等の河川公園
- ゲンジボタルなどの貴重な生態系
- 大坊ダム、狩音ダム、有宗ダムなどのダム
- シロウオ漁など人々の生業・活動

深川川（音信川）と桜

深川川（音信川）

大寧寺川

三隅川（観月橋付近）

七重川河川公園

木屋川（俵山）

大坊川（油谷新別名）

大坊ダム

大坊ダム

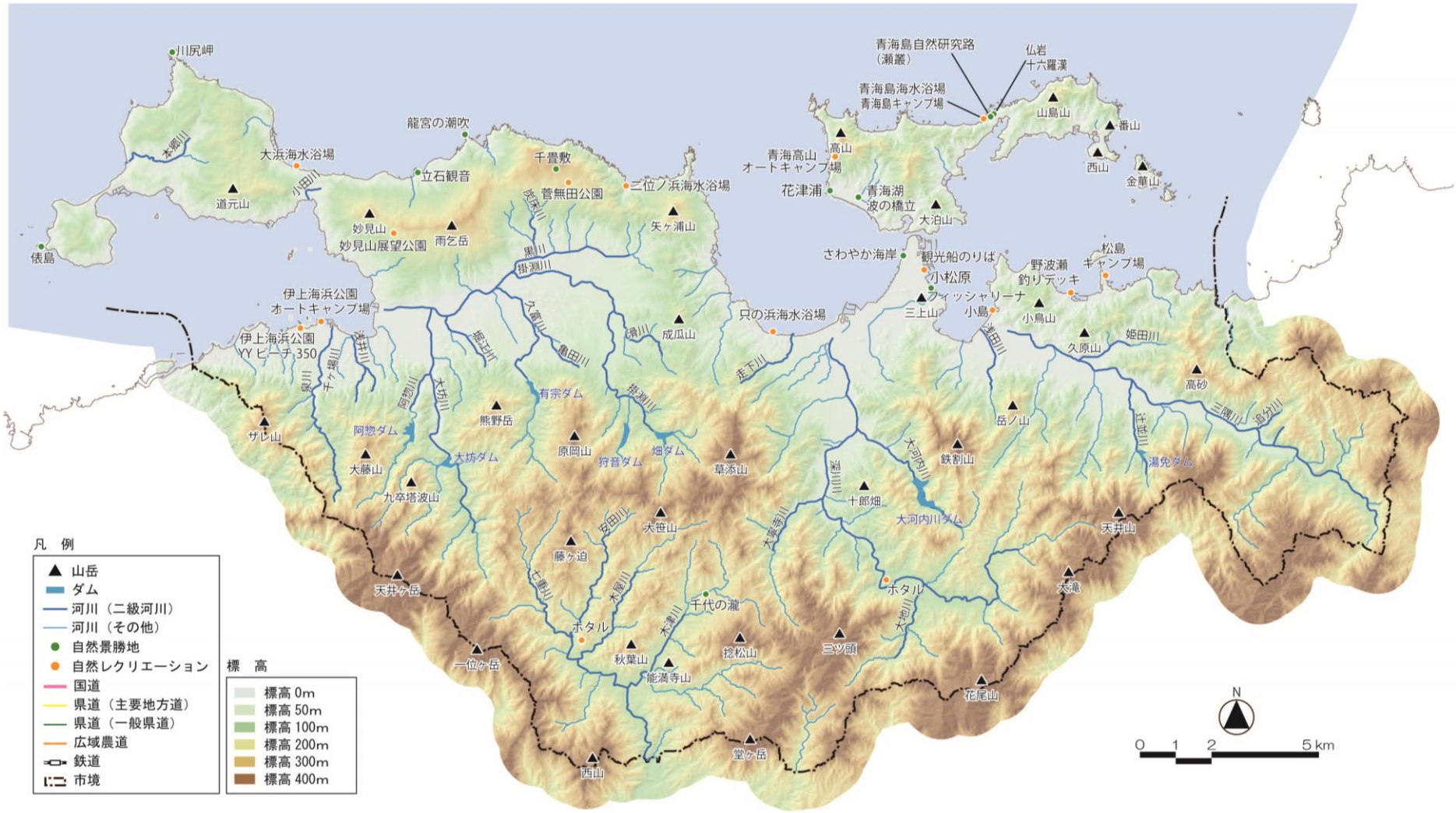
凡　例
山岳
ダム
河川（二級河川）
河川（その他）
自然景勝地
自然レクリエーション
国道
県道（主要地方道）
県道（一般県道）
広域農道
鉄道
市境
標　高
標高 0m
標高 50m
標高 100m
標高 200m
標高 300m
標高 400m
川尻岬
俵島
道元山
大浜海水浴場
小田川
龍宮の潮吹
立石観音
千畳敷
菅無田公園
三位ノ浜海水浴場
妙見山
妙見山展望公園
雨乞岳
矢ヶ浦山
伊上海浜公園
オートキャンプ場
伊上海浜公園
YY ビーチ 350
ザビ山
大藤山
九卒塔波山
阿惣ダム
大坊ダム
熊野岳
有宗ダム
原岡山
狩音ダム
畑ダム
草添山
掛淵川
亀田川
成瓜山
只の浜海水浴場
走下川
青海島自然研究路
（瀬叢）
仏岩
十六羅漢
青海島海水浴場
青海島キャンプ場
山島山
番山
青海高山
オートキャンプ場
高山
西山
金華山
花津浦
青海湖
波の橋立
大泊山
さわやか海岸
観光船のりば
小松原
フィッシャリーナ
三上山
小島
小鳥山
松島
キャンプ場
野波瀬
釣りデッキ
久原山
姫田川
高砂
岳ノ山
三隅川
湯免ダム
鉄割山
大河内川
大河内川ダム
十郎畑
天井山
大滝
ホタル
三ツ頭
花尾山
堂ヶ岳
天井ヶ岳
一位ヶ岳
藤ヶ迫
大笹山
千代の滝
ホタル
秋葉山
能満寺山
捻松山
西山
N
0　1　2　5 km

自然の景観

（３）暮らしと生業の景観

①田園集落景観

市を流れる深川川や三隅川、掛淵川等の周辺には田園等の農地が広がっています。また、向津具半島の日置、油谷、向津具にかけては、緩やかな斜面を利用した棚田が広がっており、特に、東後畑棚田は日本の棚田百選に指定されています。農地の周辺には、中国地方の農山村の集落景観を特徴づける伝統的な石州瓦や入母屋の屋根形態を有した民家が建ち並び、趣のある集落景観を形成しています。また、耕作や収穫などの農作業の風景は、長門市の食を感じる景観です。

近年、農業の担い手の減少により、耕作放棄地が増加傾向にあり、耕作放棄地での太陽光発電パネルの設置も散見されます。

《主な景観構成要素》
- 河川沿いに広がる農地や向津具半島に広がる棚田、ため池群
- 石州瓦などを利用した昔ながらの民家（入母屋屋根）と生垣
- 畦道、用水路、石積の擁壁
- 背景となる丘陵地（里山）

東後畑棚田（油谷）

深田ため池（油谷後畑）

棚田（立石周辺）

宝国寺周辺（三隅中）

農地と集落（三隅上）

農地と集落（日置下）

耕作放棄地（湯本）

太陽光発電パネル（油谷新別名）

②漁村集落景観

仙崎湾、深川湾、油谷湾には、各漁港において、低層で古い木造家屋が密集する特色ある漁村集落景観が形成されています。全国的に数少ない漁業関係の国指定重要文化財である早川家住宅など、漁業を生業とし発展してきた歴史を偲ばせる景観が見られます。

本市には 14 の漁港があり、一本釣、底曳網、巻網、採貝採藻など多種多様な漁業や市場での競りなどの漁業活動による景観は食文化を象徴する風物詩となっています。

《主な景観構成要素》
- 漁港と漁船
- 背後の谷あいや平坦部に沿う形で密集する木造家屋、勾配屋根、自然素材を使用した壁面
- 狭隘な生活道路
- 多種多様な漁法、イカ釣り漁船の漁火
- 競りなどの生業やしらすの天日干しなどの加工作業

密集した集落（通）

狭隘な生活道路（通）

漁港と集落（掛淵）

漁村集落（大浦）

谷あいに密集した集落（大浦）

密集した集落（久津）

網なおし（大日比）

しらすの天日干し（通地区）

初競り（仙崎市場）

東後畑棚田と漁火

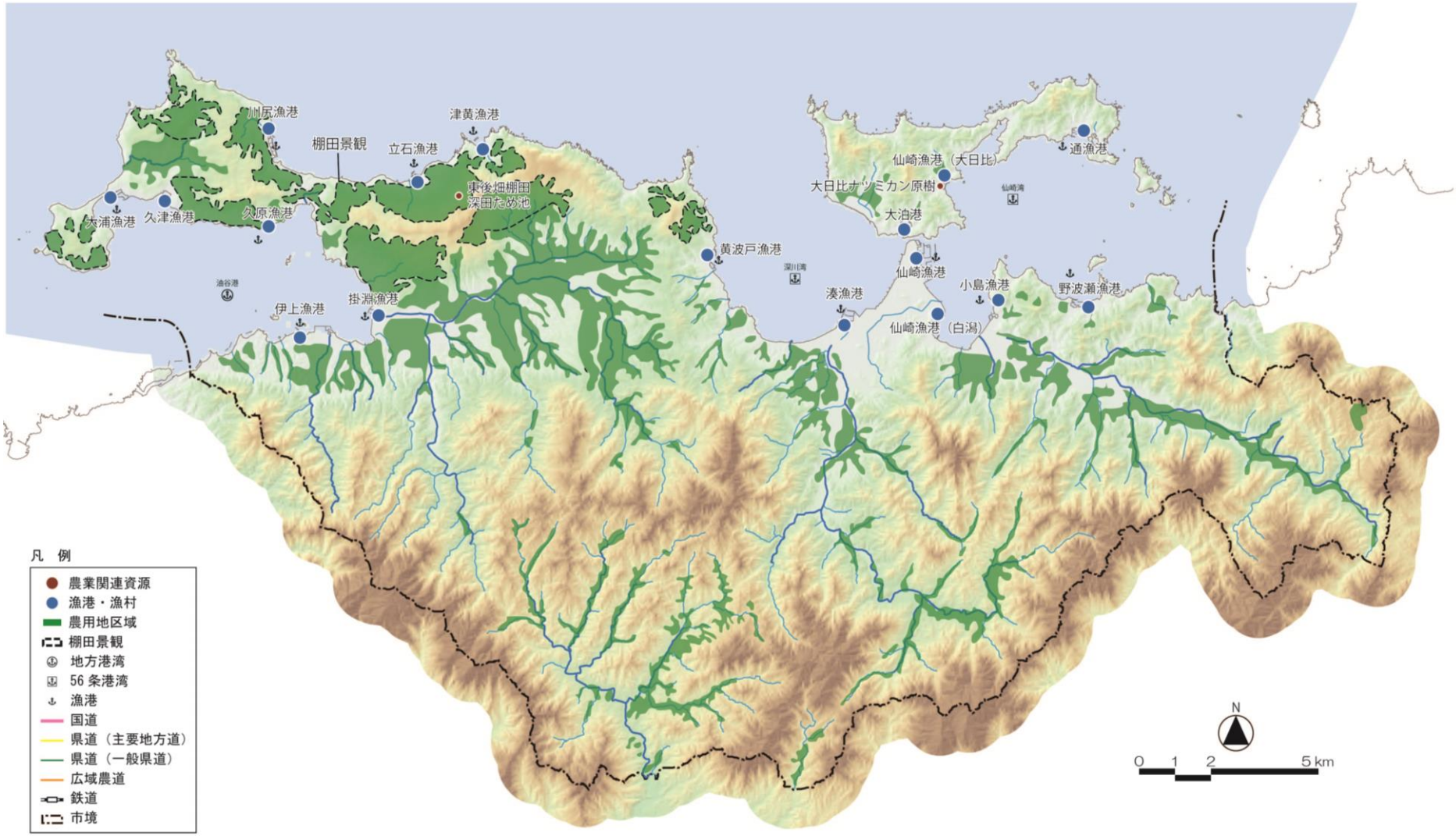
凡　例
農業関連資源
漁港・漁村
農用地区域
棚田景観
地方港湾
56 条港湾
漁港
国道
県道（主要地方道）
県道（一般県道）
広域農道
鉄道
市境
大浦漁港
久津漁港
久原漁港
川尻漁港
棚田景観
立石漁港
津黄漁港
東後畑棚田
深田ため池
黄波戸漁港
油谷港
伊上漁港
掛淵漁港
深川湾
湊漁港
仙崎漁港（大日比）
大日比カツミカン原樹
仙崎湾
大泊港
仙崎漁港
仙崎漁港（白潟）
小島漁港
野波瀬漁港
通漁港
N
0　1　2　5 km

暮らしと生業の景観

（４）市街地の景観

①まちなかの景観

【ＪＲ長門市駅周辺】

ＪＲ長門市駅周辺の中心市街地には、ルネッサながとや長門市総合公園などが立地しており、地域のシンボルとなっています。行政機関や文化・スポーツ施設、集合住宅、ホテル等の立地が見られるが、比較的建物の密度は低く、全体は低中層の建物を中心とする市街地となっています。国道 191 号沿いには、派手な屋外広告物なども見られます。

《主な景観構成要素》
- JR 長門市駅
- JR 長門市駅周辺の行政機関、文化・スポーツ施設、医療福祉施設、商業・業務施設、流通関連施設、公共施設（公園等）
- 戸建住宅や中高層の集合住宅

JR 長門市駅

ルネッサながと

長門市総合公園

【仙崎】

JR 仙崎駅北側半島部の市街地には、仙崎みすゞ通りを中心に虫籠窓のある切妻造りの伝統的な町家が建ち並び、歴史のあるまちなみが形成されています。近年では、空き家・空き地が増加しています。

仙崎港周辺には、センザキッチンなど、海を背景として、公共施設や集客施設が集積しています。

《主な景観構成要素》
- JR 仙崎駅
- 仙崎港周辺の商業施設、公共施設（センザキッチンなど）
- 仙崎みすゞ通り
- 虫籠窓のある切妻造りの伝統的な町家

仙崎の市街地（王子山公園より）

仙崎みすゞ通り

センザキッチン

②沿道市街地の景観

地域拠点に位置づけられている三隅、日置、油谷の市街地は、各支所や小中学校等の公共施設や低層の住宅、ガソリンスタンドやスーパーなどの沿道型商業施設が集積していますが、近年空き家・空き地が増加しています。また、派手な屋外広告物や太陽光発電パネルなども見られます。

《主な景観構成要素》
- 支所や小中学校などの公共施設
- 沿道の商業施設
- 三隅、日置、油谷での落ち着きある低中層住宅
- セメント工場などの工作物

三隅支所周辺

油谷支所周辺（国道 191 号沿い）

油谷小学校

セメント工場（主要地方道下関長門線）

生コン施設（国道 191 号沿い）

③温泉地の景観

本市には、山口県で最も長い歴史を持つ長門湯本温泉、昔ながらの湯治場の風情の残る俵山温泉、眼下に深川湾の景色を望むことができる黄波戸温泉、弘法大師の夢のお告げで見つけられたといわれている湯免温泉、高台から油谷湾を一望することができる油谷湾温泉のそれぞれの風情や特色の異なる５つの温泉を有しており、多くの観光客が訪れています。

湯本地区では、深川川（音信川）・大寧寺川沿いを中心に、温泉ホテル、旅館等の中高層の建物と低層の商店や住宅が混在した温泉街が形成されています。

俵山地区は、古くから湯治場として知られ、２・３階建ての旅館が建ち並ぶ山間部の旅館街で、独特の風情ある景観が形成されています。

湯免、黄波戸、油谷湾の各温泉では、温泉街としてのまちなみは見られません。

《主な景観構成要素》
- 路地沿いに並んだ密集した温泉旅館のまちなみ
- 深川川（音信川）、三隅川、木屋川などの河川
- 休憩の場や視点場となっている橋梁
- 温泉風情を演出する袖看板、平看板

［湯本］

深川川（音信川）沿いのまちなみ（湯本）

温泉地のまちなみ（湯本）

せせらぎはし（湯本）

［俵山］

旅館のまちなみ（俵山）

町湯（俵山）

河川沿いのまちなみ（俵山）

［湯免］

湯免ふれあいセンター

［黄波戸］

黄波戸温泉交流センター

［油谷湾］

油谷湾温泉

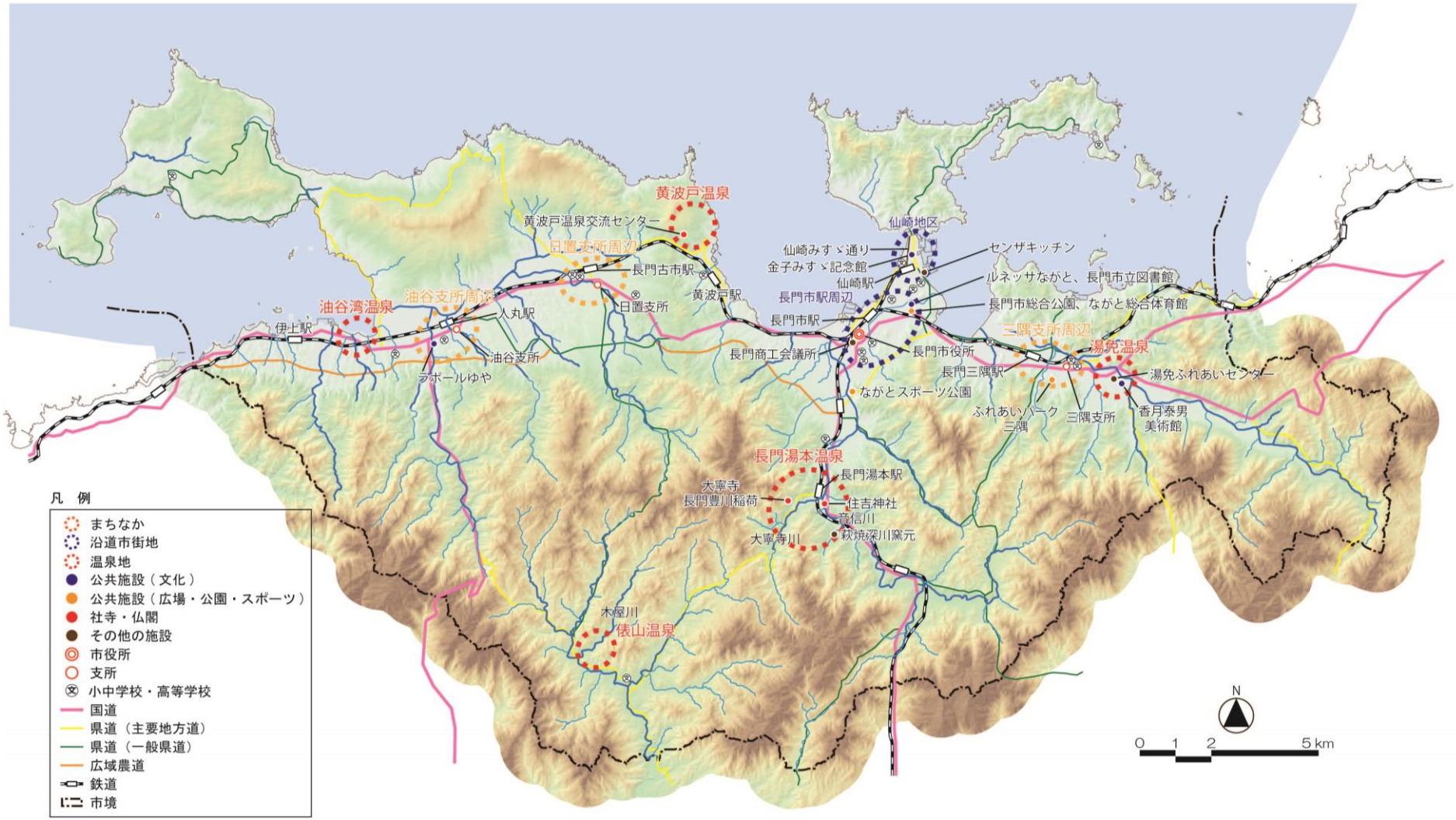
黄波戸温泉
黄波戸温泉交流センター
日置支所周辺
長門古市駅
黄波戸駅
日置支所
油谷湾温泉
油谷支所周辺
人丸駅
伊上駅
油谷支所
アポールゆや
仙崎地区
仙崎みすゞ通り
金子みすゞ記念館
センザキッチン
仙崎駅
ルネッサながと、長門市立図書館
長門市駅周辺
長門市総合公園、ながと総合体育館
長門市駅
三隅支所周辺
湯免温泉
長門商工会議所
長門市役所
長門三隅駅
湯免ふれあいセンター
ながとスポーツ公園
ふれあいパーク三隅
三隅支所
香月泰男美術館
長門湯本温泉
長門湯本駅
大寧寺
長門豊川稲荷
住吉神社
音信川
秋焼深川窯元
大寧寺川
木屋川
俵山温泉
凡 例
まちなか
沿道市街地
温泉地
公共施設（文化）
公共施設（広場・公園・スポーツ）
社寺・仏閣
その他の施設
市役所
支所
小中学校・高等学校
国道
県道（主要地方道）
県道（一般県道）
広域農道
鉄道
市境
N
0 1 2 5 km

市街地の景観

（５）歴史を物語る景観

①地域の歴史・文化を伝える社寺・仏閣

本市には、県指定史跡の大寧寺や元乃隅神社など、地域の歴史・文化を伝える社寺・仏閣があり、多くの観光客が訪れます。多くの社寺は、社叢林や参道、周辺の集落や農地と一体となり、地域の歴史を物語る景観となっています。北長門海岸に位置する元乃隅神社などは、背景となる自然と調和し、壮大な景観を形成しています。

《主な景観構成要素》
- 社寺・仏閣
- 社叢林、参道
- 周辺の集落や農地
- 背景となる山林や海

西圓寺【県指定有形文化財】

八坂神社

円究寺

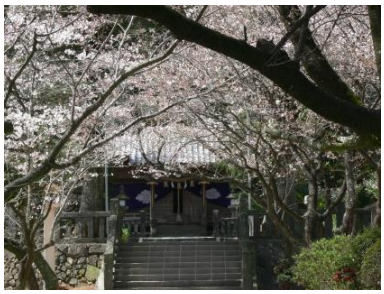

御所原大神宮

大寧寺本堂【県指定史跡】

豊川稲荷神社

麻羅観音

三隅八幡宮

元乃隅神社

②地域の歴史のシンボルとなる建造物

本市には、村田清風旧宅や早川家住宅などの地域の歴史や文化を物語るシンボルとなる建造物があります。これらの建造物は、市内各所に点在しており、それぞれの集落や自然と一体となり、シンボルとして地域の景観を特徴づけています。

《主な景観構成要素》
- 村田清風旧宅などの歴史的建造物
- 集落
- 背景となる山林、海

くじら墓【国指定史跡】

早川家住宅【国指定重要文化財】

金子みすゞ記念館

村田清風旧宅及び墓【国指定史跡】

中野本宅（日置）

楊貴妃の里

河内神社
元乃隅神社
向津具八幡宮
立石観音
向徳禅寺
楊貴妃の里
二尊院
貴布祢神社
旧中野本店
旧中野別邸
日置八幡宮
日置峠山の須恵器窯跡
八幡人丸神社
大津醤油株式会社
吉亀旅館
極楽寺
金子みすゞ記念館
八坂神社
西円寺
浄土宗聞法道場
鯨墓
くじら資料館
向岸寺
早川家住宅
飯山八幡宮
御所原大神宮
赤崎神社
楽桟敷
村田清風記念館
三隅山荘
三隅八幡宮
香月泰男
美術館
大寧寺
長門豊川稲荷
住吉神社
萩焼深川窯元
渋木八幡宮
西念寺
麻羅観音
熊野神社
能満寺
凡 例
社寺・仏閣
歴史的建造物
国道
県道（主要地方道）
県道（一般県道）
広域農道
鉄道
市境
N
0 1 2 5 km

歴史を物語る景観

（６）四季の景観

春には桜やツツジ、夏にはアジサイやゲンジボタル、秋には名所の紅葉や田園のコスモス、冬には山々や里に降り積もった雪景色など、四季折々の変化と彩りの風景を見せています。

①春の風景

・桜・菜の花、レンゲ畑が里山や田園、公園、河川敷など、随所で見られます。

深川川河川敷の桜

熊野山公園のツツジ

②夏の風景

・新緑の緑に覆われた山々や里の緑、名所や路傍に咲く色とりどりの花々、花火大会など市内各地で行われる夏祭りなどは夏の風物詩となっています。

向徳寺のアジサイ

ながと仙崎花火大会

③秋の風景

・赤と黄の色鮮やかな紅葉に覆われた名所・旧跡が秋の風景を特徴づけており、特に、大寧寺は人気の高い紅葉スポットとなっています。

大寧寺の紅葉

コスモス畑（日置）

④冬の風景

・香月泰男がこよなく愛した久原山と三隅川は創作のモチーフとなっています。その雪景色は、存在感のある風景の一つとなっています。

久原山の雪化粧（三隅）

（7）イベント・祭り

市内各地では、年間を通じて、数々の伝統行事・イベントが行われており、これらの風景は、長門市や地域の歴史文化や暮らしぶりを伝えるとともに、まちや地域に賑わいを創出する風物詩となっています。

年間の主な祭事・イベント

主な行事	時期	開催地	内容
俵山温泉ひなめぐり	3～4 月	俵山温泉街にある各旅館	・各旅館の玄関先に、手作りを含む様々なひな飾りの展示が行われる。
ながと青海島千本桜まつり	3 月下旬	青海島のさくらの里	・長門市・青海島にちなんだイベントや夜桜のライトアップが行われる。
湯本温泉まつり・俵山温泉まつり	4 月初旬・4 月下旬	湯本温泉・俵山温泉	・湯本温泉では、温泉の恩恵に感謝の意を込め、神事、子供みこし、餅まきなどが行われる。 ・俵山温泉の小学生や中学生が俵山温泉の伝統芸能の歌舞伎を演じたり、子供みこし、フリーマーケット、ひょっとこ踊り、餅まき、ふるさと市場（地元で採れた農産品の販売）も行われる。
ホタル祭り（三隅上地区、渋木地区、俵山地区）	5 月下旬～6 月下旬	三隅上地区：三隅宗頭文化センター 渋木地区：ＪＲ渋木駅 俵山地区：頭振川緑の砂防公園駐車場	・三隅上地区、渋木地区、俵山地区で開催されている。5 月下旬から 6 月下旬まで、ホタルの乱舞が市内各地で見られる。
向津具ダブルマラソン	6 月上旬	油谷総合運動公園、元乃隅神社、千畳敷、向津具半島　など	・元乃隅神社や大浜海岸、東後畑棚田、千畳敷、立石観音などの向津具半島の絶景スポットを巡るマラソンイベント。水分や食料を補給できるように設けられるエイドステーションでは、長門市のおいしい食材などが提供されている。
長門ヨットフェスタ	7 月中旬	深川湾・さわやか海岸	・青海島一周ヨットレースをメインに、キッズトライアスロンや地引網体験スクールなど海にまつわる様々なイベントが開催される。

主な行事	時期	開催地	内容
通くじら祭り	7月中旬	通（かよい）小浦埋立地	・古くから伝えられてきた「古式捕鯨」や「和船競漕」の実演が行われる。
仙崎祇園祭	7月中旬～下旬	仙崎	・赤崎まつりと人丸祭りとともに「大津三大祭り」と呼ばれており、古くから続く伝統ある祭り。山車を出し、祇園囃子や子どもの手踊りが行われる。
ながと仙崎花火大会	7月下旬	仙崎湾・仙崎漁港周辺	・長門の夏の一大祭り。よさこいのパレードや色々な出店が並び、花火大会を盛り上げる。
みすゞ七夕笹まつり	8月初旬	仙崎みすゞ通り	・仙崎みすゞ通りが七夕飾りや竹提灯で彩られる。出店が並び、イベントが行われ、多くの人で賑わう。
汗汗フェスタ in 千畳敷	8月初旬	千畳敷高原キャンプ場周辺	・高さ 333mの千畳敷で開催されるマウンテンバイクレース。開催期間中は全国各地からレースに参加するマウンテンバイク愛好者で賑わう。
湯本温泉納涼盆踊り大会	8月中旬	長門湯本温泉街・音信川河川公園付近	・温泉街の中心を流れる深川川（音信川）にかかる千代橋にやぐらを組み、このやぐらを中心に行われる。精霊流しや花火、ストリートライブなどが行われる。
油谷夏まつり 響炎祭	8月中旬	油谷総合運動公園	・油谷地域の最大イベントとして定着している夏まつり。音楽、花火、炎、レーザーの競演する楊貴妃花火ファンタジーが見所となっている。

主な行事	時期	開催地	内容
西日本やきとり祭り in 長門	8 月下旬	山口県漁業共同組合　湊魚市場	・西日本の有名店が集結し、県内外にやきとりの魅力を発信しようと始まったイベント。
赤崎まつり	9 月中旬	東深川江良（赤崎神社）	・慶長元年（1596）この付近一帯に広がった疫病を赤崎神社に平癒祈願のため、楽踊りなどの芸能を奉納したのが始まりとされる。10 日に「湯本南条踊」「楽踊」が奉納される。
ながとお魚まつり	10 月初旬	山口県漁協仙崎地方卸売市場	・長門の新鮮な魚介類の大直売会や魚のつかみ取りなどを行っているイベント。
楊貴妃　炎の祭典	10 月中旬	楊貴妃の里	・音楽イベントや地元グルメ、メインイベントの火渡りなど、多彩な催しが行われる。
LOVE 花火 in バレンタイン	2 月中旬	深川湯本　深川川（音信川）河川公園	・「恋人の聖地」にも認定されている湯本の深川川（音信川）沿いに、ロマンティックなイルミネーションが見られる。

川尻鯨唄
向津具楽踊
楊貴妃 炎の祭典
汗汗フェスタ in 千畳敷
油谷夏まつり 鬨炎祭
大内山楽踊
長門ヨットフェスタ
ながと青海島千本桜まつり
通くじら祭り
通鯨唄
通お船謡
仙崎祇園祭
みすゞ七夕笹まつり
瀬戸崎組鯨唄
ながとお魚まつり
ながと仙崎花火大会
西日本やきとり祭り in 長門
北浦地方のサバ一送り
赤崎まつり
湯本南条踊
楽踊
三隅の腰輪踊
ホタル祭り
滝坂神楽舞
湯本温泉まつり
湯本温泉納涼盆踊り大会
LOVE 花火 in バレンタイン
ホタル祭り
俵山温泉ひなめぐり
俵山温泉まつり
俵山女歌舞伎
ホタル祭り
凡 例
イベント・祭り
国道
県道（主要地方道）
県道（一般県道）
広域農道
鉄道
市境
N
0 1 2 5 km

イベント・祭り

（８）景観に係わる地域活動・まちづくり活動

①温泉まちづくり活動

長門湯本温泉では、平成２８年８月に策定された「長門湯本観光まちづくり計画」の推進を図るため、長門湯本温泉観光まちづくり推進会議が設置され、景観ガイドラインの策定、深川川（音信川）沿いの地区内道路を活用した社会実験などに取り組んでいます。

②棚田を活かした交流活動

油谷地区では、平成 16 年に「ゆや棚田保全条例」が制定され、平成 18 年に「ゆや棚田景観保存会」が発足し、維持管理とともに棚田を活かした都市住民との交流活動を行っています。

③地域が主体となった美化活動

〇長門市海岸清掃の日での景観美化活動

毎年、「長門市海岸清掃の日」が実施されており、市内の各海岸で漂着ごみの回収などが行われています。この活動は、平成 18 年より、「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」の一環として行われており、毎年約 1,400 人の地区住民や企業、ボランティアらが協力し、清掃活動に取り組んでいます。

〇母なる海を守る会の景観美化活動

油谷向津具では、油谷大浦地区の有志で行っていた漂着ごみ清掃活動を大きく広げるため、平成２０年から「母なる海を守る会」が関係団体と連携し、「ビーチクリーン大作戦」と銘打った漂着ごみの回収活動の実施や地域の高校との連携による藻場の再生活動を行っています。

〇白潟地区まちづくり協議会の景観形成活動

平成 27 年設立の白潟地区まちづくり協議会では、仙崎の玄関口である県道三差路の県道用地について、「やまぐち道路愛護ボランティア」に登録のうえ、県、市、企業との協力による花壇整備や地域の小学生や女性団体参加による花苗の植え付けを行っています。

〇むかつく地域協議会の観光地景観保全活動

平成 26 年設立のむかつく地域協議会では、観光地である俵島の道路からの景観を守るため、市道沿いの民地に繁茂する雑木を伐採し、シバザクラの植栽を行っています。現在では、樹木や植栽の維持管理に取り組んでいます。

〇千畳里山の会の景観保全活動

日置地区を拠点に活動を展開する千畳里山の会では、千畳敷高原からの景観を守るため、千畳敷に向かう市道北側の定期的な雑木の伐採を行っています。

④研究機関との連携

〇山口大学との連携

山口大学は、長門地域における活動拠点として、平成 29 年に仙崎みすゞ通りにサテライトオフィス的機能を持つ「山口大学 仙崎まちなか未来研究所」を開所しています。現在は、この拠点を活用しながら、学生による通の景色を眺めるウォーキングイベントが実施されるなど、市と大学の連携による地域の活性化に向けた取り組みが進められています。

〇下関市立大学との連携

下関市立大学では、通・青海島・俵山地域、油谷後畑地区、真木・渋木地区において、地域づくりを支援する山口県の事業「中山間地域元気創出若者活動支援事業」に取り組んでいます。イベントの運営支援や活動成果報告会の開催など、地域の活性化に向けた取り組みが進められています。

2-4. 法規制状況

本市では、青海島や、三隅、日置、油谷の海岸部にかけて、北長門海岸国定公園の特別地域に指定されています。また、山口県屋外広告物条例は市全域に適用されており、都市計画区域は、日置・油谷を除く市域東部に指定されています。

また、自然環境保全条例に基づき、森林、湖沼、渓谷等の所在する地域のうち、良好な自然環境を形成している緑地の区域等を保全する目的で、緑地環境保全地域として、大寧寺が指定されています。

施行されている法令によって規制されている事項

法令	対象となる区域	許可・届出等	行為の制限事項
山口県立自然公園条例	北長門海岸国定公園指定区域	許可（特別） 届出（普通）	・工作物の新設、改築、増築 ・木材の伐採 ・鉱物、土石の採取 ・屋外広告物又はそれに類するものの掲示 ・土地の区画形質の変更 ・水面の埋立、干拓 その他
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	・農用地区域内の開発行為 ・農地等の転用制限
農地法	農地	許可	・農地の転用 ・農地を転用するための権利設定又は移転
森林法	保安林	許可	・立木の伐採 ・土地の形質変更　など
	地域森林計画の対象となる民有林	許可	・10,000 ㎡以上の開発 ・流木の伐採
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	許可	・土木工事等を目的とした発掘行為
	史跡・名勝・天然記念物・有形文化財（建造物）	許可	・指定地内の現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為
緑地環境保全地域	大寧寺 （126ha）	届出	・宅地造成、土地形質の変更など開発行為に対する規制 ・動植物等の捕獲・採取の取締、ゴミ処理、火災予防等の指導（山口県自然保護指導員による）
山口県屋外広告物条例	禁止地域・許可地域	許可	・はり紙、立看板、広告板、広告塔などの屋外広告物の掲示
都市計画法	市内全域	許可 （開発許可）	都市計画区域内 3000 ㎡以上、都市計画区域外 1ha 以上の開発行為で、以下の建設を目的とした土地の区画形質の変更 ・建築物の建築 ・第１種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設 ・第２種特定工作物（ゴルフコース、１ha 以上の墓園等）
長門市宅地造成等に関する条例	市内全域	同意	・宅地造成等の面積が 330m^2 を超えるもの ・切土工事であって高さが 2mを超えるがけが生ずるもの行為 ・盛土工事であって高さが 1mを超えるがけを生ずるもの行為 ・その他、市長が特に必要と認め届出を命じた工事

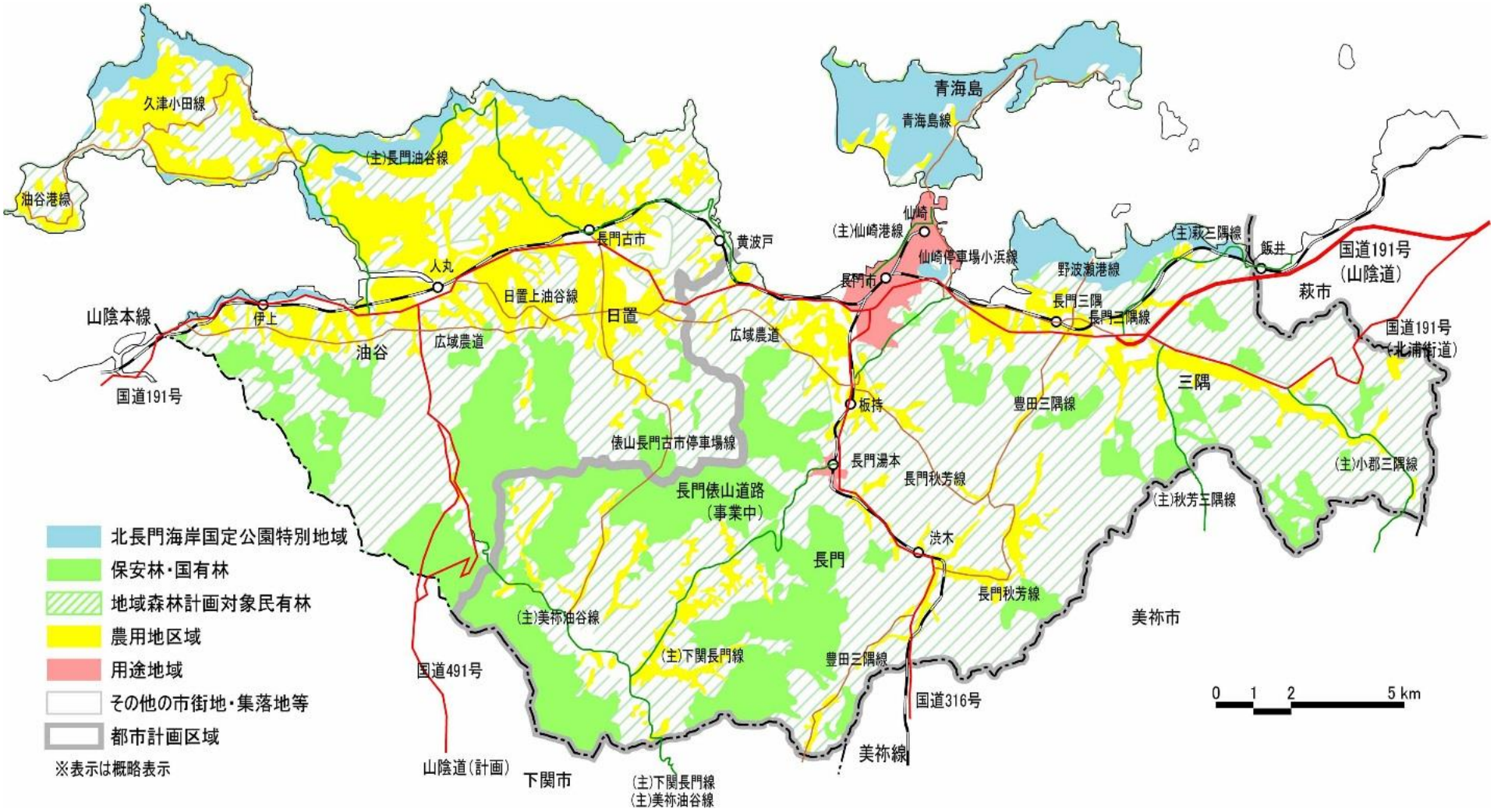
久津小田線
油谷港線
(主)長門油谷線
青海島
青海島線
仙崎
(主)仙崎港線
仙崎停車場小浜線
(主)萩三隅線
飯井
国道191号
(山陰道)
萩市
野波瀬港線
長門三隅
長門三隅線
国道191号
(北浦街道)
長門古市
黄波戸
人丸
日置上油谷線
日置
広域農道
広域農道
山陰本線
伊上
油谷
国道191号
板持
豊田三隅線
三隅
俵山長門古市停車場線
長門湯本
長門秋芳線
(主)小郡三隅線
(主)秋芳三隅線
長門俵山道路
(事業中)
渋木
長門
長門秋芳線
美祢市
(主)美祢油谷線
(主)下関長門線
豊田三隅線
国道491号
国道316号
美祢線
0 1 2 5 km
北長門海岸国定公園特別地域
保安林・国有林
地域森林計画対象民有林
農用地区域
用途地域
その他の市街地・集落地等
都市計画区域
※表示は概略表示
山陰道(計画)
下関市
(主)下関長門線
(主)美祢油谷線

法規制状況図

2-5. 上位関連計画

（１）長門都市計画区域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 24 年 3 月）（長門都市計画区域マスタープラン）

■都市づくりの基本理念

「豊かな海の恵み、温泉を活かした保養リゾート・交流都市づくり」

○歴史的市街地や温泉地と、豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成、観光・保養リゾートの核となる美しい都市づくり

○歴史的市街地の保全・整備、既成市街地内を中心とした計画的な市街化による集約型の都市づくり

○都市ネットワークや、観光ネットワークの充実を図り、都市間交流による活力ある都市づくり

○住民と行政によるエリアマネジメントの推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくり

■景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

JR 長門市駅周辺	・商業・業務をはじめ複合的な都市機能の集積を図り、魅力ある都市景観の創出を進める ・市民が集い、憩い、交流するにぎわいのある都市景観の創出を図る
仙崎地区	・防災面に配慮しつつ、歴史的建築物等の保存･修景を行い、良好なまちなみの維持・形成を図る。
道路や沿道	・道路や沿道の緑化、電線類の地中化等により、観光ネットワークの演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
身近な生活空間	・地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の良い景観が保全・創出できるよう努める。
俵山地区	・防災面に配慮しつつ、まちなみの保全を図る。

■長門都市計画区域の将来都市構造

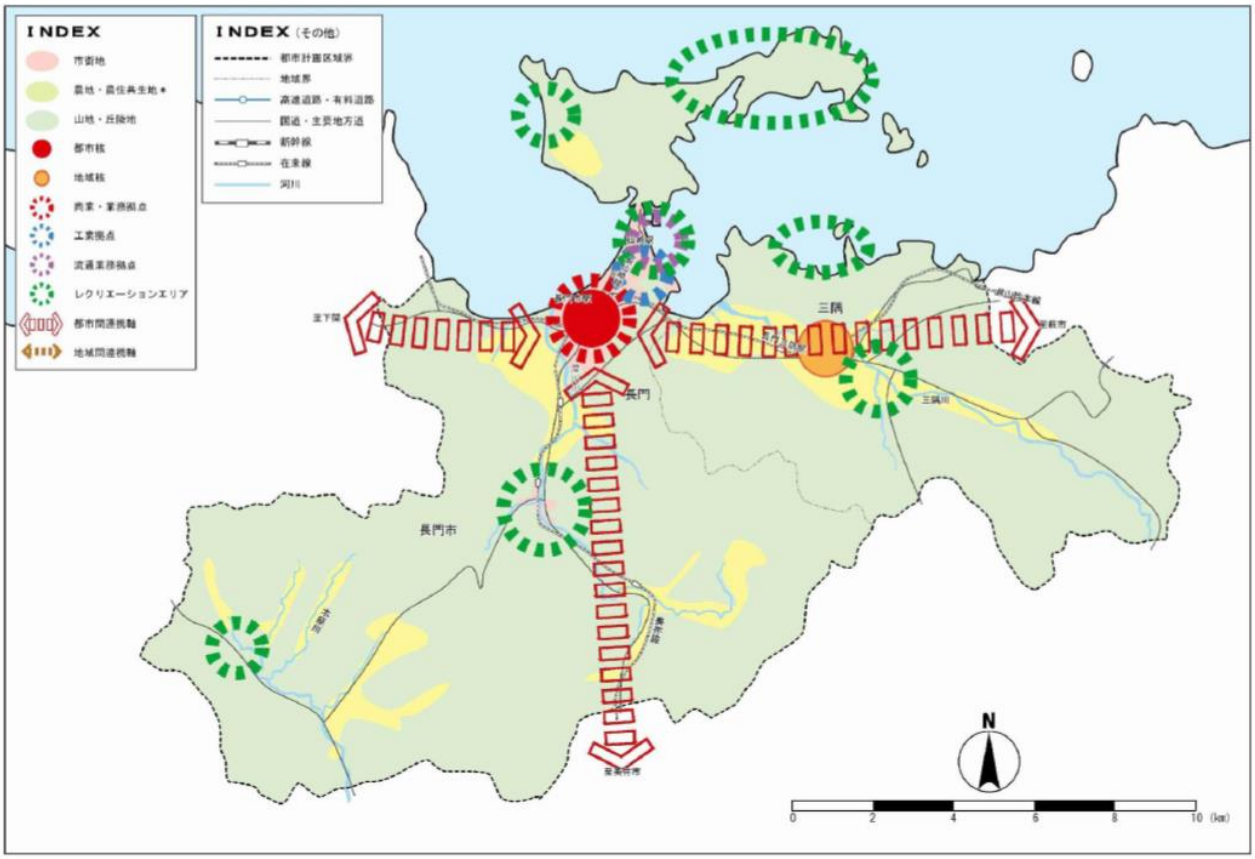

出典：長門都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（２）第２次長門市総合計画（平成 29 年 3 月）

■将来像

「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」

■景観に関わる施策

基本目標３：自然と共生し、快適なまち

⇒基本方針２：景観形成・景観づくりの推進

施策１：まちなみ景観の保全・創出

・魅力ある景観を維持し、その魅力を向上させていくための課題を整理し、市民の意見を反映させながら、長門市景観計画を策定
・湯本地区においては、長門湯本温泉観光まちづくり計画に沿った景観を形成するための重点的な取組を推進
・木造旅館が軒を連ね湯治場の原風景が残る俵山地区についても、希少な景観を後世に残せるよう検討

施策内容	具体的な施策
（１）景観計画の策定 ■関係機関と連携し、景観形成・保全に向けた手法を調査・研究します。また、地元住民と調整を図りながら方針を決定し、景観計画を策定します。	◯景観セミナーの開催 ◯景観条例の制定 ◯景観形成ガイドラインの作成

施策２：市民参加の環境・景観づくり

・市民、事業所、行政が一体となって、引き続き環境の美化や景観の保全の取組を実施

施策内容	具体的な施策
（１）景観・環境活動の推進 ■自然景観の保全や環境の美化を推進するため、全市的なキャンペーン事業を実施します。 ■市民や団体等のボランティアによる清掃や環境美化活動を支援します。 ■市民の緑化活動を支援します。	◯「長門市海岸清掃の日」や「クリーンウォーク」「河川海岸愛護運動」の実施 ◯清掃・環境美化活動への用具等の支援 ◯緑のカーテンモニター事業の実施
（２）景観に対する意識の高揚 ■景観保全や環境美化に対する市民の意識の高揚を図ります。 ■環境教育を推進します。 ■市民の緑化活動を支援します。【再掲】	◯児童の環境教育として水辺教室の開催 ◯生徒の環境教育として海岸漂着ごみ実態調査の実施 ◯緑のカーテンモニター事業の実施【再掲】

（３）長門市都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月）

■都市の将来像

「自然と笑顔にあふれた元気都市　ながと
～自然と文化の恵みを活かした長門だからできる豊かな暮らしを目指して～」

■都市景観形成の方針

①魅力ある市街地景観の形成

- 中心拠点周辺は、中心市街地として歩道や街路樹などの公共空間の整備、沿道敷地の緑化や公共空間との景観的な融合などを通して、質が高く個性的な景観形成を行い、魅力的な市街地形成を図る。
- 地域拠点や生活拠点は、生活利便施設等の整備や保全、特性に合わせた景観整備を図る。

②良好な沿道景観の形成

- ネットワーク軸として位置づけた道路は、国道３１６号のような街路樹による並木の形成が可能な区間について整備や維持管理を図る。
- 沿道に立地する建物の形態や色彩、屋外広告物になどが乱立しないような景観のコントロールを図る。

③個性ある街並み景観の形成

- 仙崎地区の歴史ある街並みや湯本地区、俵山地区の温泉街については、地区の持つ特色ある雰囲気を感じることができるような一体的街並みの整備や街路空間の整備を図る。
- 東深川や仙崎の市街地内に残された小さな丘陵地や寺社、青海島の緑は、その保全を図る。
- 市街地を囲む海岸線は、質が高く安全な変化を楽しむ散策空間として整備を図る。

④特徴的な自然景観の形成と保全

- 北長門海岸国定公園に指定されている海岸線や後畑の棚田、青海島などは、その景観の保全を図る。
- 周辺環境への影響に配慮しながら優れた眺望ポイントの整備、アクセス路の整備などを図る。

⑤豊かな田園･里山景観の形成

- 三隅から長門、日置、油谷に連なる平地部は、屋外看板や違和感のある建物の抑制などにより、良好な田園･里山景観の形成を図る。

■自然環境の保全･公園緑地の整備方針図

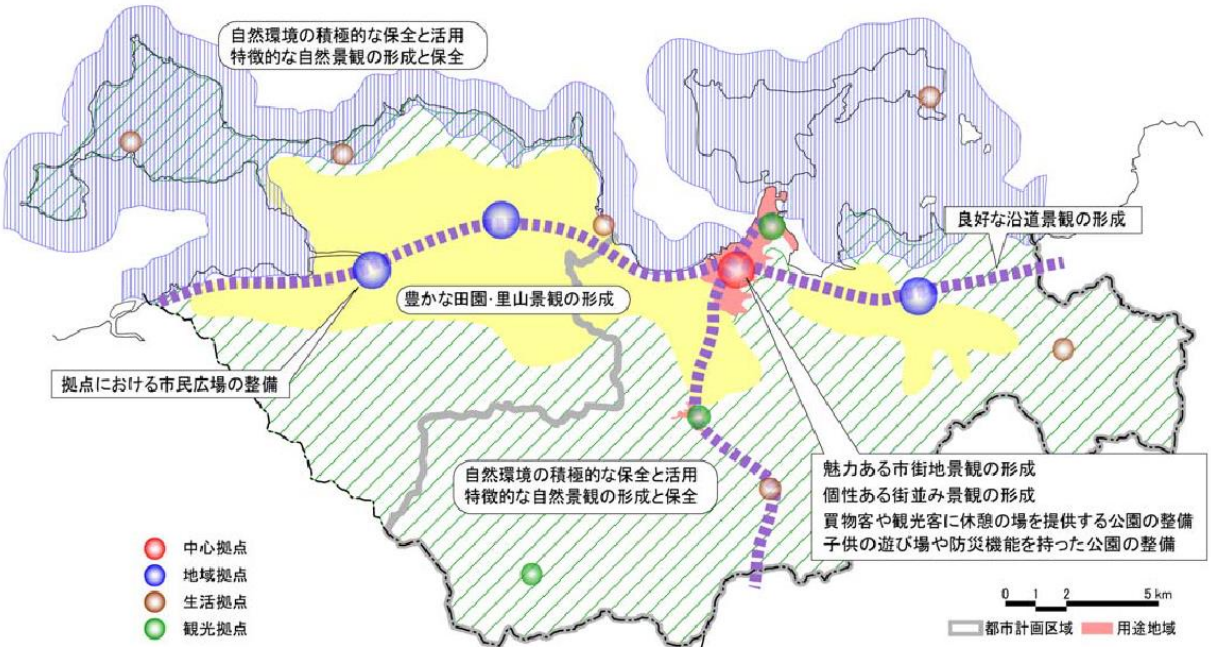

出典：長門市都市計画マスタープラン

（４）第２次長門市観光基本計画（平成 29 年 3 月）

■計画の基本理念・基本方針

基本方針：「日本の心「やさしさ」を奏でるまち 長門」　基本理念：「経済効果を実感できる観光振興」

■計画の体系

行動目標	観光戦略
地域の「稼ぐ力」を引き出す観光まちづくり	【戦略１】：総合プロデュース機能の充実 【行動計画】：①長門市観光コンベンション協会の機能強化　など
	【戦略２】：市民協働による「おもてなし力」の強化 【行動計画】：**③観光地の景観保全**　など
	【戦略３】：訴求力の強い情報発信 【行動計画】：①戦略的な情報発信　など
体験・反復型観光の推進	【戦略４】：市民の力を観光につなげる着地型観光の推進 【行動計画】：①「長門まち旅コレクション」の造成　など
	【戦略５】：長門温泉郷の魅力を活かした取組 【行動計画】：**②長門湯本温泉観光まちづくり計画の実現**、 ③俵山ブランド戦略プロジェクトの策定及び実現　など
	【戦略６】：地域資源のブランド化やブラッシュアップ 【行動計画】：①ながとの「食」や「土産物」の魅力向上　など
滞在・周遊型観光の推進	【戦略７】：エリアごとの特色あるまちなみ整備 【行動計画】：①仙崎地区グランドデザイン基本計画の実現　など
	【戦略８】：周遊観光の仕組みづくり 【行動計画】：①仙崎地区交流拠点施設「センザキッチン」の観光拠点機能の充実　など
	【戦略９】：宿泊につながる観光客誘致 【行動計画】：①県外観光客の誘致　など

■戦略２：行動計画③観光地の景観保全

計画内容	• 観光地の景観を保全する取組を推進する。 • 市内観光施設等の継続的な補修や清掃など維持管理に努めるとともに、利用者の快適性、利便性の向上を目指した施設整備を図る。 • 市民協働による観光地美化の取組を推進する。

■戦略５：行動計画②長門湯本温泉観光まちづくり計画の実現

計画内容	• 長門湯本全体で共有できるコンセプトを定めていくとともに、景観等を規律するルールづくりや統一感を持った観光まちづくりを担っていくための推進体制の構築を図る。 • 非日常の温泉街への導入と顔づくりを図る。 • 温泉街の回遊性を創出するエリア整備を図る。 • 萩焼を中心とした文化体験、お土産や食べ歩き等、温泉街をそぞろ歩きできる楽しみの演出を図る。

■戦略５：行動計画③俵山ブランド戦略プロジェクトの策定及び実現

計画内容	• 山間の湯治場や美しい里山の原風景を守っていくため、地域が一体となった景観づくり活動を展開する。 • 全国的にも珍しい外湯文化の残る湯治場の原風景を継承するため、温泉街の景観保全とブラッシュアップを図る。 • 観光客や地域住民にやさしい温泉街の再整備を図る。 • 空き旅館・店舗を活用した新たなビジネスを生むリノベーション活動を推進する。 •「温泉」と地域の「食」「自然」「歴史」を活かした新しい滞在型観光を目指し、地域と連携した取組を図る。 • インバウンドを視野に入れ、湯治客をターゲットにした長期滞在型観光の拠点として、関係機関と連携し、受入体制の充実を図る。

（５）長門湯本温泉観光まちづくり計画（平成 28 年 8 月）

■計画のサブタイトル

地域のタカラ、地域のチカラで湯ノベーション

■星野リゾートとの協働

計画の策定に当たっては、観光事業、特に全国各地の温泉街における広範な知見と専門性、その土地その土地の特徴を活かした施設運営による豊富な実績を有するとともに、長門湯本の地域資源を外部から分析できる客観性、自らも長門湯本における事業計画を有する意味での主体性を併せ持った星野リゾートと共同することが必要と認識し、計画の企画・立案は、地元長門市と星野リゾートが一体となって行っています。

■具体的な目標

「全国トップ１０に入る人気温泉地となり、継続的な魅力づくりが生まれる好循環を創る。」

順位	温泉地名	都道府県
1	草津温泉	群馬県
2	由布院温泉	大分県
3	下呂温泉	岐阜県
4	別府温泉	大分県
5	有馬温泉	兵庫県
6	登別温泉	北海道
9	道後温泉	愛媛県
10	城崎温泉	兵庫県
11	高山温泉	岐阜県
12	箱根温泉	神奈川県
13	和倉温泉	石川県
14	伊香保温泉	群馬県
15	玉造温泉	島根県
86	長門温泉	山口県

観光経済新聞社　にっぽんの温泉100選2015より、上位15ヵ所を抽出。

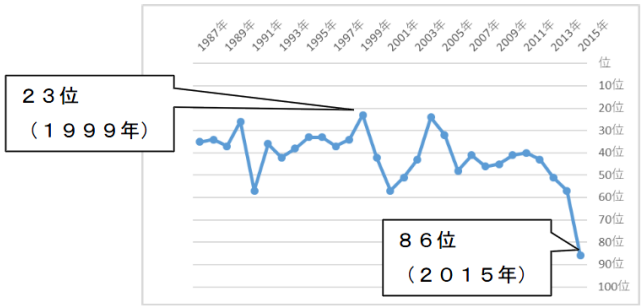

（図表９）長門湯本温泉のランキング順位の推移

■目標達成時に期待される効果

〇観光客数の増加効果

観光客数のうち、宿泊客数について、具体的には、「定員稼働率４０％」を目指すことと設定し、長門湯本温泉の客室容量から宿泊者数に換算すれば、年間３３万人となります。

〇観光消費額の増加

観光消費額については、宿泊、日帰りとも、「山口県を訪れた観光客の平均観光消費額」が、全国平均を下回る数字となっているが、これを全国平均レベルまで引き上げることとして試算します。

〇経済効果

マスタープランが実現し、目標達成した場合の経済波及効果は、年間約２００億円（税収は除く。）が見込まれます。

長門湯本（現状）	18万人	734室	2，203人	22%
長門湯本（目標）	33万人	784室	2，303人	40%

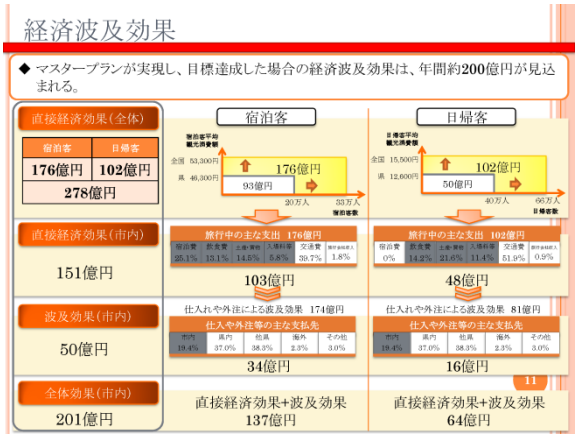

■統一感のある開発による面的再生

○景観形成に向けたルール構築に向けた議論や、既存の構築物や看板等の見直しを含めた、統一感ある面的な取組が求められる。

・統一感ある面的な取り組み

既存の構築物や看板等の見直しを含めた統一感ある面的な取組が必要。

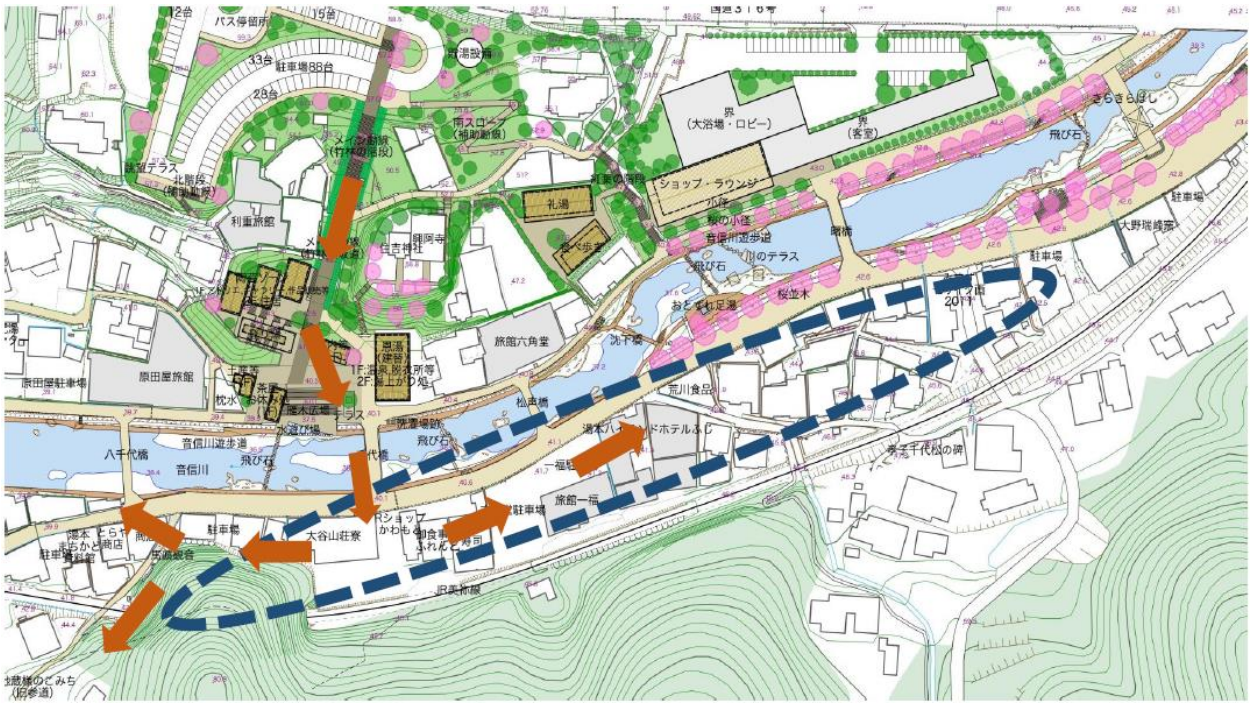

温泉街を歩かせるためには、温泉街全体(マスタープラン以外の部分も含む)の統一感・美しさが重要

・ルールの検討

風情ある魅力的な温泉街づくりのため、整備計画と同時並行でルール整備を進めていきます。

景観形成の方針検討 → ルール構築 → 景観整備

◆景観整備の必要性検討
◆景観計画の区域
◆良好な景観、重要建造物、樹木等洗出し

◆具体的な制限の検討
- 建築物の色彩・意匠・高さ等
- 電柱・既存建物のファサード
- 屋外広告物・照明

◆景観形成に向けた取組検討(主体・合意形成枠組み・インセンティブ)

◆新規建築物への規律
◆地元及び事業者における既存の構造物への対応
◆行政としての支援措置

2-6. 長門市の景観に対する住民意向

（１）調査概要

対　　象	市内に住民登録のある満18歳以上市民　2,500人
回 収 数	978人（回収率　39.1%）
調査期間	平成29年10月7日～10月24日

（２）調査結果

①回答者属性

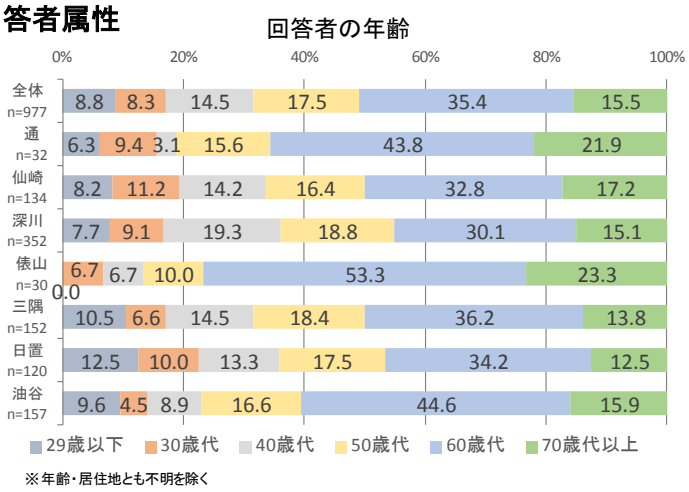

※年齢・居住地とも不明を除く

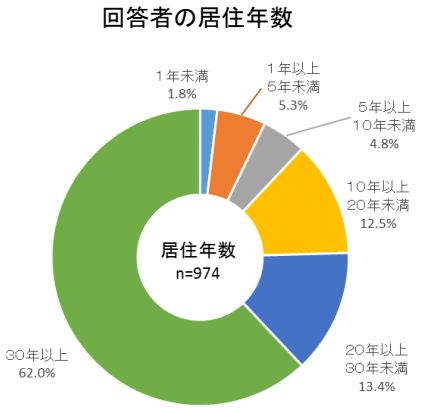

②長門市全域の景観について

【自分の住んでいる地区やその周囲で見られる景観への関心】

- 全体では、「常日頃から気にしている」が全体の31.3%で、「時々、気になることがある（49.0%）」を加えると、５人に４人が関心ありと回答しています。
- 地区別では、俵山地区が他と比べて関心が非常に高くなっており、年齢別では、高齢になるほど「常日頃から気にしている」への回答が多く、景観に対する関心の高さがうかがわれます。

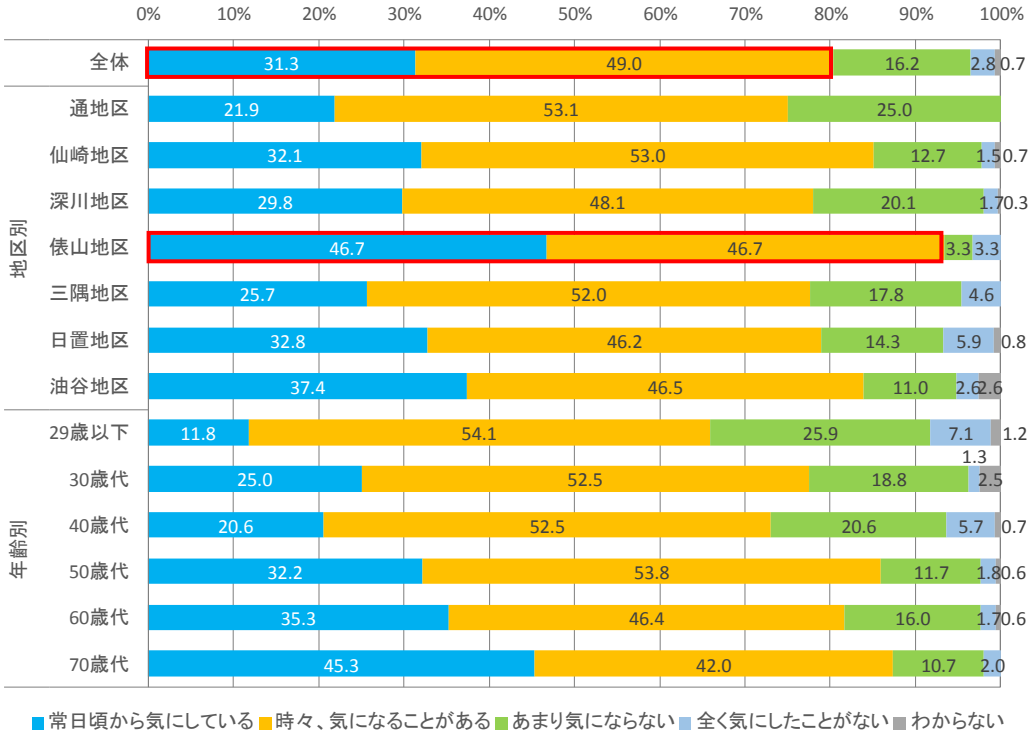

【市全域の景観の印象】

- 全体では、「良い」・「どちらかというと良い」をあわせ、全体の約４割が良いと感じています。「悪い」・「どちらかというと悪い」を合わせた回答は３割程度にとどまっており、市域全体の景観に対する評価は高い結果となっています。
- 地区別では、俵山地区が他地区に比べ悪い評価結果となっており、年齢別では、29歳以下・30歳代で「良い」・「どちらかというと良い」を合わせた結果が、他の年齢層と比べ多くなっています。

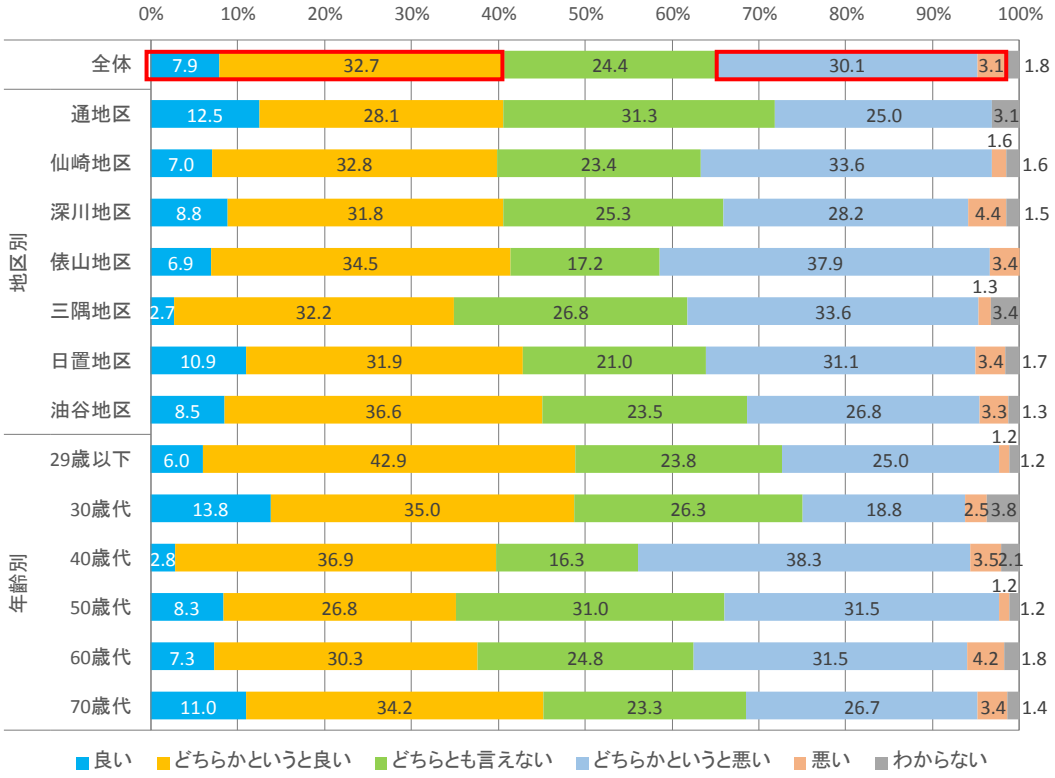

【悪いと感じた理由（「悪い」・「どちらかというと悪い」を選択した場合）（複数回答可）】

- 全体では、「空き家や空き店舗が増え、荒れた印象がする」の回答が56.8％で最も多く、「手入れが行き届かない森林や耕作放棄地がある（増えている）（52.4%）」も同様に半数以上で、他の回答を大きく上回った結果となっており、特に問題視されていることがうかがわれます。

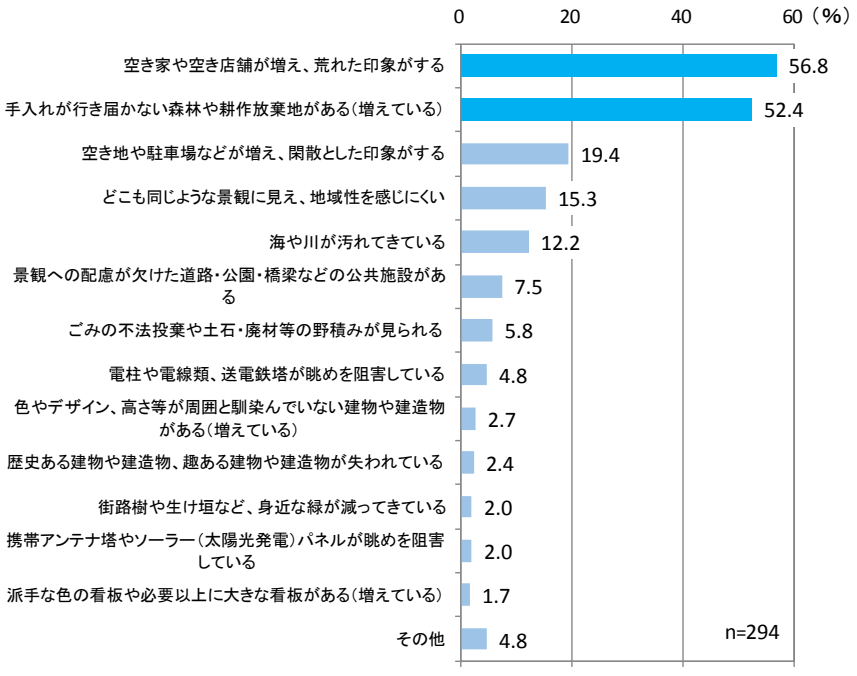

【好きな景観・後世に残したい景観（複数回答可）】

・全体では、自然に関しては「北長門海岸国定公園（千畳敷や青海島、松島海岸等）などの自然海岸の景観」（72.0%）、「桜やツツジ、紅葉、蛍などの名所の景観」（42.0%）、眺望に関しては「千畳敷や川尻岬等の高台からの眺望景観（53.9%）」、歴史・文化に関しては「大寧寺等の社寺や村田清風旧宅、二尊院五輪塔などの歴史・文化を伝える景観（41.9%）」、まちなみに関しては「湯本地区や俵山地区など、温泉街の景観（40.6%）」への回答が多い結果となりました。一方、農村・漁村や施設に関する景観への回答は比較的少ない結果となりました。

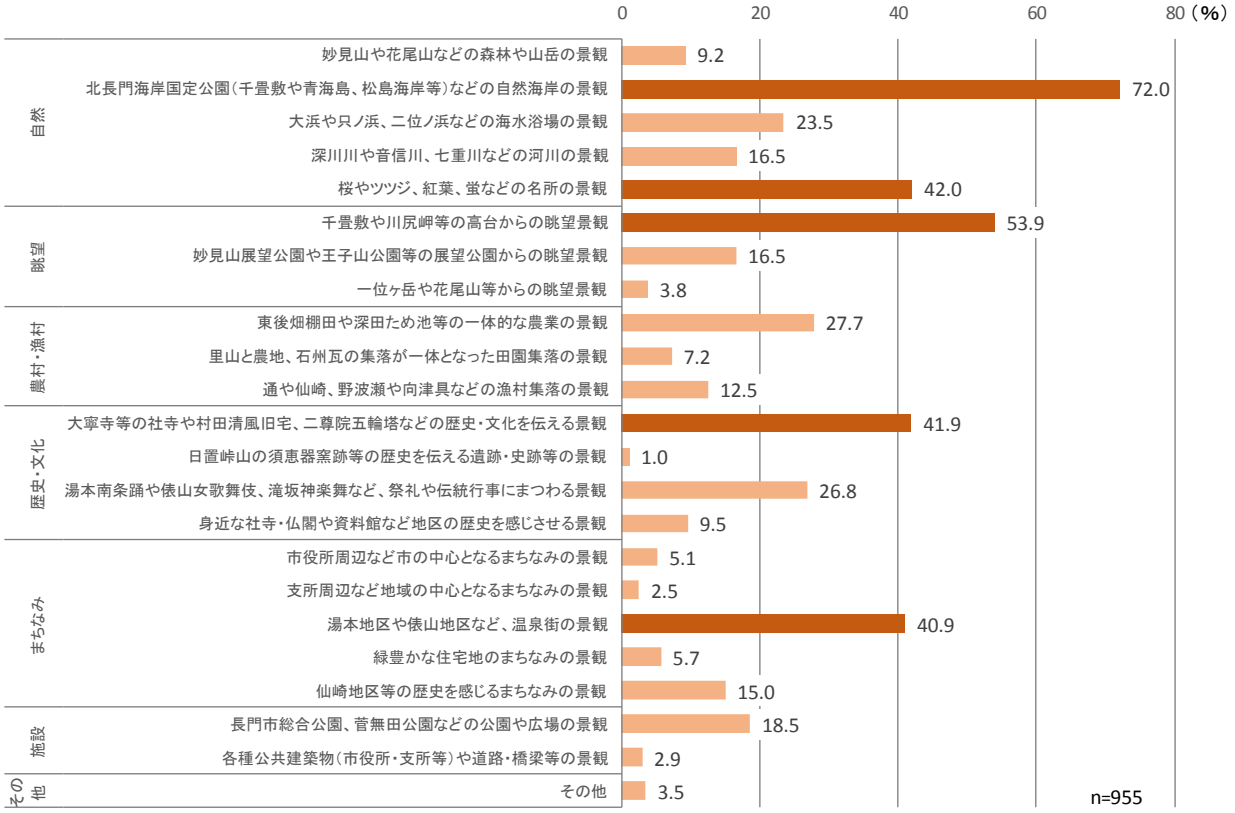

【魅力が活かされていない・改善が必要と感じる景観（複数回答可）】

- 全体では、温泉街の景観をはじめ、自然海岸の景観、市の中心や仙崎等の歴史を感じるまちなみの景観に対しての指摘が多い結果となっています。
- 自然に関しては「北長門海岸国定公園（千畳敷や青海島、松島海岸等）などの自然海岸の景観」（14.2%）、まちなみに関しては「湯本地区や俵山地区など、温泉街の景観」（22.9%）、「仙崎地区等の歴史を感じるまちなみの景観」（13.3%）、「市役所周辺など市の中心となるまちなみの景観」（12.6%）への回答が多くなっています。

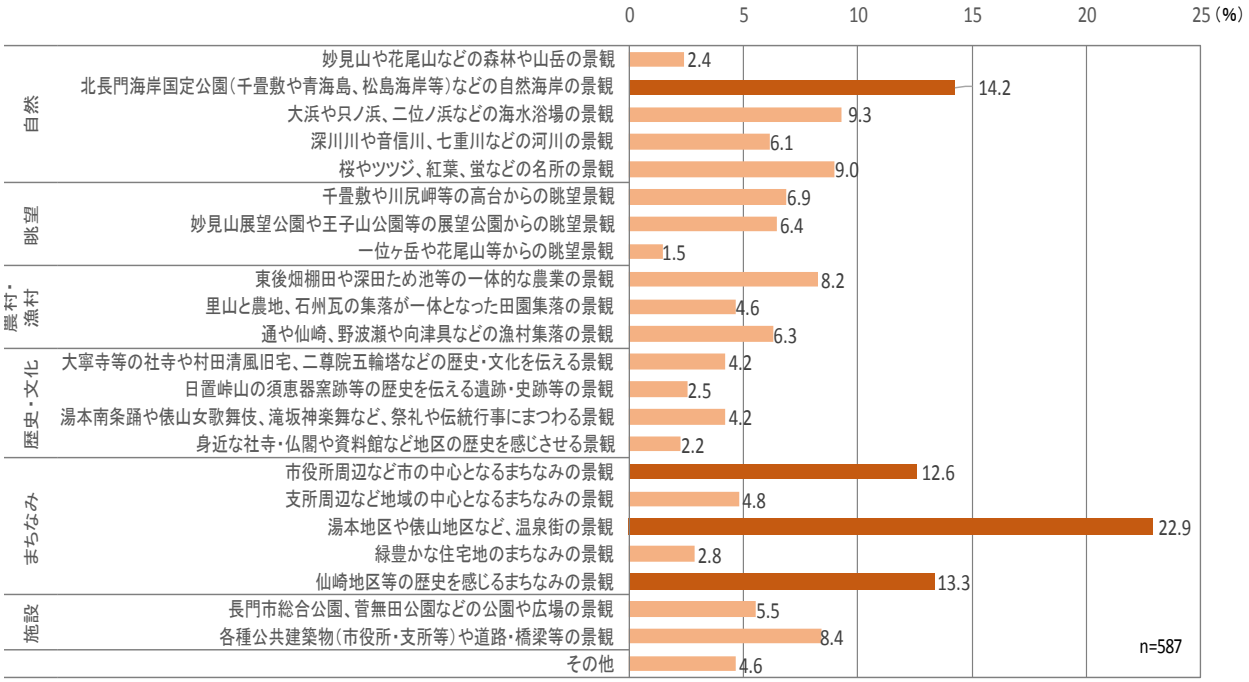

【魅力が活かされていない・改善が必要と感じる理由】※（ ）は回答数

湯本地区や俵山地区など、温泉街の景観　（153）
寂れている／まちなみに統一感が欲しい／湯本温泉全体での景観にて改善が必要／インスタにアップする場所があるといい／老朽化した建物・空き家、空き地が増え、今手を打たないとまちなみが失われる／温泉街の入口に閉店された店がある。旅行客等には大変印象が悪い／もっと数多くの飲食店やお土産屋を出すべき／施設の整備／また来たいと思わない。大正・昭和時代へタイムスリップしたようなまちなみ景観にしてはどうか／空き家対策も含めて考え、古き物を良い方向で活用してほしい／音信川の道が草だらけで残念・河川の清掃が必要／人が訪れる魅力的な温泉町、美術館、ギャラリーも町中に取り入れて欲しい／温泉旅館にカギ、トイレがない／交通アクセスが悪い、道路が狭く行きづらい・道路を色で分ける等の工夫を／星野リゾートの開発も良く分らない／全国的に知られていない。PR不足・俵山温泉の湯の効果（疲れを取る）が西日本一とのこと、もっとアピールするべき／温泉街の区域を指定して、老朽化した建物等をその区域にふさわしい形で保てるように手を打つべき／駐車場が利用し辛い・位置が分かりにくい／湯本は星野リゾートの予定があるが、俵山は今にもやめそうな旅館ばかり。町おこし的なイベントが少ない／温泉街に観光客の方々が楽しむ景観がない…等
北長門海岸国定公園（千畳敷や青海島、松島海岸等）などの自然海岸の景観　（95）
PRが足りない・もっと宣伝して多くの人に来てもらえたらいいと思う／青海島に着くまでの道路に長く伸びた草や木が多い／高山（青海島）からの林道の整備／青海島の遊歩道を有料にしてもよいのでは？／自転車道・遊歩道等の整備／遊歩道からの景色が木々で見えづらい／「松枯れ」が気になる・紅葉している松の撤去／青海湖の波の橋立てのロードが草や木などで、荒れている／道路整備・アクセスが悪い／自然海岸の清掃・いつも海岸に打ち寄せられているゴミがある。駐車場跡地などが荒れている・清掃は一部の人がするのではなく、市民全員でする／無料駐車場の整備、車イスでもアクセス出来る様に／ショップ等がないため、滞在時間が短くなる／只の浜からの景観がよいので、表示板等も気をつけてほしい。案内板が海の方へ傾き、枠は朽ちているので新しくしてほしい／千畳敷はもっと改善が必要。展望周辺の整備／国定公園になっているも、地元の人も行くことが少ないのでは？イベント等でもっと青海島をアピールしたらいい／通地区までの道のりに寂れた感が否めない（紫津浦周辺）…等
仙崎地区等の歴史を感じるまちなみの景観　（89）
みすゞ通りの景観改善・閑散としている・寂しい印象・まちなみが悪い・統一感が感じられない・道路脇に緑があるといい。一方通行にして歩道を大きく取る／みすゞの世界観が生かされていない／「みすゞ通り」と言っても、何もない（買い物、お土産などの売店）。観光客がきても物産品がなく、空き家・空き店舗が多く、素通り状態／みすゞ通りを利用して（空家）など長門の若手作家さんの作る作品やワークショップなどがあったら良い・もっとたくさん風情のあるお店を出してほしい／まちなみに歴史は感じられない／仙崎地区のまちなみがとても閑散としていて寂しい／老朽化や空き家が多い／終戦からの（引揚港として）まちと現在の状況（漁港として）に至ったまちなみを残したい／生活感が出て観光地になりきれてない／大津あきらさんをいかしていない。資料館でも開館を希望／景観がコンパクトすぎる／無電柱をもっと進めてほしい／仙崎人口島の公園を整備してほしい…等
市役所周辺など市の中心となるまちなみの景観　（84）
中心地という感じがしない・活性化してない。特徴が無い・全体的に古く、寂れている／商業地域と住宅地区が混同している／殺風景／市の中心としての明るさがあまり感じられない。いろんな施設の統一感がない／そこに景観はない。雑然としたイメージ／夜間の道路等暗い／市役所の建物が古い・市役所の建て替えと周辺の景観整備・市役所周辺に桜の木がもう少しあったほうが良い・花壇などあり、（雑草手入れ）掲示板まわりの工夫がほしい・市役所外観、保健センター、物産観光センター側の建物の外観と異なる／道に沿った植木に雑草が多い／道路沿いに花壇など季節を味わう工夫があっていい／駅周辺がゴーストタウン化している／目玉となる建物が欲しい…等

大浜や只ノ浜、二位ノ浜などの海水浴場の景観 （62）

漂着物やごみが多く、海街であるがお世辞でもキレイとは思えない／只の浜の利用者が少ない（下水の関係？）・只の浜は海水浴場としてもっと整備すべき／駐車場が狭い／トイレやシャワー室（故障中）の整備。汚い。暗い／看板が少ない・看板等が分かりづらい／知名度が低い／松林が全部枯れて海とのコントラストが良くない／海水浴場の周辺施設などの整備が必要／只の浜沿いの大人用ホテルの外観／周辺道路が荒れ放題／PRが足りない…等

桜やツツジ、紅葉、蛍などの名所の景観 （60）

ＰＲ不足・ホタルが多いが、知らない人も多いので、もっと宣伝を・見頃が分からない。こまめに見頃を伝えてはどうか／各所までの道が、雑草、木の枝などで交通の邪魔／ホタルの里と謳っている割には、川が汚い・河川の中の整備が出来ていない・蛍の名所など草が覆い茂っていてキレイではない・渋木のほたる祭りに行ったが、ホタルがすごく減っているように思った／静ケ浦の大坊ダムの桜を整備したらいい／自然すぎてセンスは感じられない。歩道や照明は必要／周囲の木や草が生い茂っていて景観をそこねる／王子山公園の桜が花がさみしい／公園に雑草や雑木が生えている／市の花で公園等囲んで市民も市の花は桜、つつじだと即答できるようにしたらいい／季節ごとの花を植える／シャクナゲ園に入る所の橋が狭くて、車の事故がありそうで危険です。又、初めて来られる方はわかりにくいのではないか／俵山熊野公園のつつじの花が少なかった／大寧寺以外で紅葉狩が出来る場所がほしい／駐車場の整備／街路樹に桜を植えて欲しい／妙見山にある桜の木だが、枯れているのがある。原因を調べてほしい…等

各種公共建築物（市役所・支所等）や道路・橋梁等の景観 （56）

どの公共施設も古くなっている。見た目が古い・施設の老朽化が目立ち、景観が良いとは思えない・公共建築物のデザイン（地域の核となる）・長門市の顔である、市役所の早急な建て直し・市役所、保健所の建物の改善・各支所の老朽化が進んでいる・／四季の変化に富んだ街路樹や庭木が乏しく、建築物等はデザイン性に欠ける／市役所周辺の花壇が草まみれ／道路、歩道の雑草・見苦しい・道路周辺の雑草や、山から木がのびて、道路に枝などがはみだしてきている・雑草を取り除き、花壇を増やしてほしい／駐車場の整備／国道191号の緑橋、狭い、今にも落ちそう・交差点が景観形成未整備で残念／旧長門市道に設置されたガードレールの色（青）／国道316号の植樹木を撤去（保全も維持も無駄）し、防犯灯（外灯）を設置する・湯本自動車専用道路出入口・国道316号線交差点の整備の際は配慮されたし／観光バスが通りにくく狭い道を解消する必要があるのでは／歴史資料館をルネッサあたりに移転すべき／アクセス掲示板不足／景観に統一感がない・長門の特色を活かした景観でない／道路を作ったため、水路を閉ざされて水がなく耕作放棄地が増えた…等

東後畑棚田や深田ため池等の一体的な農業の景観 （55）

道路が分かりやすく（看板）、広くなると良い・交通アクセス、駐車場の問題・棚田への道路狭く、バス等が行けない・道路の整備（白線のペイントが消えかかっている）／棚田保護条例による指定区域を定め、保護すべき／耕作放棄地が多い・放置されている田が目立ちます・農地の放置や、道路側の整備等、景観を損なうものが多すぎる・耕作放棄地の活用を地元市民に任せるだけではなく、市も積極的に施策してほしい・棚田が山側から荒れ始めている／草が多く茂っている・棚田を見る前辺りの草木、どうにかなりませんか？／若い後継者不足・棚田を所有されている方が高齢であり、草刈り等が大変そう／棚田周辺の管理と棚田を利用してアートを作るなど／看板や広告物がもっとあった方がいい／夜（暗くなってから）の街灯が少ない／周辺は荒地となっている所が多い／深田ため池周辺の整備が必要…等

千畳敷や川尻岬等の高台からの眺望景観 （46）

PRビデオや広報を広めていく方策の検討・案内板。アピールがもっと必要・ネットでの情報が乏しい・自然の美しさ等、パンフ等でアピール・多くの人が足を運ぶような催しなど、魅力を知る機会が乏しい・ドローンを利用した景観をほっちゃTVなどで流す／眺望を見たらそれで終わってしまい、季節感や店などで、また来たくなるような取組が市県外の人に伝わらない・観光客は多いのに周囲にカフェや休憩所が少ないと感じる・眺望はいいけど、観光客が「これだけ？」といっていた。あと案内板は読めなかった・売店や食事処が少ない（特に津黄）・千畳敷に遊び場がもっとあると良い・ハード面での滞在時間を長くする為のスパイスがない／渋滞と駐車場の場所に難儀した。道の雑草も道路の方まで茂っていて整備が必要だと感じた・道路の雑草で美しく見えない・交通の便が悪い・駐車場拡張と広場整備／千畳敷～川尻ルートの整備（途中、元乃隅もあり、点と点を結ぶ線にした観光ルートの整備）角島もプラスされればもっと良い…等

妙見山展望公園や王子山公園等の展望公園からの眺望景観 （43）

登り道や周りの景観が良くない・草蔓が巻き付いている・草刈りなど整備が良くない・時期によって、草や花木が伸び放題で見晴らしが悪い時がある。年間通しての手入れが必要／トイレ、駐車場は必須・駐車場が狭い／インスタにアップできるいいポイントがあるといい／周囲が一望できるように、頂上の周辺の木々の高さを検討して、ばっさいする必要を感じる／展望公園は同じようなものが多く、また、地域住民、観光客は訪れていない。他の活用方法か廃止を…等

【妙見山展望公園】

管理状況があまりよくない／整備が不十分で公園からの眺望が悪い／特に魅力もなく、草が生えっぱなし・まわりが茂みになっている・つつじに竹が多く生えている／トイレを水洗にしてほしい／妙見山から千畳敷にかけて道路の整備。案内表示等に欠けている（PRも）

【王子山公園】

桜が少なくなり、上までのきれいな手すり等がない・桜が老木で咲かない・桜が少なくなって竹が多い。竹を処理して桜を植えて欲しい／夜明るくしてほしい／駐車場の問題と草刈り等の管理が悪い

通や仙崎、野波瀬や向津具などの漁村集落の景観 （42）

PRがあるとよい／ソ連兵の墓、くじらの墓がテレビであれだけ有名になったけれど、仙崎からの道順看板等が何もない／高所からの集落、海、山の線の景観が合わせて見れることにもっと紹介。見る場所の設備等の整備／船も少なくなってきていて、空き家も多く寂しい感じがする・空き家や崩れそうな家屋が気になる／港の景観が良くない／古いものと新しいものが上手くまとまっておらず中途半端／仙崎漁港付近が整理されていない。漁師さんたちの道具・漁具（古い網等）が置いてある・漁具が放置されている／漁村集落で漁師等の後継者がいないので活気がない／違法駐車が多い／魚釣りをする環境・仙崎湾に釣り橋等が欲しい／漁船以外の船舶に対する施設整備が実施されていない／港を観光スポットにしたらいいと思う。（インスタ映えする場所を設置・紹介する等）／通行の便が悪い…等

深川川や音信川、七重川などの河川の景観 （41）

ＰＲ不足／河川の中が草だらけで景観が悪い・草が茂りすぎ・雑草が多い・川の中の葦などで川底が見えない・河川が雑草で桜等開花したとしても全体として綺麗に見えない。河川敷を活用して市民が楽しむ設備の設置もどうかと思う・草が川を占領し、魚がいるとは思えない・河川の回りの草等の整備を定期的にする・スポーツ公園の深川川沿いが竹が茂って良くない・特に大坊川、雑木で景観が悪い／深川川河川敷一帯が有効利用されるような再整備を実施してほしい／深川川のトイレの整備／ゴミが多い／音信川に木製の足場を作成しているが、自然が壊れている／桜のキレイな時期、夜にライトアップされないので、せっかくの桜を堪能できない／河川周辺の整備が悪い・河川管理が不十分…等

長門市総合公園、菅無田公園などの公園や広場の景観 （37）

菅無田公園つつじのシーズンでも花の周り等、草が多くて、花の前後等もっと早く草取り等してほしい・一時的な管理はされているが、年間を通しての管理が必要（雑草等が生い茂っている）・雑木や草が伸び放題。手入れがまるでしていないように見える・雑草の繁殖とごみのポイ捨てが多い／ありきたりでオリジナリティーがない／人影のない公園。市民が憩わない公園／緑ばかりではなく、四季の花々が楽しめる工夫が欲しい／菅無田公園はいろんな花が咲くように植えてはあるが、きれいに整備できてなく、花も折々に咲いてない／長門総合公園はペット禁止なのがもったいない。ドッグランなど作れば活気が出るのでは／交通の便が悪い・菅無田公園の駐車場が良く分からない／はまゆう公園の砂場がいつも汚い／トイレ設置個所は少ない／ベンチが少ない／アスレチックなど。子どもが遊ぶ施設だから・総合公園に、水であそべるような所も作ってほしい／整備後の維持、管理。柵、ゴミ、草などは景観を損ねる／周囲の自然がすばらしいため人工の景観が中途半端／近松公園などの整備、管理ができていない。（草や休けい所がやぶれたり、よごれたりしている）…等

支所周辺など地域の中心となるまちなみの景観 （32）

雑草が多い。もっときれいにした方が良い・道路の路肩に草が伸びているのが気になる／店などがなく、寂れた印象・支所周辺の街通りが寂しくなっている／緑が少ない・支所周辺の整備、花壇がほしい・支所周辺というより、支所自体の周りの風景を良くする。木を植えてあるが、何年も手入れされていない。とても市を代表する役所とは言えない。木の手入れの予算を組み、綺麗にすること・道路周辺の松の木等、枝ぶりの良い値付けお願いします／空き家が多い／他地区から来られた人に長門の道路は分かりにくいとよく言われる。道路整備は困難なことではあるが、分かりやすい方法を考えると良い…等

里山と農地、石州瓦の集落が一体となった田園集落の景観 （31）

休耕地があれている・休耕地が増えて藪になっているところが多い・農地、田畑が沢山あるのに、荒れていることが多い・雑木に絡んだ葛や、道の両側の雑草が多く、目につく・カズラ、セイタカアワダチソウが繁殖し、景観が損なわれている・空き家と耕作放棄地が増えている／山の廃れ具合が素人にもわかります／オレンジ色の石州瓦の昔ながらの家屋が減り、荒れた田園／里山の景観の中に不釣合いな建物が突然できたりしている／高齢化に伴い、市道の手入れも住民任せにされており、景観を保つことは困難。生活レベルの地域の景観に力を入れ、定住しやすい環境づくりに力を注いでほしい／道路沿いに花などを植えてほしい…等

大寧寺等の社寺や村田清風旧宅、二尊院五輪塔などの歴史・文化を伝える景観 （28）

周辺の整備も必要（草刈りなど）／道路案内などが不明・目を引く案内板のようなものがない・内容が分かる説明板や、行きたくなるポスターの掲示板が少ない／大内氏の歴史的な意味・ドラマ性・悲劇的な終えん等、もう少しわかりやすい表示、案内等の不足、ネット利用も足りない／大寧寺の夜のライトアップが薄暗くて寒々しい感じ／村田清風は、藩の立てなおしに力をつくしたのに、市民への認知があまりなく、一部の地域のみの認知度が残念・村田清風記念館、力を入れてほしい／道路事情、トイレ整備、清掃／向津具は修業の場であったので、体験ができるルートを作っては？お地蔵様（観音様）めぐりのできるルートも作ってみては？魅力を生かしましょう。スタンプラリーをしてすべてめぐったらプレゼントをもらえるなど…等

湯本南条踊や俵山女歌舞伎、滝坂神楽舞など、祭礼や伝統行事にまつわる景観 （28）

もっと宣伝、紹介をしたらどうか・長門市の歴史や文化、伝統行事等まとめたパンフレットを作成する／体験型総合施設の要望／高齢化による伝承の困難。伝統行事への関心の低さにより行事自体が衰退化している・受け継いでいく子ども達がいない／赤崎神社の楽桟敷の一帯の公園整備が必要と考える・特に知られている南条踊の会場整備（特に桟敷の整備等）して華やかな舞をもっとアピールしてもらいたい／人丸神社のまつりで人がいない。つぶれかけている…等

緑豊かな住宅地のまちなみの景観 （19）
緑が少なくなった・住宅地にもっと緑を／観光バス等の通るまちなみに「崩れかかった空き家」が多い・空き地が多く、崩れそうな家があるので危ない・空き家がふえ、回りがくずれかけていたりする・住宅地の中でも空家がだんだん目立つ様になったので空家対策を早急に行うべき／道路にはみ出た草木は見苦しい・緑豊かな面が多いのは良いが雑草が多い・植えた木々の剪定や落葉の清掃／子供用公園の整備／住宅地のゴミ、ポイ捨て、たばこのポイ捨て…等
日置峠山の須恵器窯跡等の歴史を伝える遺跡・史跡等の景観 （17）
ほとんど知られてないと思います。もう少し地域の人以外の長門全域の人が案内できるような事があるべきでは・市民だが初めて知ったため、広報が足りていないと思う・遺跡等の広報がなされていない・案内板や説明板が不足しているのではないか・窯跡を図示すること併せて、環境整備が必要である／駐車スペースがない…等
妙見山や花尾山などの森林や山岳の景観 （16）
R力が弱い（知名度が低い）／トイレを綺麗にしてほしい（清掃）・トイレを洋式、水洗にしたほうが良い／山道の整備・登山道が整備されていない・花尾山は登るには道の整備がされてなく、年配や幼児が楽しむことができない／妙見山の遊具の手入れや、花木の管理等がいきとどいていない・妙見山遊歩道一周しても、木等で全く海が見えない・妙見山の整備／道路周辺の整美（備）、街灯の設置／花尾山登山者が道に迷われるので迷う場所にわかりやすい看板が必要（結構迷われる方が多い）…等
身近な社寺・仏閣や資料館など地区の歴史を感じさせる景観 （15）
PRが足りない・どこに何があるのか、さっぱりわからないのでもっと資料がほしい・仏閣や資料館の表示不足／特に元乃隅神社附近の道が狭いので交通便が悪い・駐車場等の整備／元乃隅神社の周辺の自然を生かした整備等改善／長門市沢江に通称観音様があります。道を整備し、付近を整備すれば新しいスポットになるのではないか／門徒及び氏子の減少により、どの社寺に於いても建物植木等の保全に屈してる様です。防災拠点としての市からの援助は出来ないものでしょうか…等
一位ヶ岳や花尾山等からの眺望景観 （10）
一位ケ岳へ白滝山の縦走路整備／山道には雑草が生い茂っており、行く（登る）のが危険・登山道等の整備不十分・市の方でもっと登山道の整備や看板、表示があれば良い・入口が分かりづらい／車で行ける道路の整備…等

【特に優れた眺めの良い景観】※（ ）は回答数

眺めの良い景観（視点場）	
海（10）	油谷湾（7）、深川湾（1）、仙崎湾（1）、日本海（1）
海岸（410）	千畳敷（329）、只の浜（20）、大浜（16）、川尻岬（15）、北長門海岸国定公園（15）、二位ノ浜（7）、龍宮の潮吹（4）、松島海岸（3）、仙崎　さわやか海岸～青海島の海岸線（1）
河川・ため池・ダム（54）	深川川（44）、音信川（6）、七重川（1）、七段の滝（1）、深田ため池（1）、三隅川（1）
建築物（23）	センザキッチン（3）、ルネッサながと（3）、青海島シーサイドホテル（2）、香月泰男美術館（2）、通小学校（2）、ほっちゃテレビ（2）、海鮮村　長門（1）、旧文洋小学校（1）、コスモス仙崎店（1）、斉木病院（1）、深川小学校（1）、日置農村活性化交流センター（1）、三隅千銀蒲鉾（1）、元白木屋グランドホテル（1）、油谷小学校（1）
公園・広場・高台（109）	王子山公園（22）、さわやか海岸（19）、青海島自然研究路（14）、みすゞ公園（11）、妙見山展望公園（10）、菅無田公園（7）、俵山しゃくなげ園（4）、伊上海浜公園YYビーチ350（3）、いこいの森三隅（3）、熊野山公園（3）、長門市総合公園（3）、観月河川公園（2）、ふれあいパーク三隅（2）、伊上海浜公園オートキャンプ場（1）、青海島キャンプ場（1）、青海島高山オートキャンプ場（1）、俵山多目的交流広場（1）、近松道路公園（1）、楊貴妃の里（1）
島（64）	青海島（44）、俵島（7）、向津具半島（7）、油谷島（4）、宇津賀半島（2）
社寺・仏閣（238）	大寧寺（156）、元乃隅神社（66）、八幡人丸神社（4）、赤崎神社楽桟敷（2）、住吉神社（2）、立石観音（2）、二尊院（2）、御所原大神宮（1）、能満寺（1）、向岸寺（1）、向徳寺（1）
地名・街・集落（85）	静ヶ浦（15）、長門湯本温泉（9）、黄波戸温泉（7）、仙崎（5）、俵山温泉（4）、角山（4）通（3）、渋木（3）、立石（3）、津黄（3）、中畑（3）、野波瀬（2）、赤屋（1）、浅田（1）、板持3区（1）、江良（1）、大川尻（1）、大泊（1）、大日比（1）、上小田（1）、蔵小田～角山（1）、小島（1）、沢江（1）、下川西（1）、水産校舎～センザキッチン（1）、俵山（1）、俵山宮の台（1）、角山（1）、へき楽園から茅刈あたり（1）、船越（1）、真木（1）、向津具上柱松集落（1）、三隅上宗頭（1）、湯免（1）、矢ヶ浦（1）、油谷青村（1）
移動施設（11）	青海島観光汽船（7）、鉄道（4）
道路・橋梁（37）	青海大橋（8）、緑橋（5）、農免道路（3）、観月橋（2）、国道316号（2）、県道34号（2）、長寿橋（2）、大日比～静ヶ浦に行く道路（1）、大津高校前踏み切り（1）、小田～久津道路（1）、国道191号（1）、国道491号（1）、県道283号（1）、県道357号（1）、香月ロード（1）、白潟トンネル（1）、近松公園から三隅へのバイパス（1）、日置矢ヶ浦の山中の道路（1）、三隅二条窪の信号と小波橋の間の陸橋（1）、湯本大橋（1）
農地（84）	東後畑棚田（77）、棚田（6）、油谷の棚田（1）
文化財（1）	湯本南条踊（1）
港・漁港（7）	仙崎港（2）、野波瀬漁港（2）、黄波戸港（1）、掛渕漁港（1）、仙崎漁協（1）
山・山岳（60）	妙見山（31）、高山（14）、花尾山（5）、一位ヶ岳（3）、草添山（3）、赤崎山（2）、白はげ山（1）、矢ヶ浦山（1）

【自慢に思う建築物・建造物】※（ ）は回答数

建築物・建造物（466）	
公共施設（214）	ルネッサながと（144）、香月泰男美術館（25）、金子みすゞ記念館（23）、センザキッチン（8）、長門市立図書館（8）、ラポールゆや（4）、深川小学校（1）、油谷小学校（1）
都市施設・インフラ（9）	掛渕橋（2）、青海大橋（1）、香月ロード（1）、川尻岬の灯台（1）、仙崎駅（1）、線路（1）、俵島の灯台（1）、風力発電機（1）
公園・広場（25）	長門市総合公園（10）、王子山公園（5）、ながとスポーツ公園（3）、長門市俵山多目的交流広場（2）、楊貴妃の里（2）、七重川河川公園（1）、ふれあいパーク三隅（1）、みすゞ公園（1）
民間施設（25）	大谷山荘（7）、旧中野別邸（2）、旧中野本店（2）、ホテル楊貴館（2）、湯免ふれあいセンター（2）、長門湯本温泉　恩湯（2）、大津醤油株式会社（1）、黄波戸温泉交流センター（1）、住友セメント（1）、仙崎市場（1）、長門商工会議所（1）、明屋書店（1）、フジ長門店（1）、ヤマネ鉄工（1）
史跡・歴史的建造物（10）	三隅山荘（5）、楊貴妃像（2）、旧山東家の門扉（1）、くじら資料館（1）、鯨墓（1）
社寺・仏閣（163）	大寧寺（86）、元乃隅神社（49）、赤崎神社楽桟敷（12）、二尊院（5）、立石観音（3）、人丸神社（2）、能満寺（2）、赤崎神社（1）、貴布祢神社（1）、浄土宗聞法道場（1）、西円寺（1）
街・集落（19）	俵山温泉のまちなみ（8）、湯本のまちなみ（5）、仙崎のまちなみ（2）、温泉街（1）、仙崎みすゞ通り（1）、仙崎の古民家（1）、弁天島（1）
その他（1）	青海島観光基地の鯨のモニュメント（1）
樹木（265）	
大寧寺の紅葉（48）、大寧寺の桜（43）、桜（28）、深川川の桜並木（25）、元乃隅神社（6）、大日比ナツミカン原樹（5）、河川敷の桜（4）、ケヤキ（4）、紅葉（4）、国道191号の街路樹（ルネッサながと周辺）（4）、サザンカ（4）、ツツジ（4）、赤崎神社周辺の桜（3）、王子山公園の桜（3）、青海島の桜（3）、黒松（3）、赤崎山の桜（2）、赤松（2）、イチョウ（2）、上川西河川敷の桜並木（2）、向徳寺のアジサイ（2）、御所大神宮の桜（2）、菅無田公園のツツジ（2）、仙崎小中学校の桜（2）、俵山のシャクナゲ（2）、ツバキ（2）、長門市立図書館周辺の桜並木（2）、能満寺のシイノキ（2）、ほっちゃテレビ周辺の桜（2）、妙見山のツツジ（2）、ルネッサながとの桜（2）、赤崎神社の松（1）、あじさい（1）、飯山八幡宮の鎮守の森（1）、江の川周辺の桜並木（1）、王子山公園の紅葉（1）、香月泰男の樹木（1）、香月泰男美術館の桜（1）、上川西の桜（1）、通小学校周辺の桜（1）、通の桜並木（1）、北長門海岸国定公園の黒松（1）、旧伊上小学校のユーカリ（1）、国道190号の街路樹（1）、国道316号の街路樹（1）国道316号の桜並木（湯本周辺）（1）、コスモス（1）、西光寺のシイノキ（1）、サツキ（1）、シイノキ（1）、静ヶ浦の松（1）、シャクナゲ（1）、正福寺のシイノキ（1）、人丸駅周辺の桜（1）、人丸神社の神木（1）、菅無田公園のつつじ（1）、隅田川の桜並木（1）、大寧寺周辺の樹木（1）、大坊川の桜（1）、俵山の桜（1）、俵山のつつじ（1）、どんぐり（1）、長門市立図書館のプラタナス並木（1）、ひまわり（1）、日吉神社のオガタマノキ巨樹群（1）、ふれあいパーク三隅の松（1）、日置総合運動公園の桜（1）、松（1）三隅中学校周辺の桜（1）、三隅の神社の巨樹イチョウ（1）、向津具半島の広葉樹群（1）、八坂神社の大木（1）、湯免の桜（1）、湯免公園の桜（1）、油谷新別名の御神木（1）、ルネッサながと周辺の桜並木（1）、ルネッサながとのプラタナス並木（1）、連理の榊（1）	
その他（45）	
千畳敷（12）、海（3）、北長門海岸国定公園（3）、棚田（3）、音信川（2）、自然（2）、ホタル（2）、龍宮の潮吹（2）、浄土宗聞法道場の仏像（1）、温泉（1）、棚田から油谷湾の眺望（1）、棚田の夕陽（1）、田んぼ（1）、大坊川のサワガニ（1）、大坊川のホタル（1）、津黄の海（1）、波の橋立（1）、日本海（1）、星空（1）、山（1）	

【自慢に思う祭り・イベント】※（ ）は回答数

祭礼やイベント（795）
赤崎まつり(156)、湯本南条踊(107)、ながと仙崎花火大会(91)、滝坂神楽舞(73)、ふるさとまつり(58)、通くじら祭り(36)、やきとリンピック(35)、仙崎祇園祭(31)、ながとお魚まつり(20)、花火大会(19)、西日本やきとり祭り(19)、油谷夏まつり(18)、俵山女歌舞伎(17)、みすゞ七夕笹まつり(11)、汗汗フェスタ(10)、三隅腰輪踊(9)、湯本温泉納涼盆踊り大会(9)、盆踊り(7)、田頭神幸祭(6)、サバー送り(6)、湯本温泉まつり(5)、通鯨唄(4)、楊貴妃　炎の祭典(3)、君が代踊り(3)、運動会(2)、秋の人丸祭(2)、手づくり　ほたるまつり(2)、ふれあいまつり(2)、N-1グランプリ(2)、じゃらんじゃらん(2)、古式捕鯨(2)、JAL向津具ダブルマラソン(2)、みすみハーブを愉しむ日(2)、長門ヨットフェスタ(2)、三隅八幡宮秋季例大祭(2)、川尻鯨唄(2)、式三番叟(2)、ちびなが商店街(1)、向津具楽踊(1)、楽踊り虎の子渡し(1)、日置町音頭(1)、YYいがみまつり(1)、温泉まつり(1)、大内山楽踊り(1)、向國手市(1)、図書館まつり(1)、山口100萩往還マラニック大会(1)、高校祭(1)、長門市民駅伝大会(1)、俵山温泉まつり(1)、伊上神社秋祭り(1)、文化祭(1)、鯨回向(1)

②居住地区の景観について

【居住地区の景観の印象】

- 全体では、「良い」・「どちらかというと良い」を合わせて、全体の約４割が良いと感じています。「悪い」・「どちらかというと悪い」を合わせた回答は2割程度となっており、居住地区の景観に対する評価は高い結果となっています。
- 地区別では、俵山地区では「良い」・「どちらかというと良い」を合わせた割合が2割、「悪い」・「どちらかというと悪い」を合わせた割合が4割と、他地区に比べて評価が低くなっているのに対して、油谷地区では、「良い」・「どちらかというと良い」を合わせた割合が半数を超える高評価となっています。
- 年齢別では、40歳代が「良い」・「どちらかというと良い」を合わせた結果が他の年代に比べ少なく、低い評価となっています。

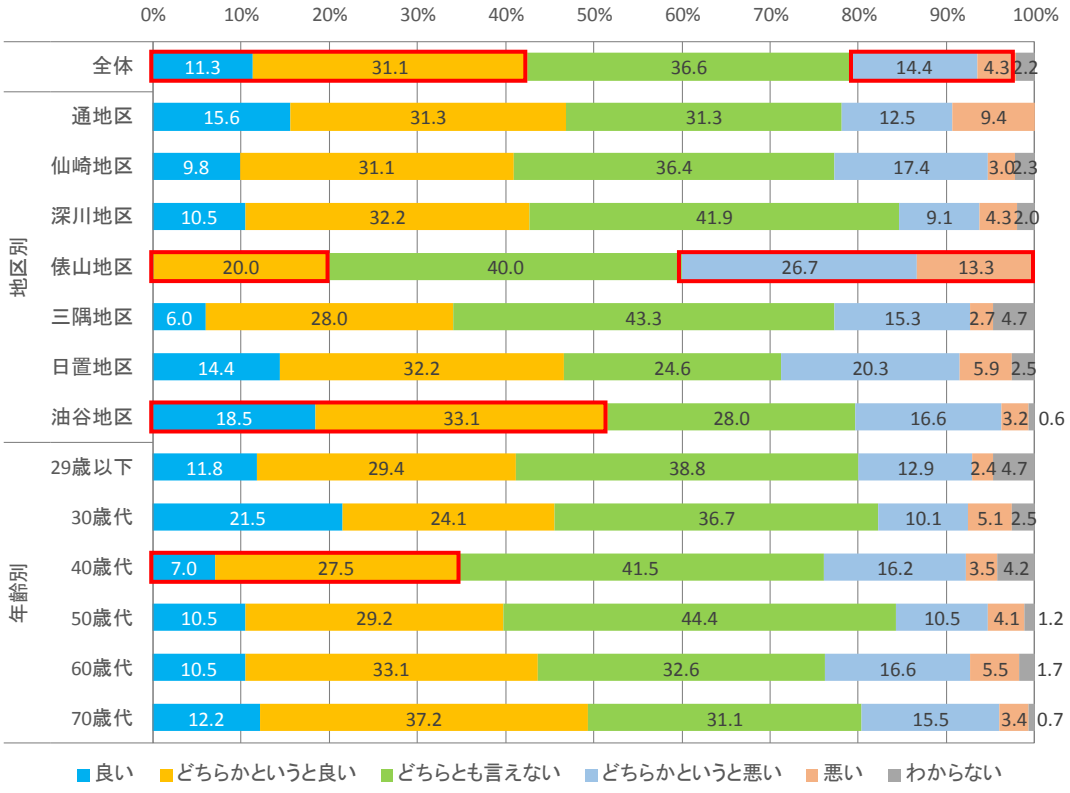

【居住地区の景観の変化（10～15年前と比べて）】

- 全体では、「変わらない」が約4割で最も多く、「良くなった」・「少し良くなった」を合わせた回答は全体の約2割にとどまっています。悪くなった」・「少し悪くなった」を合わせた回答は約3割あることから、以前よりも悪くなった印象がやや強い傾向となっています。
- 地区別では、俵山地区では、「悪くなった」・「少し悪くなった」を合わせた割合が約半数で、他地区と比べて、悪くなったという回答が多く、三隅地区では「変わらない」が約半数と、他地区に比べて多い結果となっています。
- 年齢別では、70歳代において「良くなった」・「少し良くなった」を合わせた結果が、３割を超え、他の年齢層に比べて良くなったという印象がやや強い結果となっています。

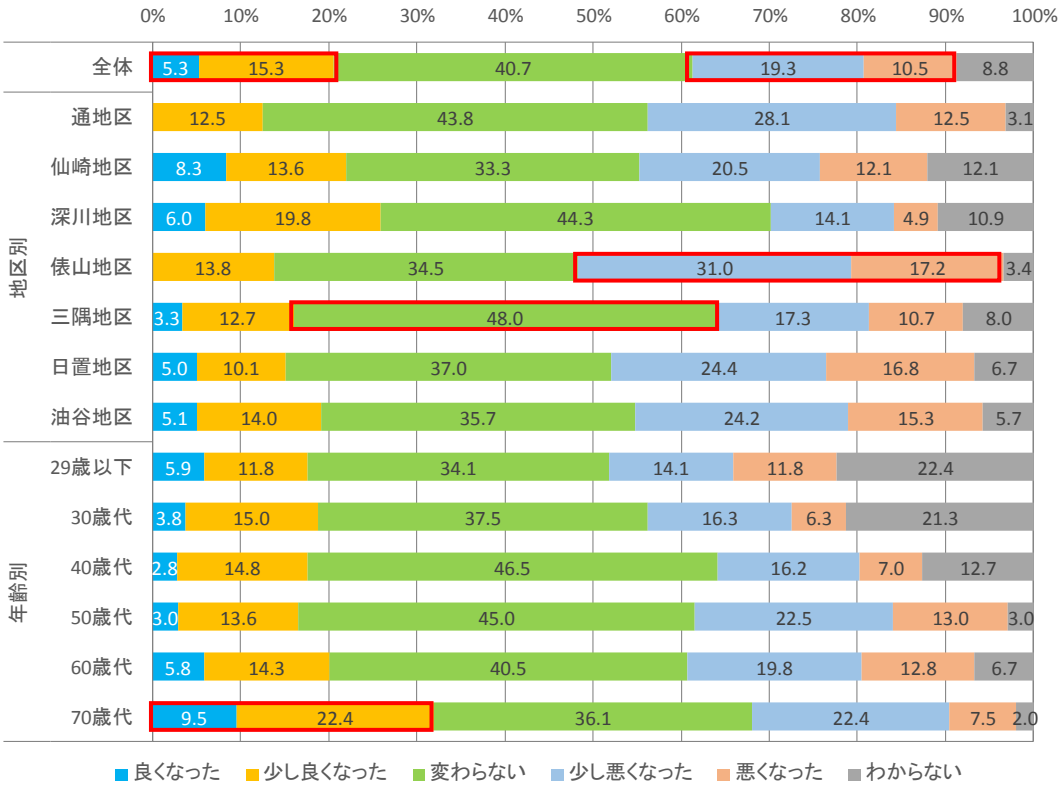

【居住地区の景観の印象（12種別）】

・全体を見ると、「非常に良い」・「良い」を合わせた、良いと感じている回答は、「近くの学校や公共施設の景観」が約3割半で最も多く、「普通」の回答は「身近な緑や住宅地・集落地の景観」が6割強で最も多くなっています。一方、「非常に悪い」・「悪い」を合わせた、悪いと感じている回答は、「身近な店舗等のまちなみ景観」が約3割で最も多くなっています。

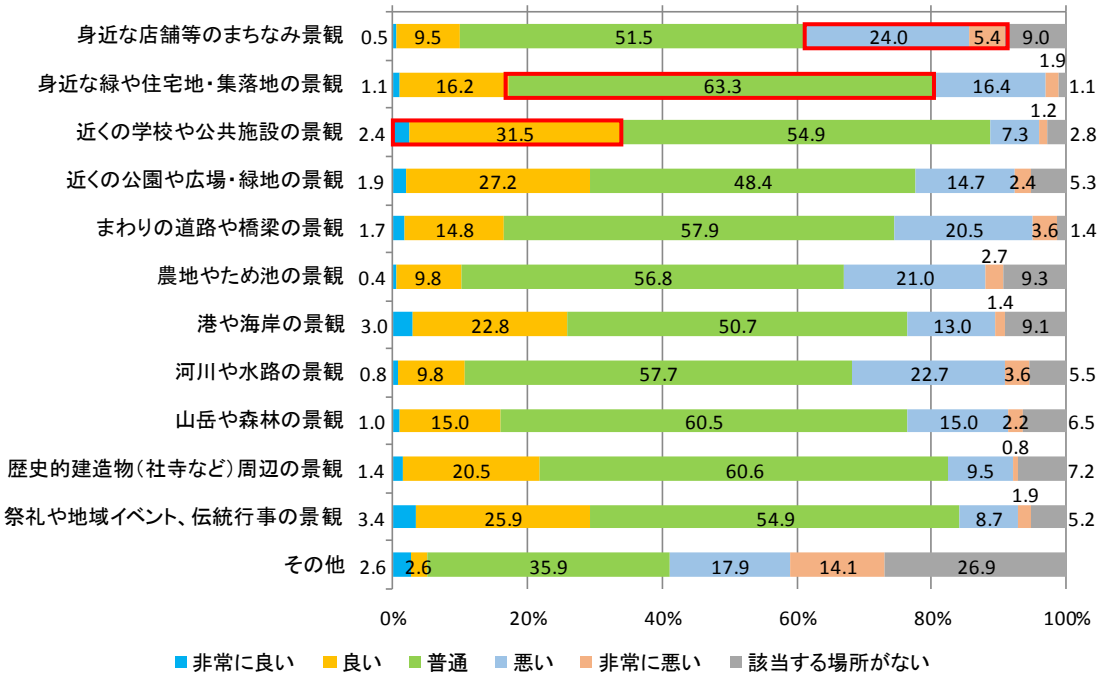

・「非常に良い」に2点、「良い」に1点、「普通」に0点、「悪い」に－1点、「非常に悪い」に－2点をそれぞれ与え、各12種別の景観の良さを点数化すると、「近くの学校や公共施設の景観」のポイントが最も高く、次いで「祭礼や地域イベント、伝統行事の景観」となっています。一方「身近な店舗等のまちなみ景観」のポイントが最も悪く、次いで「河川や水路の景観」となっています。

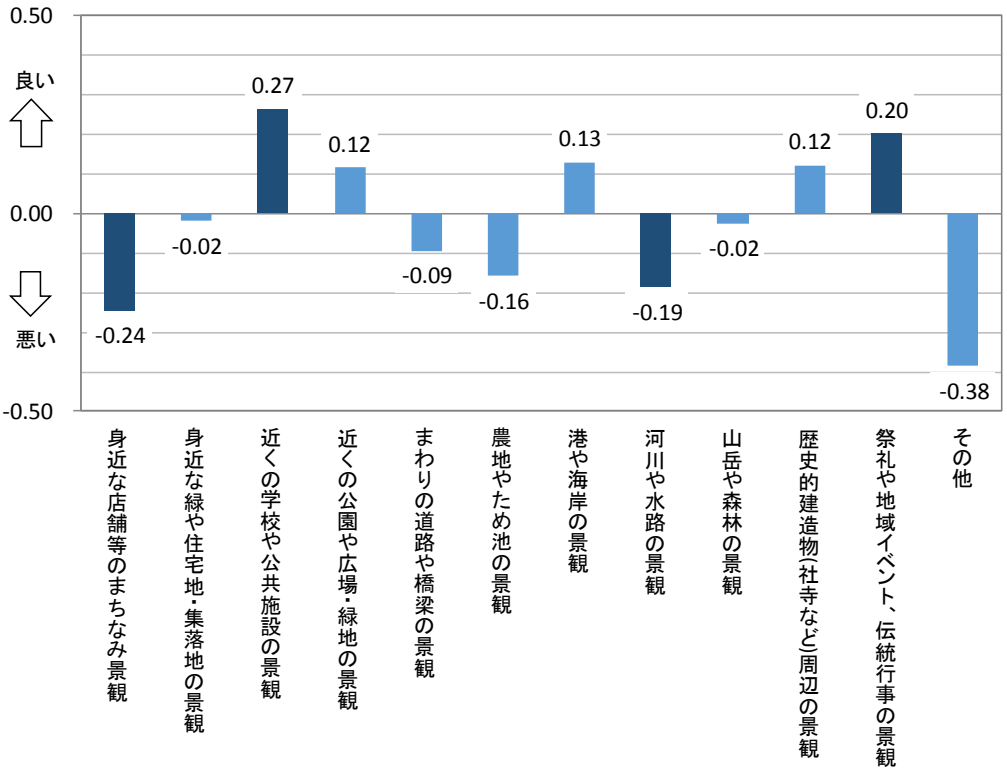

③今後の取組について

【市民が景観づくりに取り組むことの重要性】

・全体では、「重要である」（55.5%）の回答が過半数を占め、「非常に重要である」（19.7%）を加えると、7割を超える市民が、市民が景観づくりに取り組む重要性を認識していることがうかがえます。

・地区別・年齢別ともに全体からの大きな差異は見られないが、地区別では仙崎地区が、年齢別では40歳代が、他地区・他の年齢層に比べ、重要性を認識している結果となっています。

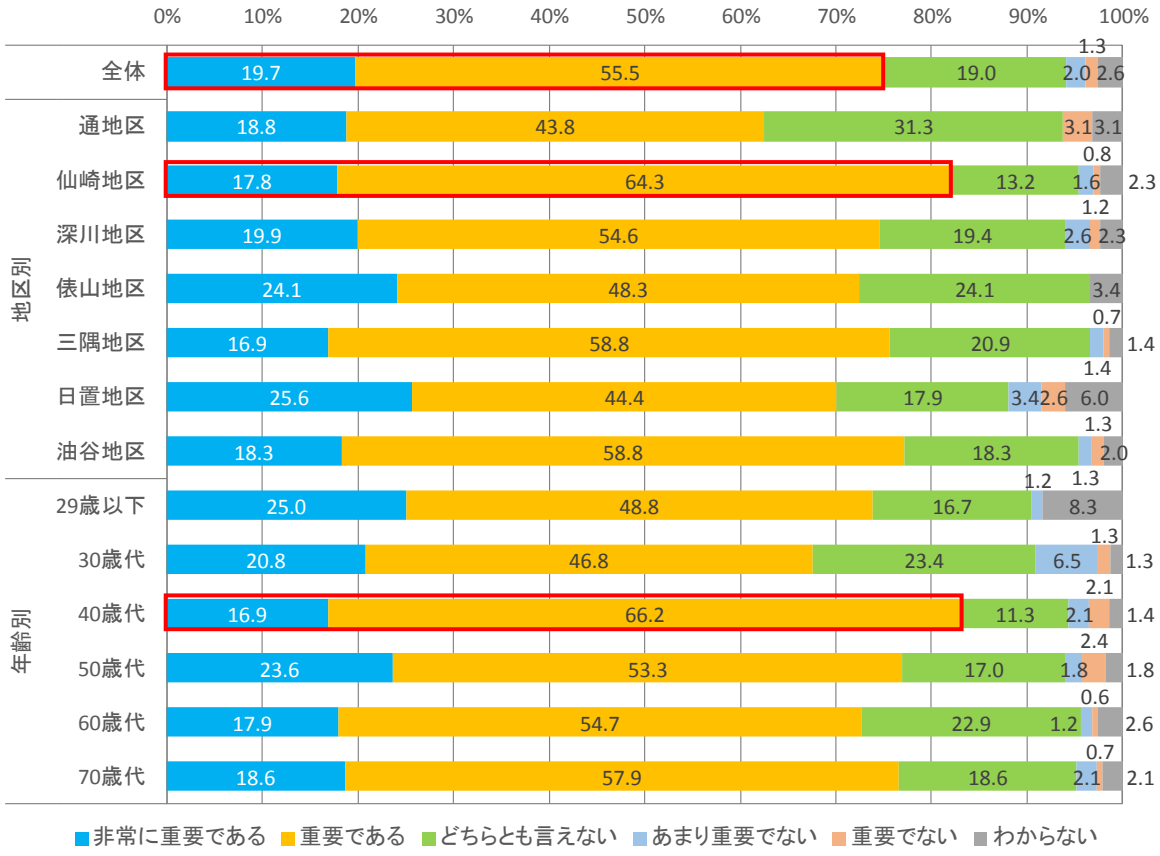

【良好なまちなみ形成に必要なルール（複数回答可）】

・全体では、「敷地の緑化や樹木保全のルール」が56.1%で最も多く、「道路や橋などの公共施設のデザイン、色彩などのルール（49.0%）」・「看板・広告物の大きさや設置場所、色彩などのルール（46.9%）」・「建築物等のデザイン、色彩などのルール（46.0%）」がいずれも約半数を占める結果となっています。

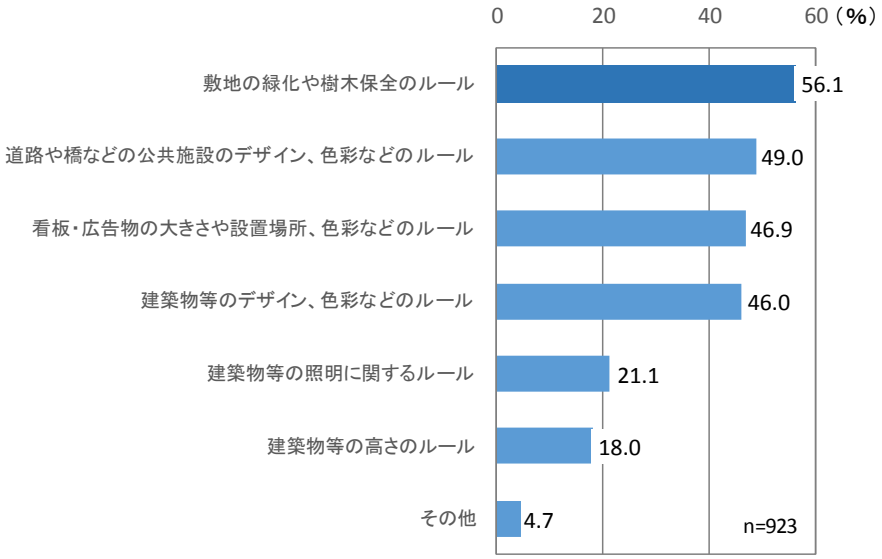

【景観ルールを導入するやり方】

- 全体では「長門市全域にゆるやかなルールを定めるとともに、景観上重要な場所に限定してきめ細やかなルールを定める（52.6%）」が過半数で最も多く、「景観上重要な場所に限定してルールを定める」が30.2%、「長門市全域にゆるやかなルールを定める」は10.8%にとどまり、市全体として最低限のルールとともに重要な場所へのルールを上乗せすべきという意向がうかがわれます。
- 地区別では、俵山地区で「長門市全域にゆるやかなルールを定めるとともに、景観上重要な場所に限定してきめ細やかなルールを定める（62.1%）」という意向が他地区より高いが、それ以外の地区では年齢別も含め、特に大きな差は見られません。

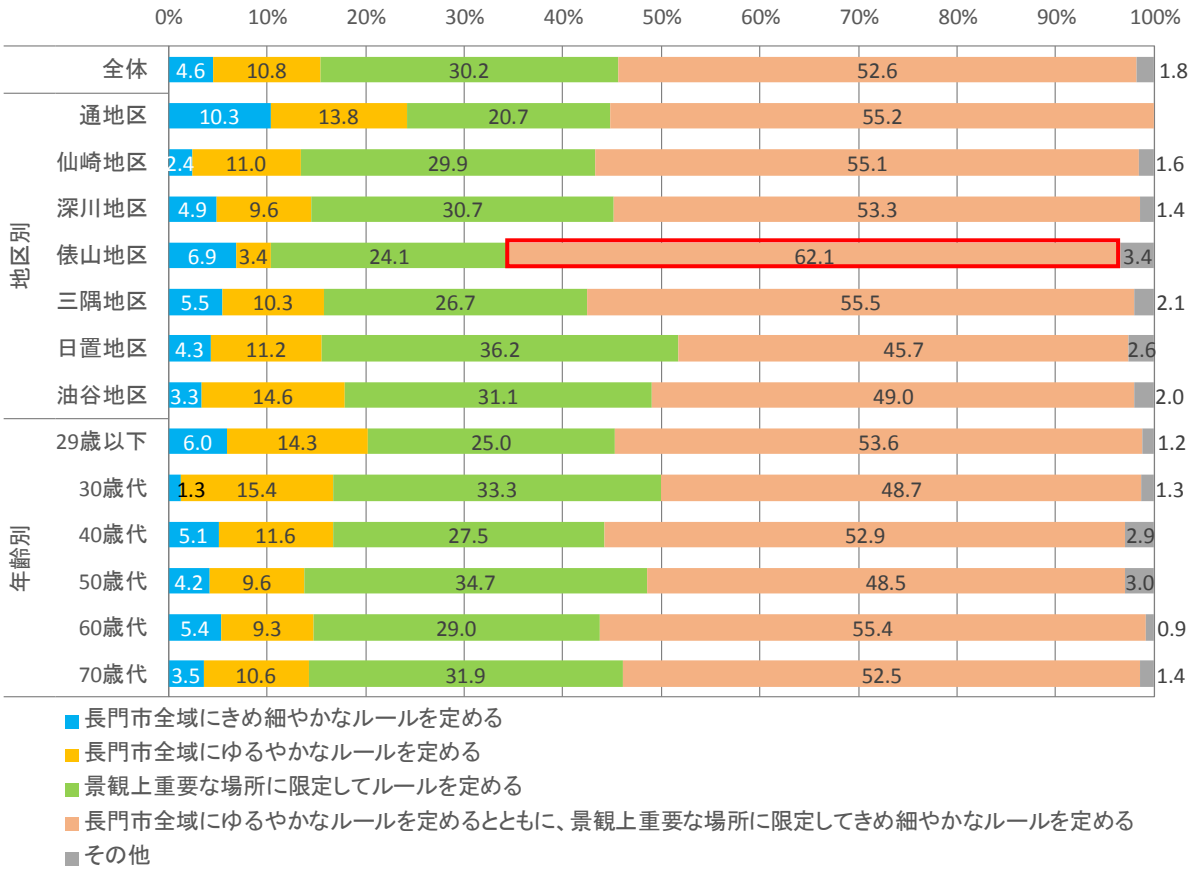

【景観づくりを重点的に取り組むべき場所（景観上重要な場所）（複数回答可）】

- 全体では、「油谷地区の元乃隅神社や東後畑棚田周辺」が46.1%で最も多く、次いで「湯本温泉周辺（44.8%）」が僅差で並び、「仙崎地区のみすゞ通り周辺（33.7%）」が続いています。

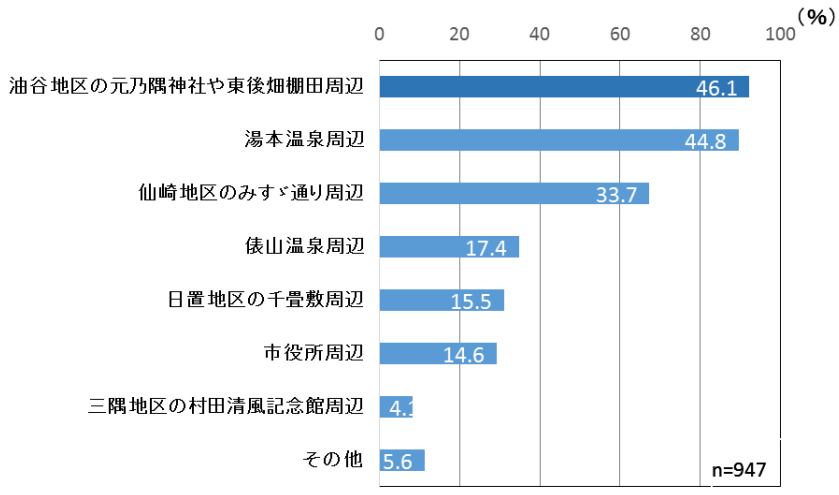

【良好な景観を守り育て・改善する活動への参加意向】

- 全体では、「時間の都合がつけば参加したい」が43.1%で最も多く、次いで「関心はあるが参加は難しい（40.2%）」の順で回答が多い結果となっています。「積極的に参加したい」・「時間の都合がつけば参加したい」の合計が「関心はあるが参加は難しい」・「できれば参加したくない」の合計をわずかに超え、実際の行動については難しい現実があるものの、景観に関しての活動に関心や意欲があることがうかがえます。
- 地区別では通地区では、参加意向は2割にとどまり、他地区より低い。年齢別では50歳代において、他と比べて参加意向が若干高い傾向にあります。

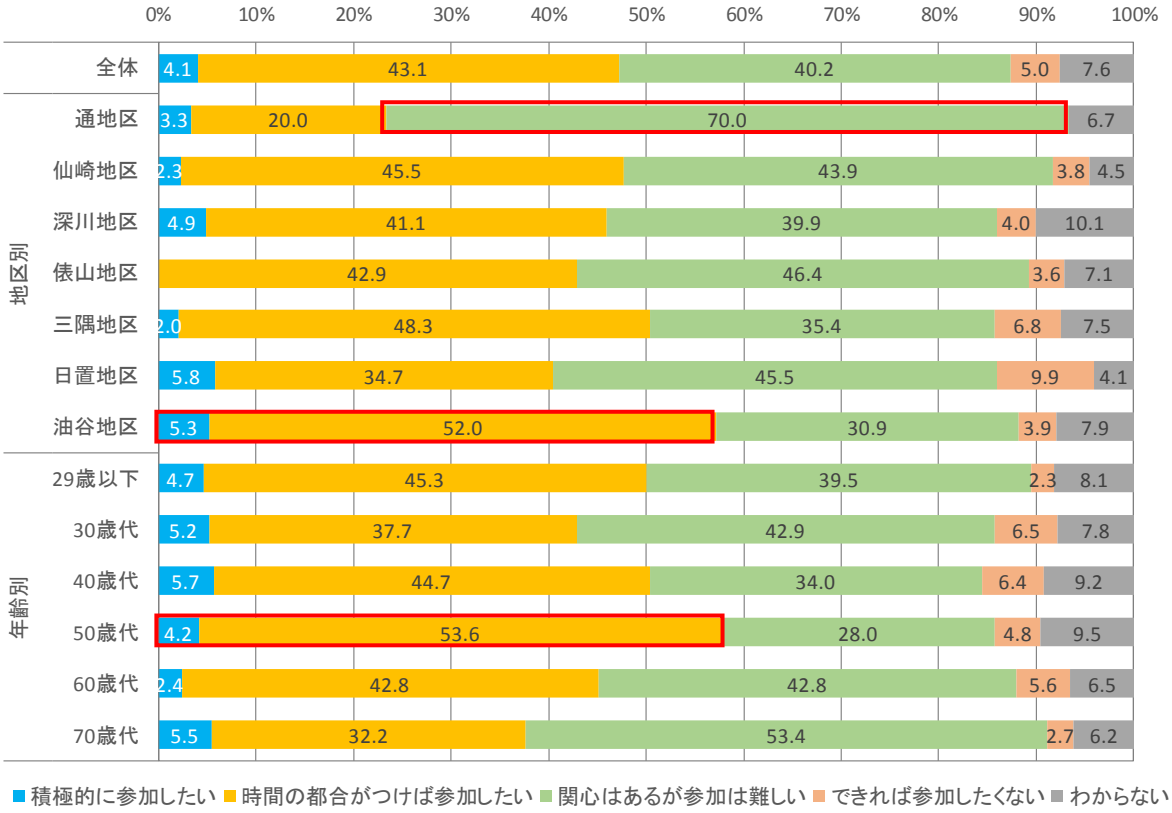

【市が特に取り組むべき施策（複数回答可）】

- 「長門市としての景観形成の目標や方針を市民に示す」（61.5%）が最も多く、続いて「景観に配慮した公共事業を実施する」（47.1%）・「地域の景観づくりに対する資金援助や支援を行う」（45.9%）がともに4割を超えた結果となっています。
- 行政の役割として、景観づくりの指針づくり、指針に基づく事業実施への期待がうかがわれます。

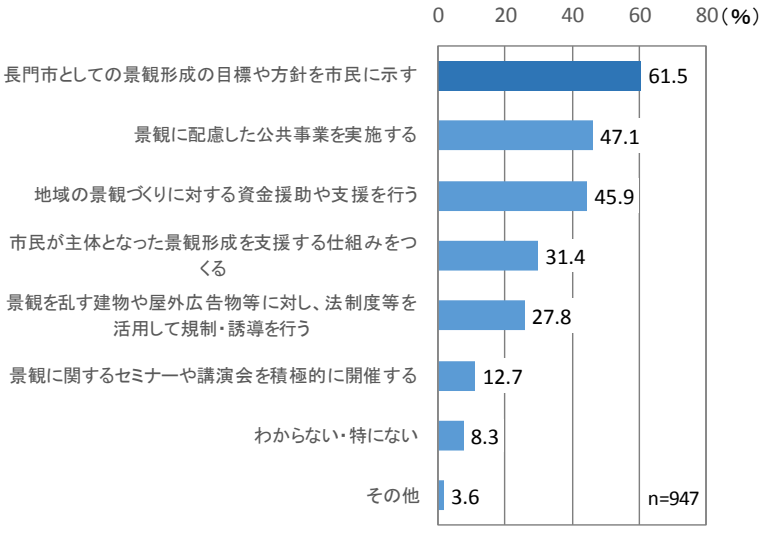

【良好な景観を守り育てていくために協力できること（複数回答可）】

・全体では、「落書きやゴミのポイ捨てなどをなくす」（63.8%）が最も多く、「道路や河川・水路などの美化清掃活動を行う」（50.8%）が半数を超え、「景観に対する認識を深めて、長門の景観の素晴らしさを理解する」（46.6%）・「自宅の緑や花を増やす」（42.4%）が4割を超えています。

・積極的な景観づくりへの活動には消極的だが、身近にできることは実践したいという傾向がうかがわれます。

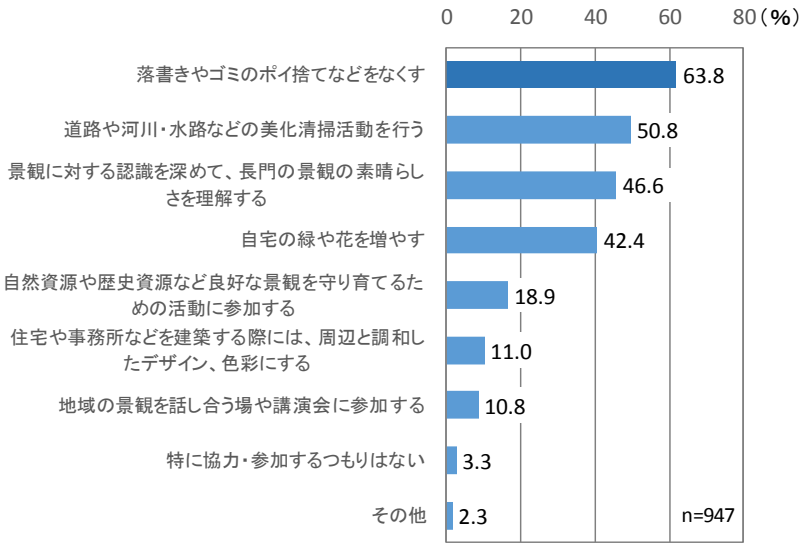

2-7. 景観まちづくりの課題

（１）美しい海・山・川の自然景観の保全・活用

①多様性のある海岸美の保全

本市は本州西北部の沿岸部に位置し、萩市・下関市と一体となって非常に長い海岸線を有するのが特徴であり、外海の日本海、内海の仙崎湾・深川湾・油谷湾を抱え、多様性のある自然海岸を形成しています。

また、北長門海岸国定公園に指定された青海島、向津具半島の海食崖、柱状節理、棚田と海岸線、砂浜海岸など、変化に富み、ダイナミックな海岸景観は、元乃隅神社などの文化資源と一体となって、本市の地形条件を特徴づける景観要素となっています。

こうした海岸景観は、市民アンケートにおいても、好きな景観・後世に残したい景観の第一位（72%）となっていますが、魅力が活かされていない・改善が必要と感じる景観としても第二位（14%）の結果となっています。

一部では、湾内の流木、漂着ごみなどの堆積が見られることから、市民、事業者、行政が協働して景観資源としての保全・活用を図る必要があります。

○ダイナミックな海岸景観の保全
○漂着ごみ等に対する協働の取組の推進

②自然豊かな里山や河川、集落や市街地を取り巻く緑の保全

本市には、ホタルが飛び交う清流の河川、緑豊かで四季の変化が楽しめる森林の緑など、美しい山々の自然環境にも恵まれているものの、近年では森林の荒廃や土砂の採取による地肌の露出、携帯電話電波塔等の工作物によるスカイラインの分断なども散見されます。恵まれた里山や河川等の自然景観を次世代に継承するため、景観阻害要因となる開発や建築、屋外広告物などの工作物を抑制するためのルール化を進める必要があります。

また、地域のシンボルとなっている巨木や社叢林等の樹木についても、ふるさと景観の一要素として、適切な保全が必要です。

○自然との不調和な開発や建築物、工作物の適切な誘導
○歴史的建造物や集落のシンボルとして保全されてきた樹木の保全

③良好な眺望景観の保全・活用

千畳敷、向津具半島などの丘陵部、一位ヶ岳などの山々は、外海や内海、市街地への眺望が楽しめる魅力的な視点場となっているが、情報発信・PR が不十分で、アクセスがしづらい場所も見受けられます。多くの人々が眺望を楽しむことができる視点場の確保や、その周辺の樹木・雑草の適切な維持管理を図るとともに、積極的な情報発信や視点場への交通アクセス環境の改善が必要です。

○視点場の確保と周辺の樹木・雑草の適切な維持管理
○視点場に関する積極的な情報発信・ＰＲと交通アクセス環境の改善

（２）人が行き交う場にふさわしい景観の形成

①温泉街や特徴的なまちなみの保全・形成

湯本地区、俵山地区などの温泉街や仙崎みすゞ通りを有する仙崎地区では、古くから情緒あるまちなみが形成され、本市を代表する景観資源であるとともに、多くの人々が訪れる観光資源となっていますが、維持管理が不十分な空き家や空き地が増えつつあり、まちなみの連続性が失われつつあります。

市民アンケートでは、歴史・文化を伝える景観や温泉街の景観は、海岸景観に次いで残したい景観になっている一方で、温泉街の景観は、魅力が活かされていない・改善が必要と感じる景観の第一位（23%）となっています。

これまで培われてきたまちなみや歴史的建造物を将来にも継承していくためには、地区の特性に配慮した建築物等に関する景観誘導とともに、歴史的景観資源の保全・活用、空き家・空き地の有効活用が必要です。

〇地区の特性に配慮した建築物・工作物等に関する景観誘導
〇空き家・空き地、歴史的建造物の有効活用

②まちや地域の玄関口として魅力ある拠点景観の形成

長門市駅周辺は、都市計画マスタープランにおいて「中心拠点」として質の高い景観形成が求められているものの、空き店舗・空き家や空き地の増加、屋外広告物等による沿道景観の煩雑化などにより、雑然とした印象を与えています。また、地域拠点である三隅・日置・油谷の各支所周辺は、拠点的な公共施設の立地が見られるが、地域の顔としての景観は、脆弱なものとなっています。

まちの玄関口にふさわしいにぎわいや活力を感じる景観形成に向けて、周辺と調和した統一感のある建築物・工作物等の景観誘導とともに、風格を感じる道路・街路樹、公園等の公共空間、公共施設の整備をあわせて行うことが必要です。また、増加する空き店舗・空き家・空き地の有効活用が必要です。

〇都市や地域の顔となる建築物や工作物、屋外広告物等のルール化
〇風格を感じられる道路等の公共空間、公共施設の整備
〇空き店舗・空き家・空き地の有効利用

③回遊ルートにふさわしい沿道景観の形成

山間部から温泉地を経由し、海岸部に至る国道 316 号、491 号、北長門海岸国定公園と並行して伸びる国道 191 号（北浦街道）、青海島や向津具半島に伸びる県道は、四季折々の自然景観を望むことができ、随所に眺望スポットを有する骨格軸となっているが、これらの道路沿道では雑草などにより眺望景観が阻害されている区間があります。また、沿道の店舗の一部では、周辺の集落環境になじまない色彩の建築物や工作物等が散見されます。

海岸線を望むことのできる回遊ルートにおける景観の形成に向けて、周辺環境と調和した建築物や工作物等の景観誘導が必要です。

〇回遊型景観軸にふさわしい周辺環境と調和した景観誘導

（３）営みや歴史・文化とともにある暮らしの景観の保全

①生業と一体となった集落景観の保全

田園部では、里山と農地、石州瓦の民家等が一団となって伝統的な農村集落が継承されており、特に、向津具半島を中心に、棚田とため池による特徴的で美しい農村景観が見られます。

また、各漁村集落では、海と船舶、細い小道に密集する民家などによる独特の集落景観が形成されています。

一方で、農林水産業の低迷や担い手の不足・高齢化等により、空き家・空き地の増加や農地や森林などの耕作放棄地の増加、漁村での漁具の放置なども見られます。このため、農林漁業振興施策と連携した優良な農地やため池の維持・保全や漁港の整備、集落環境と調和した建築物や工作物等の景観誘導が必要です。

〇農業振興施策と連携した優良な農地やため池の維持・保全
〇漁業振興施策と連携した漁港整備
〇集落環境と調和した建築物や工作物等の景観誘導
〇空き家・空き地の有効活用

②地域の歴史・文化を伝える景観資源の保全・活用

地域の歴史・文化を伝える景観資源として、大寧寺や元乃隅神社などの社寺・仏閣や、村田清風旧宅など地域のシンボル的な施設が各地に点在しています。

これらの景観資源は、各地域の景観を象徴する重要な資源として保全・活用するとともに、地域住民だけでなく来街者にもわかりやすく伝えるための工夫や観光振興の視点からの公共空間の有効利用、公共施設の整備に取り組む必要があります。

〇景観資源の適切な保全・活用
〇情報発信の工夫
〇観光振興の視点からの公共空間の有効利用や公共施設の整備

③伝統行事やイベントの維持・活用

本市には、くじら祭りや湯本南条踊、俵山女歌舞伎、三隅の腰輪踊り、日置の大内山楽踊りなど、各地域で先人から継承されてきた伝統行事が数多く残っているが、人口減少や少子高齢化の進行により、地域での維持が困難になりつつあります。伝統行事を守り、次世代に継承するためには、市民一人ひとりが関心を高め、商業、教育など多様な分野で関わる機会を増やすことが必要です。

〇伝統行事・イベントへの参加機会の向上

（４）景観を活かした地域活性化（まちづくり）の推進

①協働による景観まちづくりの促進と仕組みの構築

本市では各地で多様な主体による景観まちづくりが進められており、長門湯本温泉では長門湯本地区景観計画の策定、長門湯本みらいプロジェクトなど各種取組みが進められています。また、俵山温泉における景観まちづくりや仙崎地区の山口大学のまちなか未来研究所が開設などの各種取組みが行われています。

さらに、地域では住民や事業者による定期的な美化活動も、全県の取組と連携して積極的に取り組まれており、ふるさと景観に対する関心が高くなっています。

自分たちの景観は自分たちで守り、育てる、つくるという意識の醸成と、まちづくりへの発意や工夫を実践し、継続的に取り組むことのできる仕組みづくりが必要です。

〇景観まちづくりへの意識啓発
〇継続的に取り組むことのできる仕組みづくり

②重点的な景観まちづくりの推進

本市では、県下でも良好な自然景観、田園集落景観が現在も保たれており、市民の景観ルール適用では、市域全体への緩やかなルールとともに、景観上重要な場所に限定してきめ細かなルールを定めることに過半数が賛同しています。

本市の景観を特徴づけ、地域の顔となっている地区や、景観形成に取り組んでいる地区、景観形成上重要な地区や路線など、重点的に景観形成を行う地区を抽出し、ルール化を検討する必要があります。

〇重点地区の抽出とルール化の検討

３．景観まちづくりの基本方針

3-1．景観の将来像

（１）計画テーマ

本市では、北長門海岸国定公園のダイナミックな外海と穏やかな内海、花尾山・天井ヶ岳、深川川などの自然の恵み、そこで営まれてきた人々の暮らしが息づく集落や温泉郷、市街地など、四季を通じて美しい景観を目にすることができます。このような景観は、自然、時間、人々の営みによって生み出されたものであり、金子みすゞをはじめとする文化人の詩や絵画に描かれ、長門固有の景観として、市民や来訪者の心に刻まれています。

景観は、自然やまちなみ、歴史文化財の風景だけでなく、日常の暮らしぶりや美化活動、お祭りやイベントなど、年間を通じてまちや地域を舞台に展開される私たちの生活や行為を表すものとして捉えることもできます。

しかし、「仙崎八景」をはじめとする長門ならではの特色ある景観は、時代の経過とともに埋もれ見えなくなったもの、失われつつあるもの、形を変えて残ったものもあります。

私たちには、時代の経過の中で移り変わってきたふるさと・長門の景観を大切にしながら受け継ぎ、次世代へと継承することが求められます。

そこで、本計画では、「自然の彩りと人々の暮らしがつむぐふるさとの風景を　未来につなぐ景観まちづくり」をテーマとして設定します。

海や山並み、大地の彩り豊かな自然と、そこに暮らす人々の様々な営み、活動によって形成されてきた長門の景観を、私たちのふるさとの風景として捉え、一人ひとりが共有の財産として認識し、次世代へ継承していくことが必要です。

自然や歴史・文化、人々の暮らしに根ざした景観まちづくりを進めることによって、ふるさとへの愛着や誇りを醸成するとともに、地域の活力を創出し、長門のブランドイメージを高めていくことを目指します。

長門市景観計画のテーマ

自然の彩りと人々の暮らしがつむぐふるさとの風景を
未来につなぐ景観まちづくり

（２）景観まちづくりの目標

目標１

豊饒の海と大地を守り、次世代につなぐ景観まちづくり

本市は、北長門海岸国定公園に指定される変化に富んだ雄大な海岸線、花尾山・天井ヶ岳等の山なみ、深川川・三隅川・掛淵川など豊かな水と緑が織り成す美しい自然景観に恵まれ、四季を通じて移り変わる風景は、多くの人々を魅了します。これらのかけがえのない美しい海や山、大地を守り、人々の交流や癒しの場として活用し、次世代につなぐ景観まちづくりを進めます。

目標２

まちの個性や回遊性を高める景観まちづくり

金子みすゞが詠った仙崎八景、海上アルプスの青海島、日本海を展望できる千畳敷、風情のある温泉郷、棚田の広がる向津具半島、三隅山荘などの歴史文化資源など、市域には訪れる人を魅了する景観資源が広く分布しています。これらの長門市固有の景観資源の魅力を高め、発信するとともに、景観資源間の回遊性を高めることにより、地域の活力創出やブランドイメージの向上につながる景観まちづくりを進めます。

目標３

歴史・文化や暮らしに根ざした景観まちづくり

本市の景観は、地域に受け継がれてきた伝統・文化や日々の営み、暮らしとともに守り、育まれてきました。このように、長い時代を経て暮らしの中で育まれてきた歴史・文化や、農業や漁業などの生業と一体となった集落などを保全するとともに、各地域の特性を活かした景観形成を進め、地域の人々のふるさとへの誇りや愛着を育む景観まちづくりを進めます。

目標４

住民、企業、行政の知恵や工夫による景観まちづくり

地域の活性化や長門市のブランドイメージの向上を図るため、地域住民や企業が主体となったまちづくりや地域づくりの取組みを促進する必要があります。地域住民の景観に対する関心を高めていくとともに、景観をテーマにしたまちづくりの推進体制を整え、多様な主体が係わる総合的な景観まちづくりを進めます。

3-2. 景観まちづくりの基本方針

目標１　豊饒の海と大地を守り、次世代につなぐ景観まちづくり

<方針 1.1> 長門の海、山、川の自然景観の保全

○本市を最も特徴づけるダイナミックな外海の景観、３つの湾からなる穏やかな内海の景観は、美しい自然環境の保全とその活用を図ります。

○花尾山、一位ヶ岳、天井ヶ岳などの山林景観は、希少な植生の生息地として、また、田園・市街地の背景となる山並みとして保全を図ります。

○天然記念物であるゲンジボタル生息地や環境教育の場として活用されるなど豊かな恵みをもたらす河川景観は、多様な生態系の生息地としての保全とともに、親水性を活かした水辺空間の形成を図ります。

○豊かな自然環境を保全・活用するため、市民・事業者・行政の協働による美化活動を推進し、多くの人々が親しめる場としての活用を図ります。

妙見山展望公園からの景観

深川川（音信川）（湯本）

<方針 1.2> 良好な景観を阻害している要素の改善

○良好な景観を阻害している要素については、周辺の自然、田園景観と調和したデザインへの適切な誘導により、景観の改善を図ります。

○海岸における漂着ごみの回収や巡回パトロールによる不法投棄の抑制など、市民・事業者・行政の協働による美化活動を推進します。

海岸清掃（船越）

<方針 1.3> 四季や時間の移ろいを活かした景観の創出

○本市では、春の桜やツツジ、夏のアジサイやゲンジボタル、秋の紅葉や田園に咲くコスモス、冬の山々や里に降り積もった雪景色などの四季の景観や、海岸沿いの夕暮れ、漁火など時間によって変化する景観を楽しむことができます。このような四季や時間の移ろいを感じられる景観の創出を図ります。

青海島の夕暮れ

目標２　まちの個性や回遊性を高める景観まちづくり

＜方針 2.1＞顔となる拠点景観の形成

○中心拠点、観光拠点、地域拠点の各拠点において、風格やにぎわいを感じ、まちの顔となる景観形成を進めるとともに、空き地や空き家、空き店舗の積極的な活用により、景観の向上と地域活力の創出を図ります。

長門市駅周辺

【中心拠点】（JR 長門市駅周辺）

○ＪＲ長門市駅周辺は、行政機関、文化・スポーツ施設、商業・業務施設等の都市機能や住宅地等の居住機能等、複合的な機能を有す本市の玄関口として落ち着きのある都市景観の創出を図ります。

温泉地のまちなみ（湯本地区）

【観光拠点】（湯本地区・俵山地区・仙崎地区）

○湯本地区では、川のせせらぎを楽しめる場所の設置などおもてなしの演出等により、川のせせらぎを聞きながら、楽しく安心してそぞろ歩きができる温泉街の形成を図ります。

○俵山地区では、滞在型保養の場として、温泉資源を活用しながら、湯治場のブランド化を図るなど、歩いて楽しめる魅力的なまちなみの形成を図ります。

○仙崎地区の仙崎みすゞ通りを中心とした古くからあるまちなみでは、建造物や歩行者空間の修景整備、景観阻害要因の改善等により、風情を感じられるまちなみの形成を図ります。

温泉地のまちなみ（俵山地区）

【地域拠点】（三隅地区・日置地区・油谷地区）

○三隅、日置、油谷の支所周辺の市街地は、古くから親しまれる昔ながらの集落と新たな住宅地との調和を図りながら、地域の個性に合わせた良好な景観の形成を図ります。

市街地のまちなみ（三隅地区）

目標２　まちの個性や回遊性を高める景観まちづくり

<方針 2.2> 回遊したくなる沿道景観の形成

○幹線道路や鉄道からの眺めは、市民のみならず市を訪れる多くの人が目にするシークエンス景観※です。道路や鉄道からの見え方に配慮し、建物や屋外広告物の形態・色彩のデザイン誘導等により、背景となる自然や周囲に広がる田園と調和した沿道・沿線景観の保全・形成を図ります。

○駅や拠点施設における情報案内板の設置や集落内道路や身近な河川などを活かした散歩道の設定により、市内に点在する資源間を結ぶ回遊ネットワークの形成を図ります。

○公共空間に接する建物の外壁や外構等は、私有地と公共空間の境界領域として、重要な役割を担っていることから、道路や歩道からの見え方に配慮した緑化による修景など、市民・事業者・行政の協働による景観形成を図ります。

油谷島（向津具下）の沿道景観
※シークエンス景観：視点の移動に伴って継起的に変化する景観

<方針 2.3> 景観を楽しむことのできる視点場や身近な景観資源の保全・活用

○本市には、千畳敷や元乃隅神社、東後畑棚田、妙見山展望公園などの絶景を望むことのできる視点場が多く存在しています。これらの視点場への交通アクセス環境の改善や滞留空間としての整備等により、魅力的な視点場及び快適な憩いの場の確保を図ります。

○地域のランドマークとなっている樹木などは、地域の歴史を探る重要な景観資源です。これらの身近な景観資源を保全するとともに、新たな景観資源の発掘、周辺と調和した修景、地域の景観資源とあわせた散策ルートに組み込むなど、まちづくりへの活用を図ります。

千畳敷からの眺望

地域のランドマークとなっている樹木（俵山）

<方針 2.4> 五感を大切にした景観の形成

○本市には、金子みすゞや大津あきらの詩歌、香月泰男の描いた絵画など、文化人の作品のモチーフとなった場が各所に点在しています。彼らの作品や功績を鑑賞できる視点場や散歩道の設定、情報案内板の設置などにより、現在では見えなくなった過去の風景や情景の可視化を図ります。

○川のせせらぎや風鈴、花や木の香りなど、その場の風景と結びつき、場を一層引き立たせる五感を大切にした景観まちづくりを進めます。

金子みすゞギャラリーパネル

目標３　歴史・文化や暮らしに根ざした景観まちづくり

<方針 3.1> 長門の歴史や文化を物語る景観の形成

○大寧寺、村田清風旧宅、元乃隅神社などの史跡や寺社、歴史的建造物は、本市の歴史・文化を伝える重要な景観資源です。これらの景観資源を周辺の環境と一体的に保全するとともに、適切な維持管理を促進します。

○歴史的な景観資源の周辺では、建築物や工作物等についてこれらの資源に調和するよう修景を図り、風情や情緒を感じる景観形成を図ります。

○湯本南条踊や楽踊、滝坂神楽舞などの地域に根付く伝統的な芸能や祭礼は、地域の人々が代々継承してきた特有の景観資源です。こうした伝統的な行事の価値を再認識し、次世代への継承に努めます。

大寧寺（湯本）

赤崎まつりでの楽踊（深川）

<方針 3.2> 海、里山、田園と一体となった集落景観の保全

○河川の両岸に広がる田園とその中に点在する集落、背景となる里山が一体となり形成される豊かな田園集落では、周辺の環境を含めた一体的な保全を図ります。

○建築物や工作物等について周辺と調和するよう修景等により、中国地方に特徴的な石州瓦や入母屋形式の民家の建ち並ぶ田園集落景観の保全を図ります。

○丘陵地に広がる棚田では、耕作に必要な水の供給源であるため池や水路などを一体的に保全し、農業システムの維持を図ります。また、外海・内海に面した棚田景観は、本市を代表する景観であり、周辺の環境や風景を含めた保全を図ります。

○通漁港・大泊漁港などの低層木造家屋が密集する地域では、背後の斜面緑地や漁港関連施設と一体となった特色ある漁村集落景観の保全を図ります。

○耕作放棄地対策、遊休農地の利活用、水産物育成環境の保全活動など、健全な農林漁業の振興施策を通じて、持続可能な生産環境を形成し、美しい農山漁村景観の維持・保全を図ります。

○「長門市空家等対策計画」と連携し、集落景観の維持・保全を図ります。

農村集落（宝国寺周辺）

東後畑棚田（油谷）

漁村集落（通）

目標４　住民、企業、行政の知恵や工夫による景観まちづくり

<方針 4.1> 景観まちづくりへの意識向上

○景観まちづくりを促進するためには、地域や市民が主体的に取り組むことが重要であるため、一人ひとりが今ある景観資源を見つめ直し、共有の財産として認識する必要があります。そのため、長門のブランドイメージが一層高まるような情報媒体の充実、多世代が参加する景観コンクールの開催、景観やまちづくりに関する総合学習など、楽しみながら景観まちづくりを学ぶ機会づくりを図ります。

センザキッチンでの総合的な学習（深川小学校）

長門市フォトコンテスト（2017 年 11 月月間賞受賞作品）

<方針 4.2> 住民、企業、行政の協働による推進体制づくり

○景観まちづくりでは、より多くの人々が景観形成に関心を持ち、各主体が身近なところからできることを着実に取り組んでいくことが重要となります。このため、市民や事業者に対し、景観形成につながる活動への支援を図ることで、景観形成に対する意識の啓発を図るとともに、地域の景観まちづくり活動の担い手となる人材育成に取り組みます。

○景観形成においては、公共事業を行う行政の関わりも大きいことから、景観まちづくりを総合的に進めるための庁内における横断的な連携体制の構築や近隣市との連携事業に取り組みます。

道路を使った社会実験（湯本）

まちづくり協議会主催による「町並みを愉しむイベント」の開催（日置上）

■景観まちづくりの課題と目標・方針のつながり

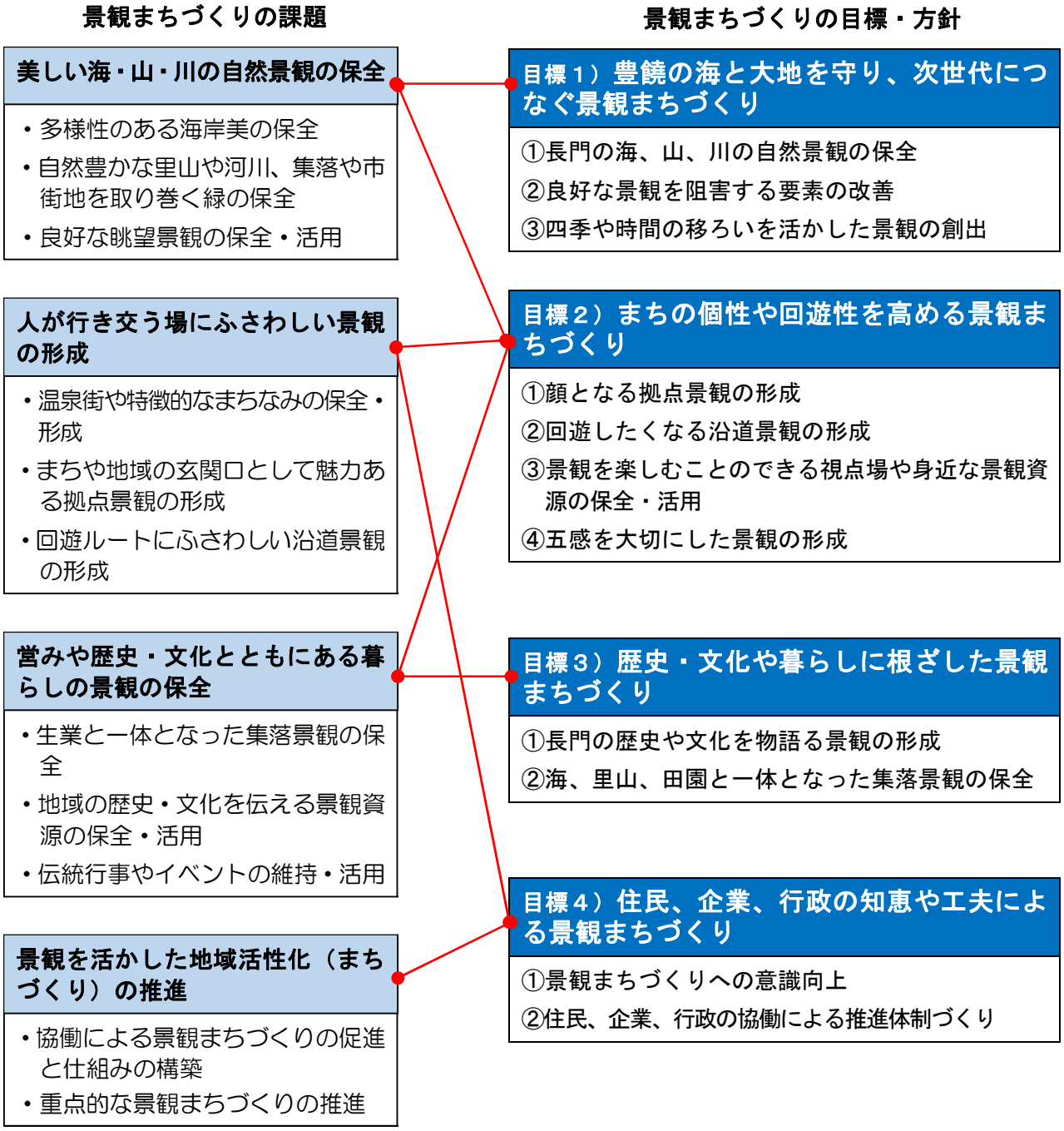

3-3. ゾーン別景観まちづくり方針

土地利用特性や都市計画マスタープランのゾーン区分を踏まえ、景観計画区域内を「市街地景観ゾーン」、「田園・集落景観ゾーン」、「森林景観ゾーン」の３つのゾーンに区分します。沿岸部においては、沿岸部特有の景観を形成していることから、上記のゾーンに上乗せして、「海岸景観ゾーン」を設定し、それぞれのゾーンにふさわしい景観まちづくり方針を定めます。

また、本市の景観の重要な軸となっている「幹線道路沿道・鉄道沿線景観軸」についても、景観まちづくり方針を定めます。

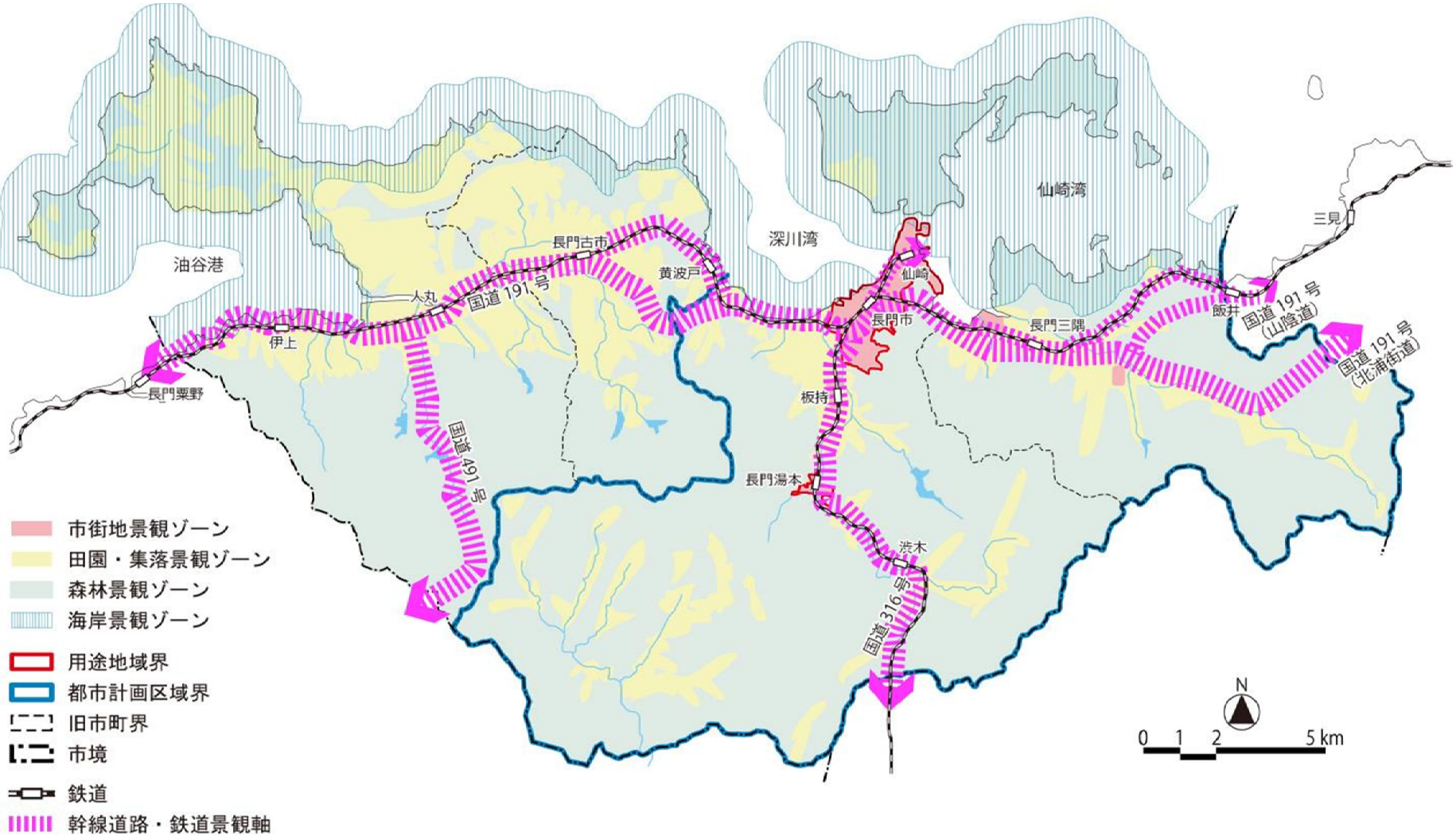
油谷港
人丸
伊上
長門古市
国道 191 号
黄波戸
深川湾
仙崎湾
仙崎
長門市
長門三隅
三見
飯井
国道 191 号
(山陰道)
国道 191 号
(北浦街道)
長門粟野
国道 491 号
板持
長門湯本
渋木
国道 316 号
市街地景観ゾーン
田園・集落景観ゾーン
森林景観ゾーン
海岸景観ゾーン
用途地域界
都市計画区域界
旧市町界
市境
鉄道
幹線道路・鉄道景観軸
N
0 1 2 5 km

ゾーン区分図

（１）森林景観ゾーン

基本目標１．豊饒の海と大地を守り、次世代につなぐ景観まちづくり

・花尾山、一位ヶ岳、天井ヶ岳など、背景となる山並みや緑の輪郭線となる山の稜線を保全するため、建築物や工作物、開発行為等の適切な誘導を図ります。

・県指定の天然記念物ベニドウダンや山口県の県獣ホンシュウジカなど、希少な植生や野生生物の生息域を保全します。

・自然環境の保全とともに、自然散策路等の整備、適切な維持管理などにより、自然を楽しむことのできる場として、積極的な活用を図ります。

基本目標２．まちの個性や回遊性を高める景観まちづくり

・高山や花尾山、妙見山などの優れた眺めを望むことができる視点場では、見通しを確保するため、電線・電柱類、屋外広告物等、眺望を妨げる要因の改善や地域との協働による雑木の適切な維持管理に努めます。

・アクセスのしやすい視点場とするため、周辺の道路や散策路に繁茂する雑草等の適切な維持管理やアクセスマップ等の情報発信に努めます。

基本目標３．歴史・文化や暮らしに根ざした景観まちづくり

・低層建築物を中心とした山間集落では、背後の里山や農地、樹林地の保全により、緑豊かで穏やかな集落景観の保全・継承を図ります。

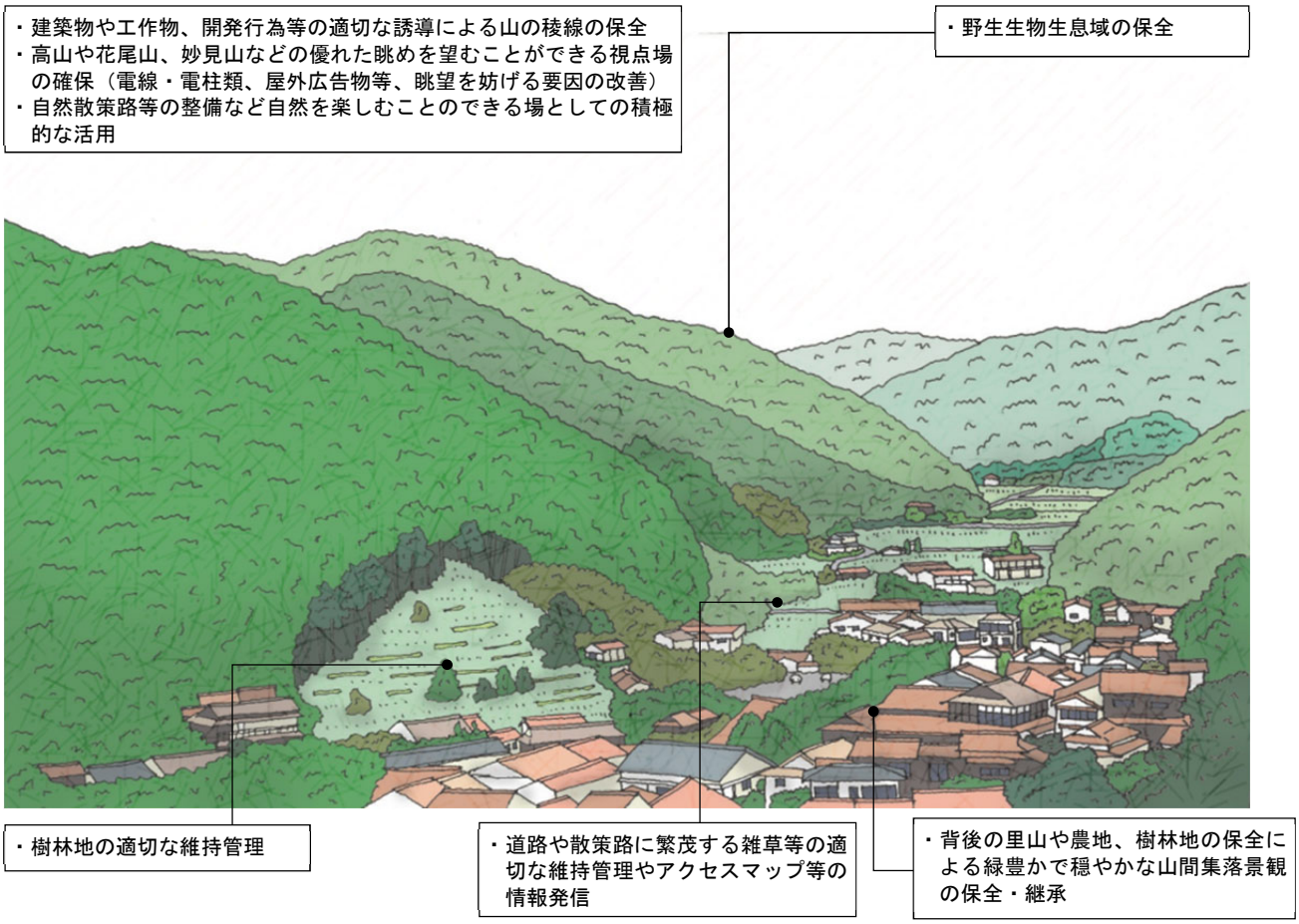

（２）田園・集落景観ゾーン

基本目標１．豊饒の海と大地を守り、次世代につなぐ景観まちづくり

・ゲンジボタルの発生地として国の天然記念物に登録される深川川（音信川）やため池百選に選定された深田ため池など、多種多様な小動物・昆虫・植物が築きあげる豊かな生態系に配慮した河川・ため池環境の維持・保全を図ります。

・深川川や掛淵川、三隅川の周辺に広がる平野部において、集落や田園とその背景となる山々への眺望景観を確保するため、雑木の適切な維持管理とともに建築物や工作物等について適切な誘導を図ります。

・レンゲ畑、菜の花、ひまわり、コスモスなど、農地や畦道を活かした季節を感じる演出を図ります。

基本目標２．まちの個性や回遊性を高める景観まちづくり

・俵山地区では、美しい周囲の自然やまちなかを流れる木屋川、木造三階建てのまちなみ、情緒ある路地等の魅力的な景観資源を活かし、温泉街ならではのそぞろ歩きを楽しめ、湯治場情緒を感じられる景観の形成を図ります。

・公共施設や身近な生活利便施設と低層の住宅地等からなる日置、油谷の支所周辺では、穏やかで地域の個性を感じる景観の形成を図ります。

・畦道の適切な維持管理、集落内道路の活用などにより回遊道路の確保を図ります。

・東後畑棚田などの絶景を望むことのできる視点場への交通アクセス環境の改善や滞留空間としての整備等により、魅力的な視点場及び快適な憩いの場の確保を図ります。

・香月泰男の描いた絵画や作品のモチーフとなった場所を知らせる情報案内板の設置、視点場設定などにより、現在では見えなくなった過去の風景や情景の可視化を図ります。

基本目標３．歴史・文化や暮らしに根ざした景観まちづくり

・三隅山荘や香月泰男美術館、八幡人丸神社などの地域のシンボルとなっている歴史文化資源や樹木などの身近な地域資源については、重要な景観資源として保全・活用を図ります。

・赤崎神社の楽踊や三隅の滝坂神楽舞など、永い歴史を通じてそれぞれの集落に引き継がれてきた伝統的な文化行事や祭礼などは、地域の風物詩として、その継承を図ります。

・各所に点在する石州瓦や入母屋形式の民家の建ち並ぶ田園集落については、建築物や、工作物、擁壁などのルールに即した景観の誘導を進め、美しい田園集落景観の保全・継承を図ります。

・遊休農地では、農業の担い手育成や、観光農園や体験農園、滞在型農園など、多面的な活用による対策を推進するなど、農業振興施策との連携による持続可能な生産環境を形成し、田園集落景観の維持・保全を図ります。

・東後畑棚田など向津具半島に広がる棚田とため池については、「長門市棚田保護条例」に基づき、市及び市民との協働による景観の保全を図ります。

・視点場周辺で雑木の適切な維持管理
・地域のシンボルとなっている歴史文化資源や樹木の保全

・石州瓦の民家が建ち並ぶ田園集落での建築物や工作物、擁壁などの誘導

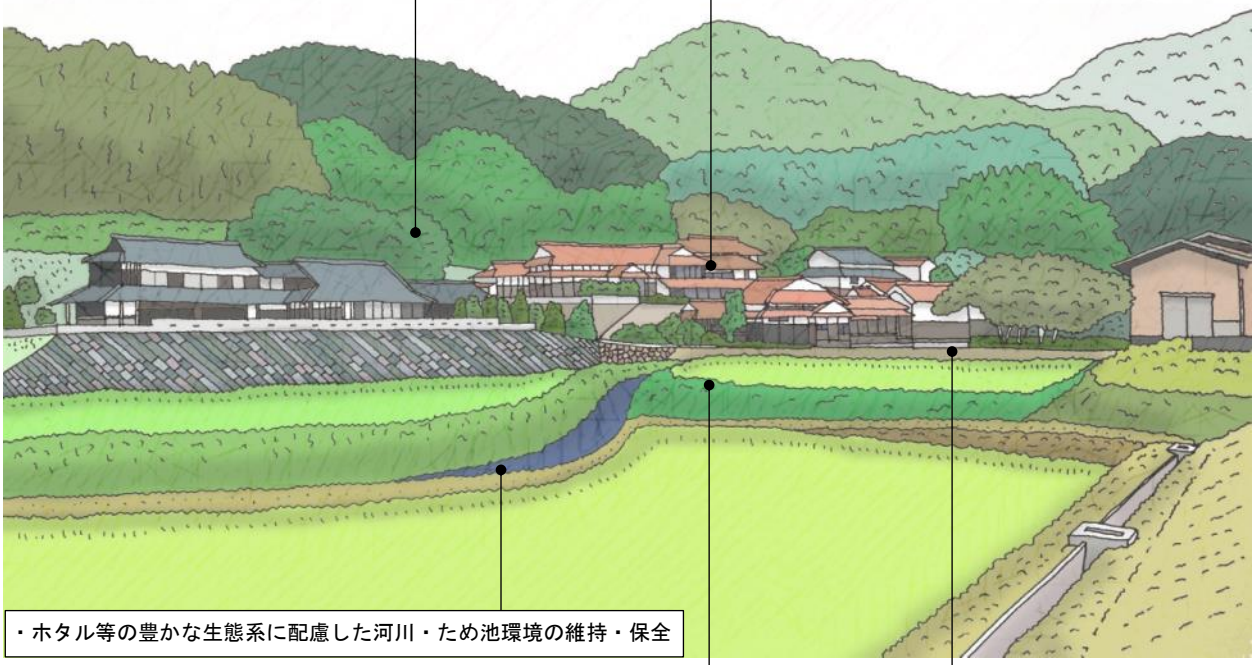

・ホタル等の豊かな生態系に配慮した河川・ため池環境の維持・保全

・俵山地区における湯治場情緒を感じられる景観の形成
・支所周辺における穏やかで地域の個性を感じる景観形成
・視点場への交通アクセス環境改善や滞留空間の整備による魅力的な視点場確保
・現在では見えなくなった過去の風景や情景の可視化
・伝統的な文化行事や祭礼などの継承
・遊休農地における農業施策政策との連携した多面的活用及び持続可能な生産環境の形成
・棚田景観の保全と生産の場としての有効活用

・畦道、集落内道路を活かした回遊路の確保

・農地や畦を活かした季節感の演出（レンゲ畑、菜の花、ひまわり）

（３）市街地景観ゾーン

基本目標１．豊饒の海と大地を守り、次世代につなぐ景観まちづくり

・まちの背景となる山並みや外海、内海への眺望を遮らないよう、建築物、工作物の適切な誘導を図ります。

基本目標２．まちの個性や回遊性を高める景観まちづくり

・ＪＲ長門市駅周辺は、行政機関、文化・スポーツ施設、商業・業務施設等、複合的な機能を有す本市の玄関口として、落ち着きのある都市景観の創出を図ります。

・湯本地区では、緑豊かな山や中心部を流れる深川川（音信川）、その支流である大寧寺川の両岸に、古くからある宿や旅館が建ち並ぶ風情のあるまちなみを活かし、川のせせらぎを聞きながら、そぞろ歩きを楽しめる風格を感じられる景観の形成を図ります。

・仙崎地区では、仙崎みすゞ通りを中心とした古くからあるまちなみに配慮した建造物や歩行者空間の修景整備、電線・電柱類等の適切な景観誘導により、風情を感じながら、歩いて楽しめるまちなみの形成を図ります。

・三隅地区では、三隅山荘や香月泰男美術館、香月泰男ロードなどの地域のシンボルである建築物等やその周辺のまちなみ、田園と調和した落ち着きのある景観形成を図ります。

・まちの顔となる拠点景観の形成に向けて、派手な色彩の屋外広告物などの適切な誘導を図ります。

・近接する歴史文化資源や周辺の景観に配慮した植栽、また四季折々の花による季節感の演出、視点場における滞留空間の確保など、地域の個性に合わせた道路・歩行空間の整備を図るとともに、民有地における道路等からの見え方に配慮した緑化による修景を図ります。

・金子みすゞや大津あきらなどの文化人の作品や功績を鑑賞できる視点場や散歩道の設定、情報案内板の設置などにより、現在では見えなくなった過去の風景や情景の可視化を図ります。

基本目標３．歴史・文化や暮らしに根ざした景観まちづくり

・大寧寺や三隅山荘、金子みすゞ記念館など地域のシンボルとなっている歴史文化資源や樹木などの身近な地域資源については、重要な景観資源として保全・活用を図ります。

・住宅地において、ガーデニングや生垣等の緑化など市民の緑化活動を促進し、緑豊かで潤いあふれる景観を形成します。

・赤崎祭りの湯本南条踊りなど、長い歴史を通じてそれぞれの集落に引き継がれてきた伝統的な文化行事や祭礼などは、地域の風物詩として、その継承を図ります。

・地域のシンボル的な建造物や樹木などの保全

・高台、橋梁、港などにおける視点場を活かした憩い空間の確保

・山並みや海への眺望を遮らない建築物、工作物の誘導

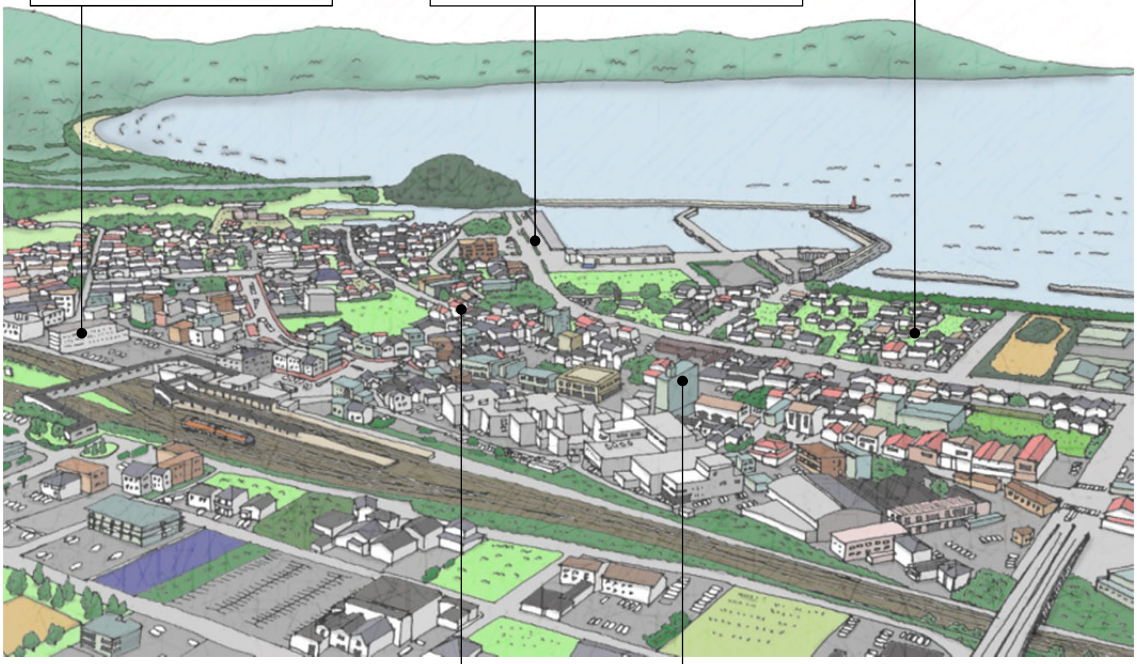

・屋外広告物など景観阻害要因の改善
・道路・歩行者空間の修景整備
・過去の風景などを可視化する情報案内板等の設置
・散歩道の設定や四季折々の花や樹木の植栽の設置
・緑豊かな住宅地景観の形成（宅地周りの緑化など）

・遠景のやまなみ、海への眺望を遮らない建築物、工作物の誘導

・彩りや季節感を感じられる公共空間の形成
・伝統的な文化行事や祭礼の継承

（４）海岸景観ゾーン

基本目標１．豊饒の海と大地を守り、次世代につなぐ景観まちづくり

・日本海の荒波に浸食された断崖、奇岩・洞門などの柱状節理、透明度の高い砂浜、防風・防潮の役目をはたす松林など、多様な自然環境が織りなす美しい海岸線の保全・活用を図るとともに、魚介類や海藻、野鳥、海浜植物などの多種多様な生物の生息環境としての保全を図ります。

・日本海に広がるパノラマ景観とともに、遊覧船等から望む漁港や集落の景観も本市の代表的な景観要素であることから、建築物や工作物、土石・廃棄物の堆積への配慮などにより、海側・陸側双方からの眺望を保全します。

・漂着ごみが問題となっている海岸では、地域や企業、ボランティアとの協働により、情報の共有や連携に努め、効果的な美化活動を推進します。

基本目標２．まちの個性や回遊性を高める景観まちづくり

・センザキッチンや漁港、市場等を活用した朝市・直売会・体験交流・食のワークショップなどにより、地場産業の生産者と消費者との交流を深めながら、長門ブランドの育成に向けた取組みを行います。

・千畳敷や元乃隅神社、東後畑棚田など海辺の絶景を眺めることができる良好な視点場を活かし、滞留スポットの確保やアクセス性の改善等により、潮の匂いを感じながら景観を楽しめる場の整備を図ります。

・漁村集落特有の細い路地など集落内道路や海岸通りを活かして、地域の暮らしや歴史文化を身近に感じながら、豊かに広がる海辺の景観を楽しめる回遊ルートの形成を図ります。

基本目標３．歴史・文化や暮らしに根ざした景観まちづくり

・細い路地が張り巡らされ民家が密集して軒を連ねる家並みなど漁村集落特有の建築様式に配慮し、海や港、周辺の集落と調和した建築物、工作物を誘導することで、漁村独自の魅力ある集落景観の維持・保全を図ります。

・通や川尻の鯨唄など、長い歴史を通じてそれぞれの集落に引き継がれてきた伝統的な文化行事や祭礼などは、地域の風物詩として、保全・継承を図ります。

・通の古式捕鯨と漁民の歴史を伝えるくじら資料館や早川家住宅など地域のシンボルとなっている歴史文化資源については、重要な景観資源として保全・活用を図ります。

・遠景のやまなみ、海への眺望を遮らない建築物の誘導

・集落内道路や海岸通りを活かした景観を楽しめる回遊ルートの形成
・漁村独自の集落景観の保全
・地域のシンボルとなっている歴史文化財の保全

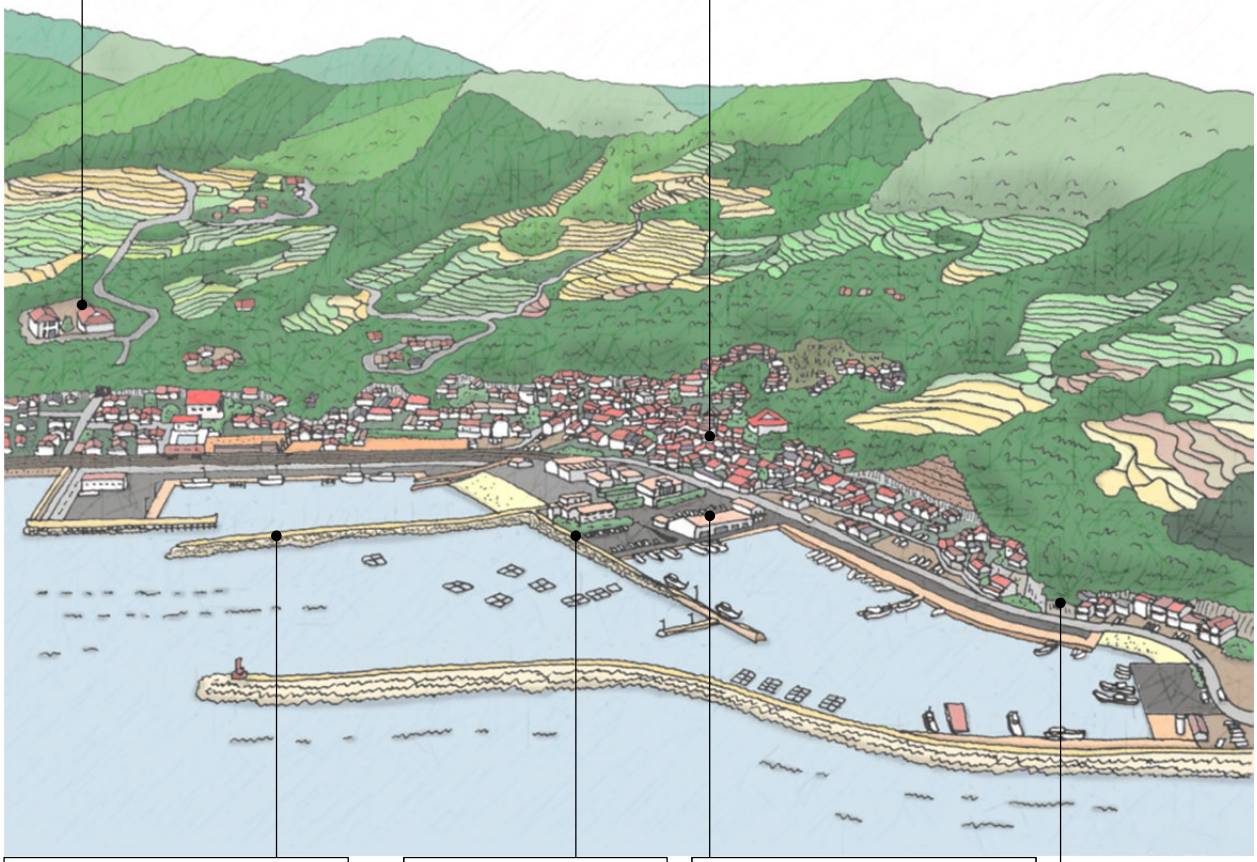

・地域や企業、ボランティアとの協働による海岸の美化

・良好な視点場を活かした景観を楽しむ場の整備

・港、市場等を活用した朝市など、交流体験の場の創出

・砂浜、岩礁、松林など多様で美しい海岸景観の保全
・魚介類、野鳥、海藻、海浜植物等水産資源や生物環境の保全
・周辺集落と調和した建築物・工作物の誘導
・伝統的な文化行事の継承

・海への眺望を阻害する工作物の抑制や堆積物の配慮

（５）幹線道路沿道・鉄道沿線景観軸

基本目標１．豊饒の海と大地を守り、次世代につなぐ景観まちづくり

・美しい海や山並み等の自然景観を眺められる道路・鉄道では、標識・照明等の道路付帯施設を海岸線など周辺の自然環境と調和したデザインとするなど、統一感のある沿道沿線景観への修景を図ります。

基本目標２．まちの個性や回遊性を高める景観まちづくり

・自動車や鉄道の車窓からの連続した眺めに留意し、建築物や工作物、屋外広告物のデザイン、土石・廃棄物の堆積等を適切に誘導することで、周囲の環境と調和した沿道沿線景観の形成を図ります。

・街路樹、街路灯、標識・案内板の配置や視認性の工夫、表記・デザインの統一などにより、回遊ルートにふさわしい沿道景観の形成を図ります。

・沿道の残地や駅待合所等を活かし、一息つける休憩スポットを設置するなど、まちを歩いて楽しめる回遊性の向上を図ります。

・地域や企業、ボランティアと連携した街路樹や植栽の手入れ、花苗の植え付けなど、沿道の樹木や花壇の適切な維持管理により、道路環境の美化・保全を図ります。

基本目標３．暮らしや歴史・文化を守り、育てる景観まちづくり

・歴史のある建造物や集落、視点場などの地域の景観資源をつなぐ散歩道の設定や地域の特徴に応じた修景等により、歩いて楽しむことのできる歩行空間の形成を図ります。

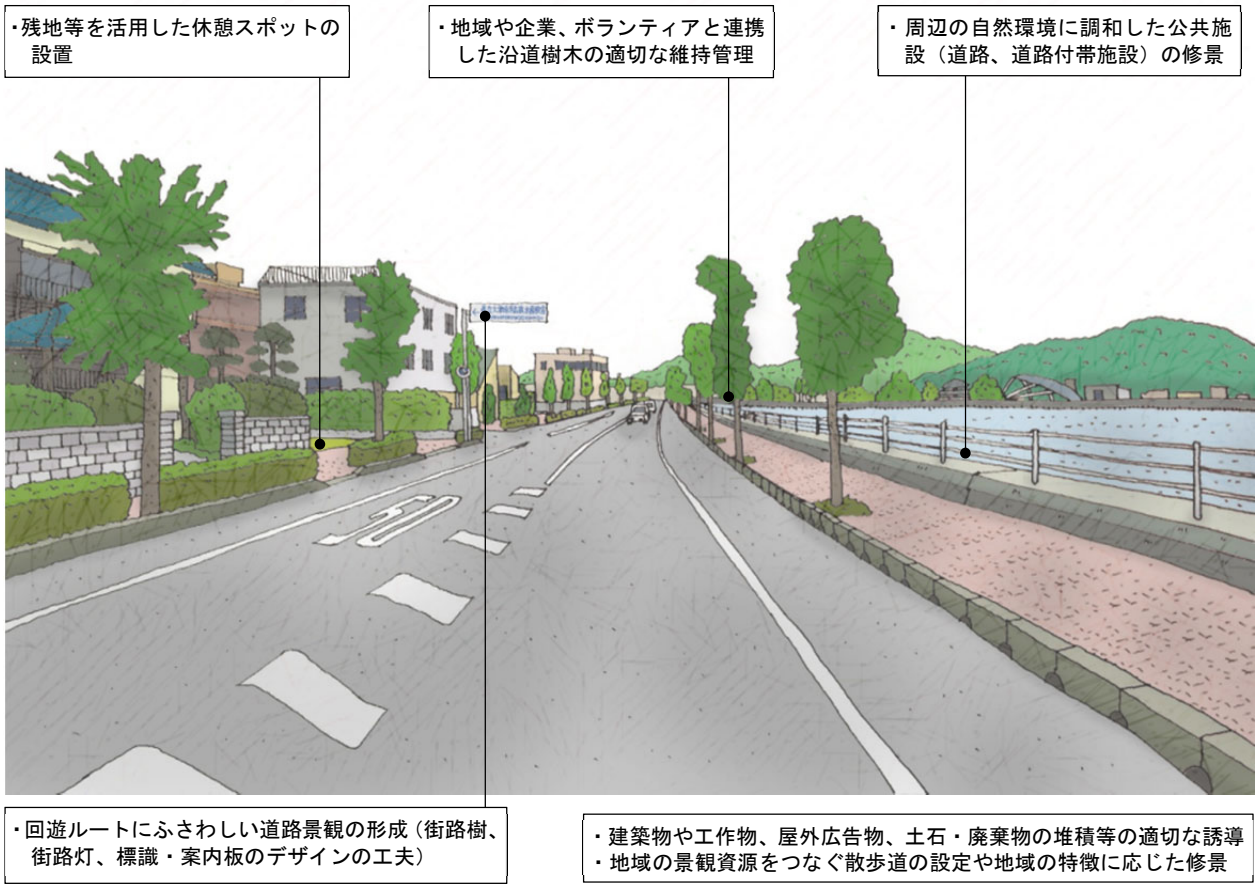

４．良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

4-1．行為の制限に関する地域区分

（１）地域区分の考え方

景観に関するルールの導入に対する市民意向では、「長門市全域にゆるやかなルールを定めるとともに、景観上重要な場所に限定してきめ細やかなルールを定める」という回答が 52.6%と過半数を超え、最も多くなっています。

また、市内には、景観まちづくりに対する取り組みを既に実施している地区などもあるため、地区毎の景観まちづくりに対する熟度にあわせた行為の制限及び基準が求められます。

以上より、本市では、一定規模以上の行為に対して、景観形成を図る上での最低限守るべきルールを定める「一般地域」と、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定める「景観形成重点地区」に区分します。

■地域区分の考え方

区分	対象範囲	ルール設定の方針
一般地域	市全域	景観に影響を与える恐れのある一定規模以上の行為に対して、景観形成を図る上での最低限守るべきルールを設けます。
景観形成重点地区	既に特徴ある景観が形成されている地区、景観まちづくりへの活動が積極的に行われている地区等	一般地域のルールとは別に、地区毎の景観特性に合わせた、きめ細やかなルールを設けます。

（２）景観形成重点地区の指定

本市において、地域のシンボルとなる特徴的な景観が既に形成されている地区や優れた眺望性を有する地区など、本市の景観形成を進める上で重要な地区を景観形成重点地区として位置づけます。

■景観形成重点地区の指定の要件

①長門市の顔となる景観を有している、もしくは景観形成を図るべき地区 ②交流や観光等の拠点として良好な景観形成を推進する必要のある地区 ③優れた眺望景観を有する地区 ④景観まちづくりに関する活動が積極的に行われており、モデルとなる地区

■景観形成重点地区

本計画では、上記の指定の要件に基づき、「湯本地区」を景観形成重点地区に指定します。

地区名	景観形成重点地区の指定要件
湯本地区	①長門市の顔となる景観を有している、もしくは景観形成を図るべき地区 ②交流や観光等の拠点として良好な景観形成を推進する必要のある地区 ④景観まちづくりに関する活動が積極的に行われており、モデルとなる地区

■景観形成重点地区（候補）

本計画では、上記の指定の要件に基づき、「俵山地区」、「油谷東後畑棚田周辺地区」、「仙崎みすゞ通り周辺地区」を景観形成重点地区（候補）に位置付けます。

景観形成重点地区（候補）については、本市の象徴となる景観を有し、積極的な景観形成を推進していくべきと考えられることから、地区住民等との合意形成を図りながら、きめ細やかな景観形成に向けた取組みを検討していきます。

候補地区名	景観形成重点地区（候補）の指定要件
俵山地区	①長門市の顔となる景観を有している、もしくは景観形成を図るべき地区 ②交流や観光等の拠点として良好な景観形成を推進する必要のある地区 ④景観まちづくりに関する活動が積極的に行われており、モデルとなる地区
油谷東後畑棚田周辺地区	③優れた眺望景観を有する地区 ④景観まちづくりに関する活動が積極的に行われており、モデルとなる地区
仙崎みすゞ通り周辺地区	①長門市の顔となる景観を有している、もしくは景観形成を図るべき地区 ②交流や観光等の拠点として良好な景観形成を推進する必要のある地区

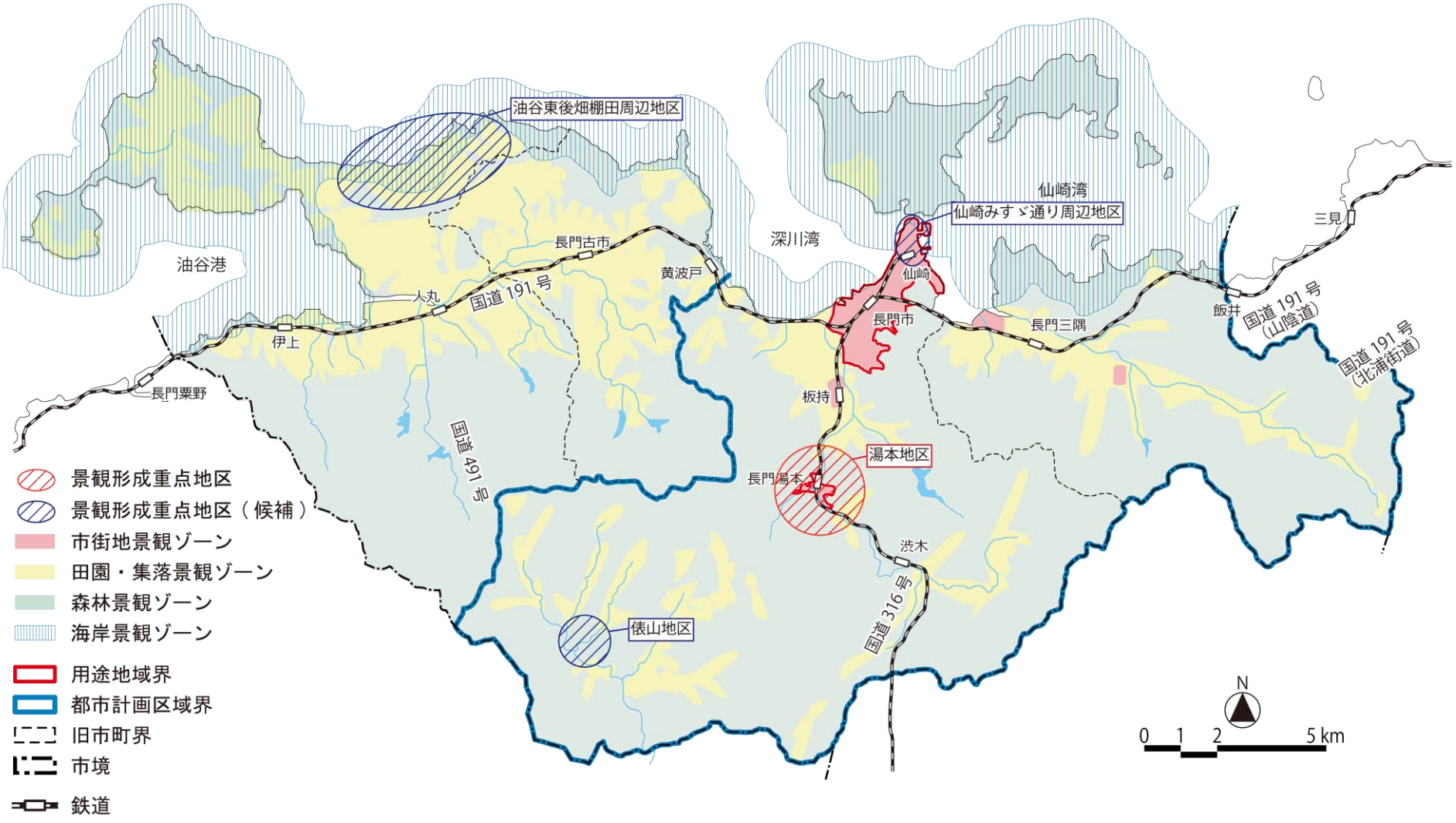

景観形成重点地区の位置

4-2. 届出対象行為（一般地域）

（１）届出制度の仕組

①行為の届出

・届出対象行為となる行為については、行為の着手前に、景観法に基づく届出が必要となります。

・景観法に基づく届出に先立って、届出に係る建築物・工作物等の基準について、市民、事業者、行政が共通認識を深めるため、市と事前協議を行う必要があります。

・届出対象行為のうち、地上階数が３以上の建築物及び本市の景観に大きな影響を及ぼす行為については、事前協議段階において、景観デザイン審査会のデザインレビューを行います。（デザインレビューの審査内容については、適宜景観審議会に報告）

②届出の審査

・届出が行われると、市の担当窓口で、景観形成基準への適合の審査が行われます。

③勧告・公表・変更命令

・景観形成基準に不適合の場合は、届出者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告を出すことができます。正当な理由がなく、勧告に従わない場合は、氏名等の公表が行われます。

・勧告を受けた行為が景観条例で定める「特定届出対象行為」に該当する場合、氏名等の公表ではなく、変更を命令することができます。特定届出対象行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しない場合、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。

・変更命令を受けた場合、変更命令の内容に応じて、必要な措置を講ずる必要があります。

・勧告、公表、変更命令を行う場合は、景観審査会及び景観審議会への意見聴取を行います。

④行為の着手

・原則として届出から 30 日経過後から行為に着手することができます。

・適合通知を受けた場合、通知を受けた日から行為に着手することができます。

⑤完了届の提出

・届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく行為完了の届出書を提出していただきます。

■届出制度の流れ

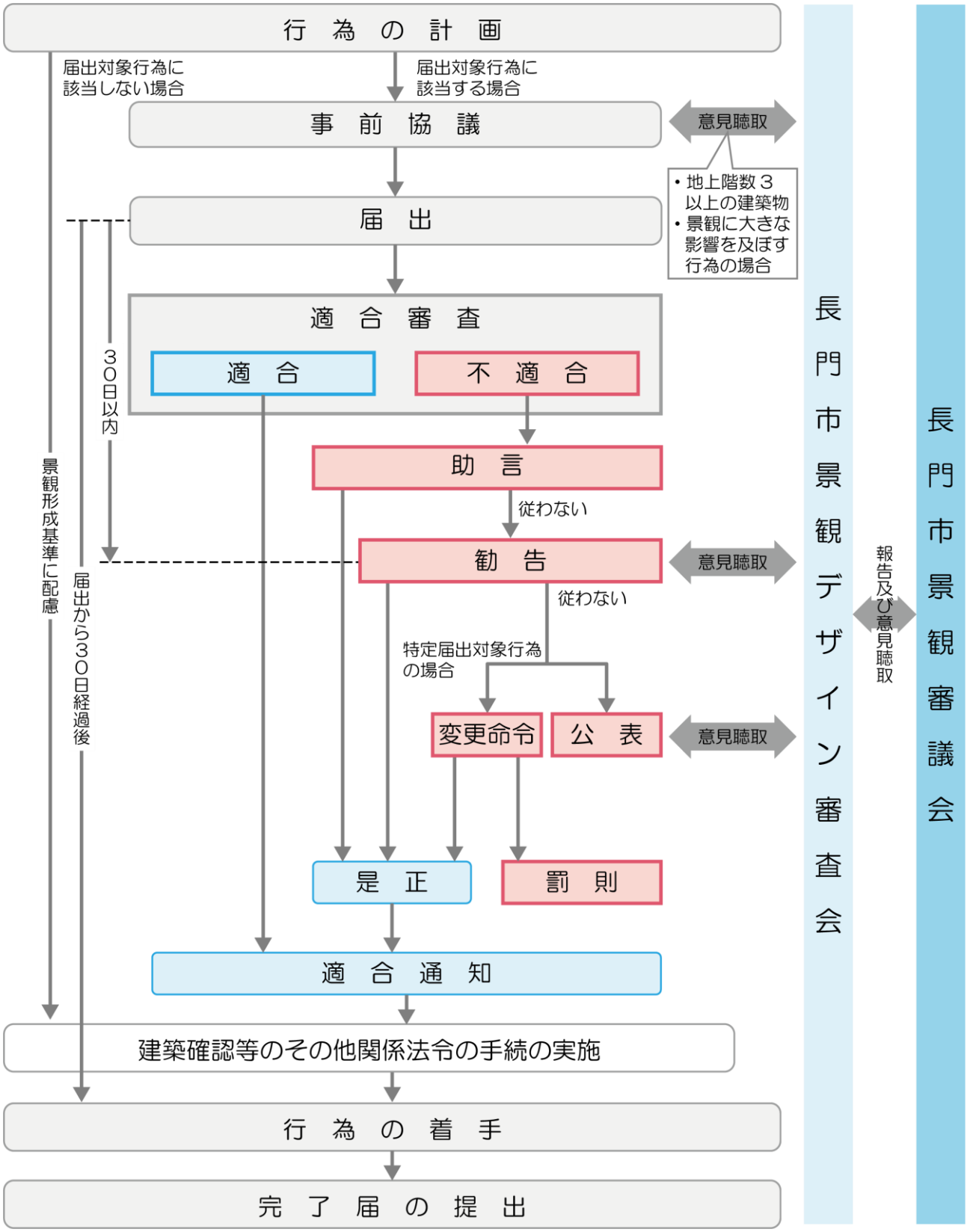
行　為　の　計　画
届出対象行為に該当しない場合
届出対象行為に該当する場合
事　前　協　議
意見聴取
・地上階数３以上の建築物
・景観に大きな影響を及ぼす行為の場合
届　出
適　合　審　査
適　合
不　適　合
３０日以内
助　言
従わない
勧　告
意見聴取
従わない
特定届出対象行為の場合
変更命令
公　表
意見聴取
是　正
罰　則
適　合　通　知
景観形成基準に配慮
届出から３０日経過後
建築確認等のその他関係法令の手続の実施
行　為　の　着　手
完　了　届　の　提　出
長門市景観デザイン審査会
報告及び意見聴取
長門市景観審議会

（２）届出対象行為と規模

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更	・以下のいずれかに該当するもの ①高さが 13mを超えるもの ②地上階数が３以上のもの ③延床面積が 500 ㎡を超えるもの ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更は、上記の建築物で、外観に係る見付面積の合計が全体の見付面積の１／２以上のもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更	【煙突】：高さが 6mを超えるもの 【鉄塔等】：高さが 15mを超えるもの 【広告塔類】：高さが 4mを超えるもの 【高架水槽等】：高さが 8mを超えるもの 【擁壁】：高さが 2m を超えるもの 【プラント等】：高さが 13mを超えるもの又は築造面積が 500 ㎡を超えるもの 【太陽光発電施設】：築造面積 1,000 ㎡以上 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更は、上記の工作物で、外観に係る見付面積の合計が全体の見付面積の１／２以上のもの）
都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更	・行為に係る土地の面積が 1,000 ㎡以上のもの
木竹の植栽又は伐採	・当該変更に係る部分の土地の面積の合計が 1,000 ㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・高さ５mを超えるもの、又は対象面積が 1,000 ㎡以上のもの（堆積期間が 30 日を超えるものに限る）
水面の埋立て又は干拓	・区域が 1,000 ㎡以上のもの

※工作物の定義（建築基準法第 88 条、建築基準法施行令第 138 条）

【煙突】：煙突
【鉄塔等】：鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
【広告塔類】：広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
【高架水槽等】：高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
【プラント等】：製造施設、貯蔵施設、自動車車庫、遊技施設、処理場等
【擁壁】：擁壁

※高さ・規模のイメージ

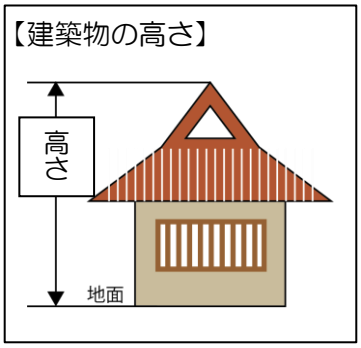

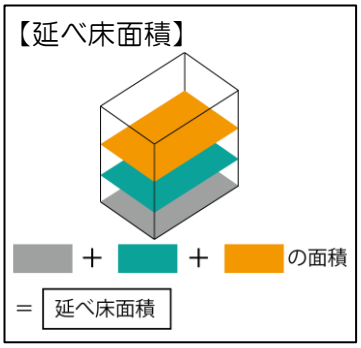

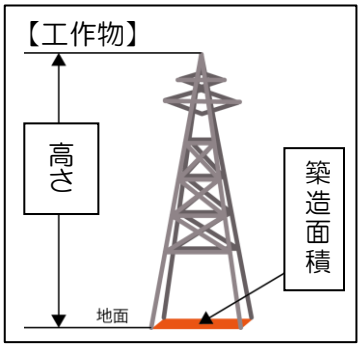

4-3. 景観形成基準（一般地域）

（１）景観形成基準一覧

・景観形成基準は、届出対象行為の適合審査の際に、最低限守るべきルールとなるものです。
・本市においては、景観計画区域内を「森林景観ゾーン」、「田園・集落景観ゾーン」、「市街地景観ゾーン」の３つのゾーンに区分していることから、建築物については、それぞれのゾーンの景観特性に応じた景観形成基準を定めることとします。

■景観形成基準（基本事項）

区分	景観形成基準
基本事項	・ゾーン別景観まちづくり方針に沿った景観形成に配慮する。

■景観形成基準（建築物）【森林景観ゾーン】

区分		景観形成基準
建築物	配置	・建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟化や道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。 ・樹林地や河川等の自然環境の保全に配慮した配置とする。 ・優れた眺望を有する視点場からの眺望を妨げないように配慮する。 ・歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。
	高さ	・背景となる山並みの稜線や眺望に配慮し、できるかぎり高さを抑える。
	形態意匠	・地域固有の伝統的な建築様式等と調和した形態となるように配慮する。 ・勾配屋根を設置するなど、背景となる山並みや周辺の田園、建築物との調和に配慮する。 ・石州瓦など地域の優れた素材や自然素材をできるかぎり活用する。
	色彩	・茶系色や無彩色等の彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、背景の緑や自然景観に溶け込むような配色に努める。 ・地域固有の色彩に配慮した配色とする。
	外構・緑化	・既存樹木の保全と活用に努める。 ・道路からの見え方に配慮し、生垣や植栽帯などを設置するなど敷地内の緑化及びメンテナンスに努める。 ・柵や塀、門等は、当該建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。 ・駐車場などは、通りから見えにくい配置や目隠しの設置など周辺の景観との調和に配慮する。
	その他	・建築物に付帯する建築設備等については、当該建築物や周辺景観と調和するように位置や意匠、色彩に配慮する。

■景観形成基準（建築物）【田園・集落景観ゾーン】

区分		景観形成基準
建築物	配置	・建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟化や道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。 ・樹林地や河川、ため池等の自然環境の保全に配慮した配置とする。 ・優れた眺望を有する視点場からの眺望を妨げないように配慮する。 ・歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。
	高さ	・広がりのある田園・集落景観に調和するよう、できるかぎり高さを抑える。
	形態意匠	・地域固有の伝統的な建築様式等と調和した形態となるように配慮する。 ・勾配屋根を設置するなど、背景となる山並みや周辺の田園、建築物との調和に配慮する。 ・石州瓦など地域の優れた素材や自然素材をできるかぎり活用する。
	色彩	・茶系色や無彩色等の彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、周辺に広がる田園・集落景観に溶け込むような配色に努める。 ・地域固有の色彩に配慮した配色とする。
	外構・緑化	・既存樹木の保全と活用に努める。 ・道路からの見え方に配慮し、生垣や植栽帯などを設置するなど敷地内の緑化及びメンテナンスに努める。 ・柵や塀、門等は、当該建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。 ・駐車場などは、通りから見えにくい配置や目隠しの設置など周辺の景観との調和に配慮する。
	その他	・建築物に付帯する建築設備等については、当該建築物や周辺景観と調和するように位置や意匠、色彩に配慮する。

■景観形成基準（建築物）【市街地景観ゾーン】

区分		景観形成基準
建築物	配置	・建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟化や道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。 ・優れた眺望を有する視点場からの眺望を妨げないように配慮する。 ・歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。
	形態意匠	・商業地では、低層部を明るく開放感のある意匠とするなど、歩いて楽しめるまちなみの形成に努める。 ・道路に面するオープンスペースは、まちなみや歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体性のある意匠とするよう努める。 ・住宅地では、周辺から突出した奇抜なものは避ける。
	色彩	・彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。 ・地域固有の色彩に配慮した配色とする。
	外構・緑化	・既存樹木の保全と活用に努める。 ・道路からの見え方に配慮し、生垣や植栽帯などを設置するなど敷地内の緑化及びメンテナンスに努める。 ・柵や塀、門等は、当該建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。 ・駐車場などは、通りから見えにくい配置や目隠しの設置など周辺の景観との調和に配慮する。
	その他	・建築物に付帯する建築設備等については、当該建築物や周辺景観と調和するように位置や意匠、色彩に配慮する。

「海岸景観ゾーン」に該当する場合、上記 3 つのゾーンの基準に加え、下記の基準を追加します。

■景観形成基準（建築物）【海岸景観ゾーン】

区分		景観形成基準
建築物	配置	・主要な道路や河川、海岸などからの外海や内海への眺めを阻害しない配置とする。 ・海際や船上から見渡すことのできる奇岩や背景となる緑への眺めを阻害しない配置とする。 ・外海や内海への眺めを楽しめる視点場の設置に努める。
	形態意匠	・漁村集落では、地域固有の建築様式に配慮し、勾配屋根を設置するなど、周辺の景観との調和を図る。 ・石州瓦など地域の優れた素材や自然素材をできるかぎり活用する。

■景観形成基準（工作物・開発行為等）【全ゾーン共通】

区分		景観形成基準
工作物	配置	・道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど周辺に圧迫感を与えないような配置とする。 ・優れた眺望を有する視点場からの眺望を妨げないように配慮する。 ・歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。
	高さ	・背景となる山並みの稜線に配慮し、できるかぎり高さを抑える。 ・周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。
	形態意匠	・地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 ・通り等からの見え方において、緑化するなどボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないよう配慮する。
	色彩	・彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。
	緑化	・既存樹木の保全に努める。 ・道路からの見え方に配慮し、花壇や植栽帯を設置するなど敷地内の緑化及びメンテナンスに努める。
	その他	・付帯する建築設備等については、当該建築物や周辺景観と調和するように位置や意匠、色彩に配慮する。
開発行為及び土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更		・開発後の状態が、周辺の景観と調和するように配慮する。 ・既存の地形を活かし、できるかぎり長大なのり面や高い擁壁が生じないように配慮する。 ・のり面が生じる場合に、圧迫感を与えないよう緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化に配慮する。 ・通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。
木竹の伐採		・地域のシンボルとなっている樹木の保全と活用に努める。 ・できるかぎり伐採の面積は最小限とし、行為後には地域に生育する樹木の植栽など景観の復元に努める。 ・通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。 ・森林保全や竹林の対策などで必要な場合には、上記は該当しないものとする。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。 ・堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。
水面の埋立て又は干拓		・水面の埋め立て又は干拓はできるかぎり行わないこととし、保全と活用に努める。 ・護岸等が生じる場合、形態、素材、在来種の植栽など周辺の自然景観との調和に配慮する。

（２）景観形成基準の解説

森：森林景観ゾーン　田：田園・集落景観ゾーン
街：市街地景観ゾーン　　海：海岸景観ゾーン

①基本事項

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・ゾーン別景観まちづくり方針に沿った景観形成に配慮する。	●	●	●	●

【基準のねらい】

本市の景観の形成を図るためには、前章の「ゾーン別景観まちづくり方針」に配慮することが重要になると考えられるため、基本事項として、その旨を明記します。

②建築物

②-1　配置

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟化や道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。	●	●	●	

【基準のねらい】

一般地域において届出対象となる建築物は、規模が必然的に大きいことから、その存在自体が周囲やまちなみに大きな影響を与えます。

そのため、適度な分棟化によりヒューマンスケールに近い規模とする、主要な道路などの公共空間から一定の距離を取ってゆとりのある配置とすること等により、周辺への圧迫感の軽減を図ることが望まれます。

適度な分棟化により圧迫感の軽減を図っている（油谷小学校）

適度や分棟化と植栽の配置により圧迫感の軽減を図っている（深川小学校）

道路からのセットバックにより圧迫感の軽減を図っている（黄波戸温泉）

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
樹林地や河川等の自然環境の保全に配慮した配置とする。	●			
樹林地や河川、ため池等の自然環境の保全に配慮した配置とする。		●		

【基準のねらい】

森林景観ゾーンや田園・集落景観ゾーンを中心に、天井ヶ岳、一位ヶ岳、花尾山などの背景となる山並みや深川川、掛淵川、三隅川などの河川、向津具半島のため池など、豊かな自然環境が残されていることから、既存の地形や植生をなるべく生かし、これらをできるかぎり保全・活用することが望まれます。

花尾山

深川川

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・優れた眺望を有する視点場からの眺望を妨げないように配慮する。	●	●	●	

【基準のねらい】

市内には、以下に示すように優れた眺望を有する視点場が数多く存在していることから、これらの視点場からの眺望をできるかぎり阻害しないよう、場所の特性に応じて建物の配置を工夫することが望まれます。

ゾーン区分	優れた眺望を有する視点場の例
森林景観ゾーン	千畳敷／妙見山展望公園／青海島自然研究路／川尻岬
田園・集落景観ゾーン	村田清風記念館／元乃隅神社／東後畑棚田／菅無田公園／波の橋立
市街地景観ゾーン	王子山公園／みすゞ公園

千畳敷からの展望

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。	●	●	●	

【基準のねらい】

市内には、以下に示すように地域の歴史・文化を知る上で重要な建造物等が数多く存在しています。このため、これらの歴史的建造物等との調和に配慮し、これらの資源との間に十分な距離を確保しつつ、敷地境界部に緑地帯を設ける等、場所の特性に応じて建物の配置を工夫することが望まれます。

ゾーン区分	歴史的建造物等の重要な景観資源の例
森林景観ゾーン	早川家住宅／西圓寺／麻羅観音／くじら墓／楊貴妃の里／向徳禅寺
田園・集落景観ゾーン	三隅山荘／三隅八幡宮／元乃隅神社／中野本宅／御所原大神宮
市街地景観ゾーン	大寧寺／豊川稲荷神社／金子みすゞ記念館／赤崎神社楽桟敷／八坂神社／極楽寺

早川家住宅

三隅八幡宮

赤崎神社楽桟敷

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・主要な道路や河川、海岸などからの外海や内海への眺めを阻害しない配置とする。 ・海際や船上から見渡すことのできる奇岩や背景となる緑への眺めを阻害しない配置とする。				●

【基準のねらい】

日本海の荒波に浸食された海岸線などダイナミックな外海の景観や、深川湾、仙崎湾、油谷湾などの穏やかな内海の景観は、本市を代表する景観であるため、主要な道路や河川等の公共空間からの海への眺めをできるかぎり阻害しないよう、建物の配置を工夫することが望まれます。

また、漁船や遊覧船など船上からの海岸線、奇岩、背景の山々が一体となった美しい海岸への眺めについても重要な景観であることから、周囲の緑になじむ建物配置とするなど、景観を阻害しないよう工夫することが望まれます。

日本海（妙見山展望公園）

油谷湾（妙見山展望公園）

伊上 YY ビーチ

海上から見た青海島

川尻岬

青海島自然研究路

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・外海や内海への眺めを楽しめる視点場の設置に努める。				●

【基準のねらい】

本市の代表的な海岸景観を眺めることのできる位置に建築物等を建設する場合には、滞留スペースの確保やベンチ等の設置など、その良好な景観を誰もが楽しむことができる視点場の設置に努めることが望まれます。

仙崎湾を眺めながら休憩できる滞留スペースの設置（センザキッチン）

眺めの良い場所に人を引き込む工夫がされた海岸（さわやか海岸）

②-2　高さ

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・背景となる山並みの稜線や眺望に配慮し、できるかぎり高さを抑える。	●			
・広がりのある田園・集落景観に調和するよう、できるかぎり高さを抑える。		●		

【基準のねらい】

建築物の高さは、まちなみの連続性や視点場からの眺望景観に大きな影響を与えます。本市においては、建築物の約 98%が 2 階以下であるため、3 階以上の高さのある建築物が景観に与える影響は、特に大きいものと考えられます。

特に、森林景観ゾーン、田園・集落景観ゾーンでは、樹林地、田園、低層の住宅群による穏やかで趣のある集落景観が構成されていることから、建物自体が自然の中で過度に目立つことがないよう、低層の建築物とすることが望まれます。

低層の住宅で構成された田園集落（日置下）

低層の住宅で構成された田園集落（三隅）

②-3　形態意匠

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・地域固有の伝統的な建築様式等と調和した形態となるように配慮する。 ・勾配屋根を設置するなど、背景となる山並みや周辺の田園、建築物との調和に配慮する。	●	●		
・漁村集落では、地域固有の建築様式に配慮し、勾配屋根を設置するなど、周辺の景観との調和を図る。				●

【基準のねらい】

本市の集落景観は、ゾーン毎に趣が異なり、勾配屋根を用いた建物によるまちなみなど、建築様式や屋根等の形状により連続性のあるまちなみが形成されています。

また、これらの連続したまちなみは、周囲の自然環境や田園と一体となり、より豊かな集落景観が形成しています。そのため、周囲の建物との連続性や、周囲の環境との調和に配慮した建物の形状・意匠が望まれます。

勾配屋根の家屋で構成された田園集落（三隅）

山並みや田園と調和した勾配屋根の集落（俵山）

背景の山並みと調和した勾配屋根の集落（俵山）

入母屋屋根や白壁の家屋が集積した漁村集落（大浦）

勾配屋根や白壁、木材の外壁の家屋が密集する漁村集落（久津）

路地に勾配屋根や白壁等の家屋が密集する漁村集落（通）

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・石州瓦など地域の優れた素材や自然素材をできるかぎり活用する。	●	●		●

【基準のねらい】

石州瓦などの地域の優れた素材や木材、石材、漆喰などの自然素材を用いた建物は、周囲の田園や背景の緑と一体となり、本市の特徴的な集落景観を形成しています。こうした集落景観の保全・維持を図るため、できるかぎり地域の優れた素材や自然素材を活用することが望まれます。

石州瓦や漆喰、木材などの自然素材を用いた屋根や外壁（久津）

木材などの自然素材を用いた外壁の家屋の集落（三隅）

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・商業地では、低層部を明るく開放感のある意匠とするなど、歩いて楽しめるまちなみの形成に努める。 ・道路に面するオープンスペースは、まちなみや歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体性のある意匠とするよう努める。			●	

【基準のねらい】

市街地では、通りを歩く人が楽しみながら快適に歩くことができるような街路空間を形成するため、通りに面した建物の１階部分をガラス張りにする等、建物内の人や物が見えるように工夫するなど、開放感のある意匠とすることが望まれます。

また、道路に面する場所においては、歩道や街路樹等と一体となったオープンスペースを創出する、建物の一部をセットバックさせ、人の滞留空間を作るなどの工夫が望まれます。

１階部分のガラス張りによる開放感のある意匠（他都市事例）

通りに面した部分のガラス張り及び植栽帯の設置による通りの演出（他都市事例）

建物低層部分のセットバックによる滞留空間の創出（他都市事例）

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・住宅地では、周辺から突出した奇抜なものは避ける。			●	

【基準のねらい】

住宅地では、落ち着いた雰囲気となるよう配慮し、屋根の形状や建物のボリューム等を隣接する住宅と調和するよう心がけ、周辺の建物などから突出した奇抜な意匠としないことが望まれます。

伝統的な建築様式の家屋で構成された落ち着きのある集落（三隅）

屋根の形状やボリューム感の統一が図られている集落（三隅）

②-4　色彩

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・茶系色や無彩色等の彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、背景の緑や自然景観に溶け込むような配色に努める。	●	●		
・彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。			●	

【基準のねらい】

規模の大きい建築物は、その外壁の色彩によって、目立ちすぎてしまったり、背景の緑や自然景観との景観を損ねる可能性があります。そのため、彩度の低い落ち着いた色彩を基調とするなど、周囲の建物や自然との調和に配慮することが望まれます。

特に、森林景観ゾーン、田園・集落景観ゾーンにおいては、周囲の樹林地や田園等の自然環境や集落との調和に配慮し、外壁等について茶系色や無彩色等の色彩を基調とすることが望まれます。

落ち着いた色彩を基調とした建築物（ラポールゆや）

落ち着いた色彩を基調とした建築物（ルネッサながと）

茶系色の外壁を用いた周囲の緑と調和を図った建築物（俵山）

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・地域固有の色彩に配慮した配色とする。	●	●	●	

【基準のねらい】

本市には、石州瓦の赤色など、地域を特徴付ける固有の色彩があります。こうした色彩を用いた集落等の景観を損ねないため、これらの色彩を引き立たせるような茶系色の色彩を用いるなど、地域固有の色彩に配慮した配色が望まれます。

地域固有の色彩（石州瓦）を基調とした建築物（三隅）

市内の他の集落に比べ黒色の瓦が多用されている漁村集落（通）

②-5　外構・緑化

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・既存樹木の保全と活用に努める。	●	●	●	

【基準のねらい】

昔からある樹木は、その集落のシンボルとなっていたり、四季の移り変わりを感じさせてくれる重要な景観要素となっています。そのため、既存樹木はできるかぎり伐採せず、やむを得ない場合は移植するなど、既存樹木の積極的な保全や活用が望まれます。

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・道路からの見え方に配慮し、生垣や植栽帯などを設置するなど敷地内の緑化及びメンテナンスに努める。	●	●	●	

【基準のねらい】

植栽帯などの緑は、楽しみながら快適に歩くことのできる街路空間を形成する上で、重要な要素となっています。そのため、通りを歩く人からの見え方に配慮し、生垣や植栽帯などの設置など敷地内の緑化により、周囲のまちなみや通りとの調和に配慮することが望まれます。

植栽帯の設置による周辺景観への配慮（香月泰男美術館）

生垣緑化による周辺景観への配慮（三隅山荘）

外構の緑化による通りからの見え方への配慮（三隅）

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・柵や塀、門等は、当該建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。 ・駐車場などは、通りから見えにくい配置や目隠しの設置など周辺の景観との調和に配慮する。	●	●	●	

【基準のねらい】

柵や塀、門等は、当該建築物や周囲の建築物等と一体となり、通りの連続性を演出する景観要素です。そのため、周囲の柵や塀等と同様の素材・形態とする、できるかぎり低い塀を設置するなど、周辺の景観との調和を図ることが望まれます。また、駐車場等を設置する場合には、通りからの見え方に配慮し、目隠しとして柵や塀、生垣を設けるなど周辺との景観との調和に配慮することが望まれます。

石垣の塀や植栽帯の設置による周辺景観への配慮（日置）

できるだけ低い塀の設置、敷地内の緑化による周辺景観への配慮（三隅）

駐車場の目隠しによる道路からの見え方への配慮（油谷伊上）

②-6　その他

景観形成基準	対象ゾーン			
	森	田	街	海
・建築物に付帯する建築設備等については、当該建築物や周辺景観と調和するように位置や意匠、色彩に配慮する。	●	●	●	

【基準のねらい】

エアコンの室外機などの建築物に付帯する設備は、その位置や意匠、色彩により、良好なまちなみの景観を損ねる恐れがあります。そのため、設備を設置する際は、通りから見えにくい位置に設置する、やむを得ず通りから見える位置に設置する場合は、目隠しの設置や外壁と同系色の色彩を用いるなど、当該建築物や周辺景観との調和を図ることが望まれます。

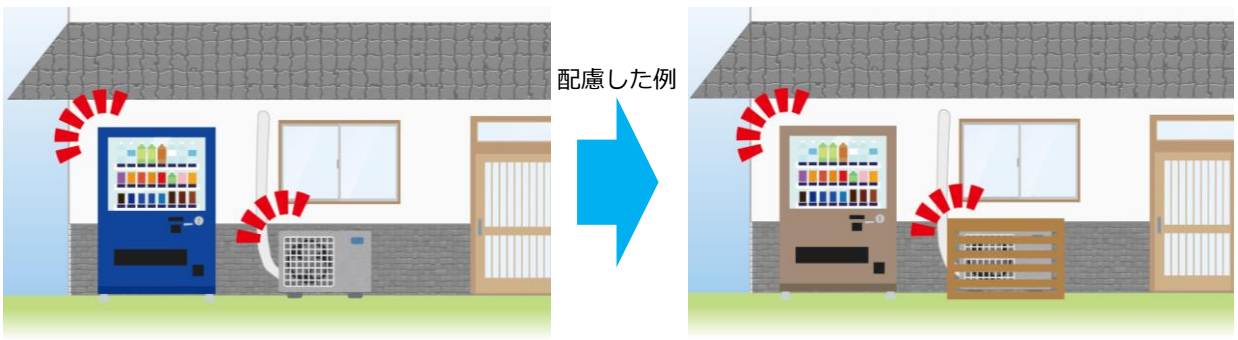

＜以下からは、市内全域における景観形成基準について解説します。＞

③工作物

③-1　配置

景観形成基準
・道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど周辺に圧迫感を与えないような配置とする。 ・優れた眺望を有する視点場からの眺望を妨げないように配慮する。 ・歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。

【基準のねらい】

工作物も建築物と同様に、その配置によって、まちなみの連続性や視点場からの眺望に大きな影響を与えると考えられるため、基準を明記します。

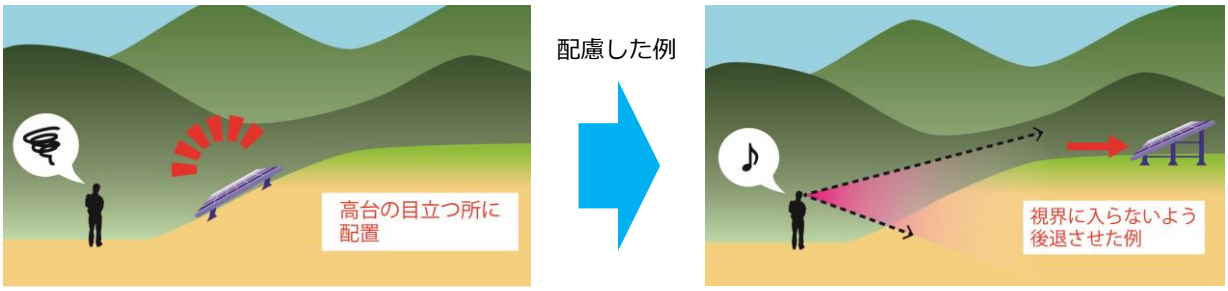

③-2　高さ

景観形成基準
・背景となる山並みの稜線に配慮し、できるかぎり高さを抑える。 ・周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。

【基準のねらい】

森林の尾根には、携帯電話の電波塔などが散見され、山並みを分断している箇所がいくつか見られることから、工作物の高さに関する基準を明記します。

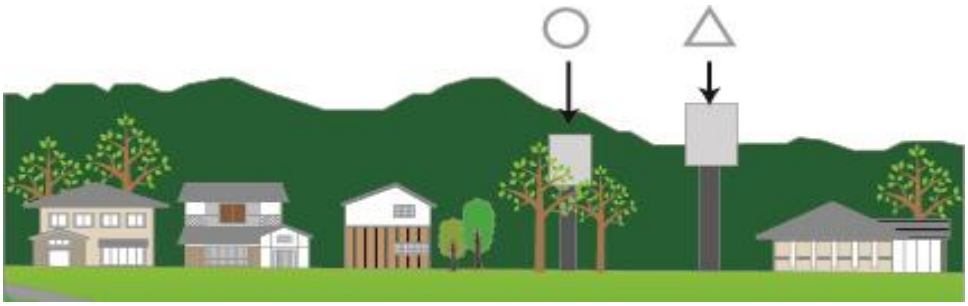

③-3　形態意匠

景観形成基準
・地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 ・通り等からの見え方において、緑化するなどボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないよう配慮する。

【基準のねらい】

工作物については、周辺建築物等の景観に調和するような景観形成を図る必要があります。

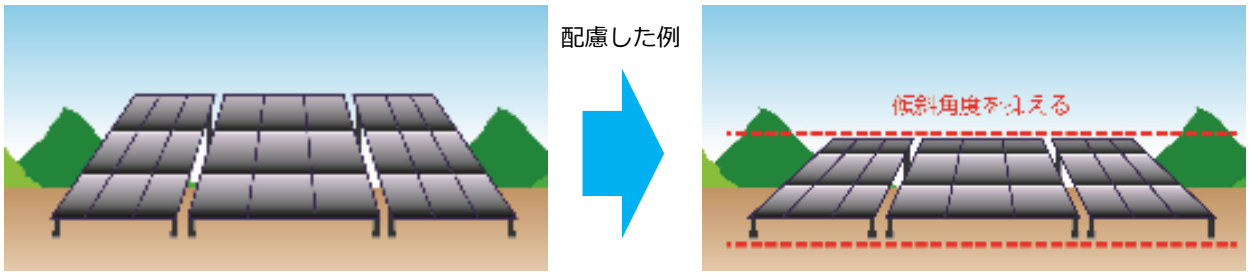

傾斜角度を小さく抑え、通りから見えにくくする

③-4　色彩

景観形成基準
・彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。

【基準のねらい】

建築物と同様に工作物の色彩が景観に与える影響は大きいと考えられるため、工作物の色彩の基準を明記します。

周辺景観に配慮し、色を低彩度化

③-5　緑化

景観形成基準
・既存樹木の保全に努める。 ・道路からの見え方に配慮し、花壇や植栽帯を設置するなど敷地内の緑化及びメンテナンスに努める。

【基準のねらい】

建築物と同様に、緑化に関する基準を明記します。

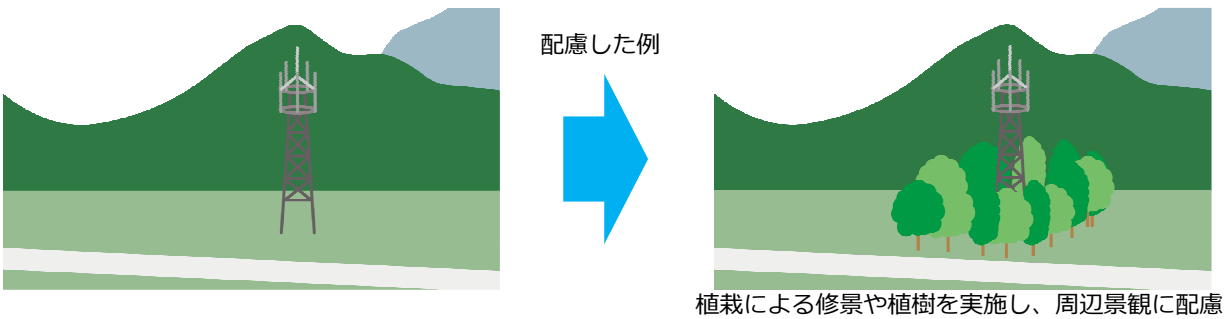

植栽による修景や植樹を実施し、周辺景観に配慮

③-6　その他

景観形成基準
・付帯する建築設備等については、当該建築物や周辺景観と調和するように位置や意匠、色彩に配慮する。

【基準のねらい】

建築物と同様に、付帯設備に関する基準を明記します。

④開発行為及び土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更

景観形成基準
・開発後の状態が、周辺の景観と調和するように配慮する。 ・既存の地形を活かし、できるかぎり長大なのり面や高い擁壁が生じないように配慮する。 ・のり面が生じる場合に、圧迫感を与えないよう緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化に配慮する。 ・通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。

【基準のねらい】

開発行為を含む土地の形質の変更は、行為後に景観を大きく改変する恐れがあることから、できるかぎり現況を活用し、改変を最小限に抑えること、通りからの見え方に配慮した工夫が求められているため、土地の形質の変更に関する基準を明記します。

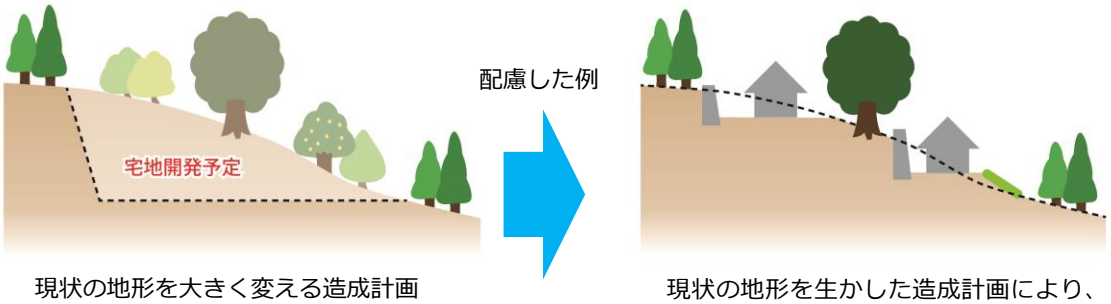

現状の地形を大きく変える造成計画

現状の地形を生かした造成計画により、地形の改変を少なくする

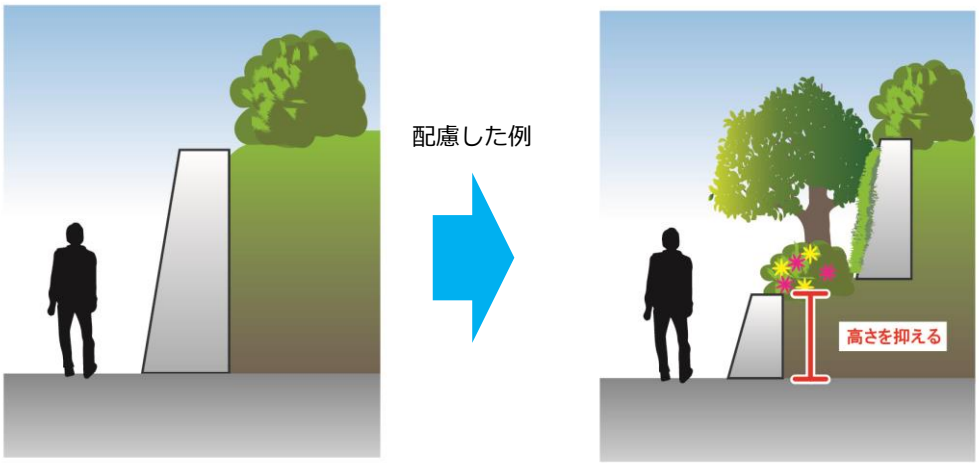

⑤木竹の伐採

景観形成基準
・地域のシンボルとなっている樹木の保全と活用に努める。 ・できるかぎり伐採の面積は最小限とし、行為後には地域に生育する樹木の植栽など景観の復元に努める。 ・通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。 ・森林保全や竹林の対策などで必要な場合には、上記は該当しないものとする。

【基準のねらい】

開発事業や土地の形質変更等に伴う木竹の伐採などは、できるかぎり既存の樹木を保全し、当該行為を最小限に抑えることや、通りからの見え方に配慮した工夫が求められているため、木竹の伐採に関する基準を明記します。

⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準
・通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。 ・堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。

【基準のねらい】

本市では、産業廃棄物処理場等における土石の堆積はあまり見られませんが、海岸沿い等で土石の堆積が散見されるため、土石等の堆積に関する基準を明記します。

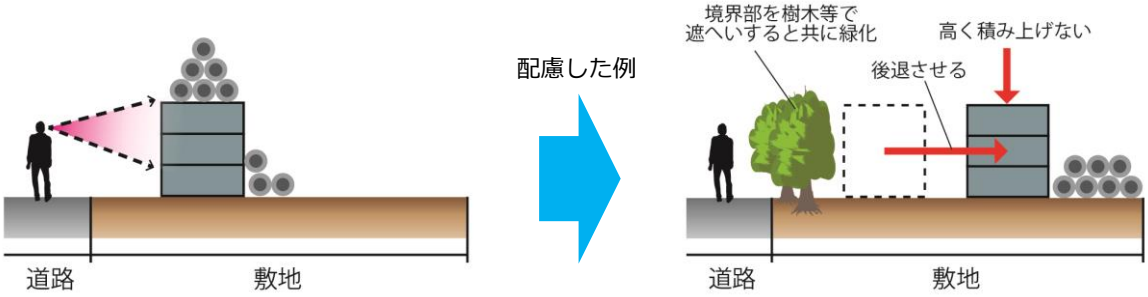

⑦水面の埋立て又は干拓

景観形成基準
・水面の埋め立て又は干拓はできるかぎり行わないこととし、保全と活用に努める。 ・護岸等が生じる場合、形態、素材、在来種の植栽など周辺の自然景観との調和に配慮する。

【基準のねらい】

本市の向津具半島には、ため池が多数点在しており、地域の生態系保全や災害防止に重要な役割を果たしています。これらのため池は、周辺の棚田や日本海と一体となり、良好な景観を形成していることから、水面の埋立て又は干拓に関する基準を明記します。

向津具半島の海岸線

深田ため池

5．湯本地区の景観まちづくり（景観形成重点地区）

5-1．地区の特性

湯本地区は、本計画の市街地景観ゾーン、田園・集落景観ゾーン、森林景観ゾーンに位置づけられており、都市計画マスタープランにおいては、観光拠点に位置づけられています。

○深川川（音信川）など豊かな自然の景観

- 湯本地区は、周囲を急峻な山に囲まれた地形となっており、どこからでも緑豊かな景観を望むことができます。
- ゲンジボタル発生地である深川川（音信川）とその支流である大寧寺川、三ノ瀬川が地区内を流れており、潤いある河川景観が形成されています。
- 深川川（音信川）は、多くの橋梁が架かる特徴的な景観を有しています。これらの橋梁は、せせらぎを聞きながらそぞろ歩きできる移動経路として、また、河川を眺める視点場としての機能を持っています。
- 大寧寺川水辺の広場や音信川河川公園など、せせらぎを聴いたり、川の水に触れることのできる親水性の高い水辺空間が形成されています。

急峻な山に囲まれたまちなみ

千代橋

盤石橋

大寧寺川水辺の広場

音信川河川公園足湯ライトアップ

社会実験の様子（河川空間の活用）

○温泉地や集落のまちなみの景観

- 湯本地区は、山口県で最も長い歴史を持つ温泉市街地であり、河川沿いに中高層の温泉ホテルや旅館、低層の商店や住宅が立地したまちなみが形成されています。
- 石州瓦の民家が建ち並ぶ伝統的な集落が見られ、周囲の田園や背景の山々と一体となった美しい田園・集落景観が形成されています。

温泉街のまちなみ

温泉街のまちなみ（夜間照明）

集落と田園（三ノ瀬）

○大寧寺や萩焼深川窯などの歴史・文化に関する景観資源

- 地区内には、大寧寺、長門豊川稲荷など地域住民に愛され続けている歴史文化資源が点在しています。
- 八千代橋付近から山裾を通る大寧寺への旧参道は「お地蔵様のこみち」として地元住民がお地蔵様を大事に管理継承しており、地域の代表的な風景のひとつとなっています。
- 三ノ瀬には、350 年以上の歴史を持つ萩焼深川窯の窯元が存在しています。現在もいくつかの窯元が軒を連ねており、萩焼深川古窯跡群と合わせて地域の歴史・文化を感じる景観が形成されています。

大寧寺

長門豊川稲荷

萩焼深川窯の里（三ノ瀬）

○景観まちづくり活動の状況

- 平成 29 年に長門湯本地区景観計画を先行して策定している湯本地区は、国土交通省による「景観まちづくり刷新モデル地区」に指定されており、良好な景観資源の保全・活用による都市の魅力向上、地域活性化に関する取り組みを進めています。
- 「長門湯本温泉観光まちづくり計画」に基づく社会実験など、地域と民間業者、行政の協働によるまちづくりが積極的に行われています。

【コラム】民間活力の導入による温泉観光まちづくりが進行中

長門市は、2016 年 1 月から民間活力の導入による長門湯本温泉のまちづくりを進めており、同年に「長門湯本温泉マスタープラン」、「長門湯本温泉観光まちづくり計画～地域のタカラ、地域の力で湯ノベーション～」を策定しました。

上記の計画に基づき、温泉旅館の新設、専門家による検討会議、住民とのワークショップや意見交換会、民間事業の促進や地域イベントの開催など、公共・民間・地域の協働による観光まちづくりを進めています。

地域の将来像
（出典：長門湯本温泉観光まちづくり計画）

5-2. 地区の課題

①深川川（音信川）など豊かな水辺景観や背景となる斜面緑地の保全・活用

深川川（音信川）や大寧寺川、周囲を囲む山林などの豊かな自然景観は、地域住民や観光客に潤いや憩いの場を提供しており、今後も保全・活用に努めることが求められます。そのため、河川や山林等の適切な維持管理を促進するとともに、景観阻害要素となる無秩序な開発や建築物、屋外広告物の規制等の適切な誘導が必要となります。

また、川のせせらぎを聞きながら、楽しくそぞろ歩きができる温泉街の形成に向けて、良好な視点場である橋梁など水辺空間の適切な維持管理とともに、水辺景観を楽しむことのできる親水性の高い空間の形成を図る必要があります。

②景観資源が点在する温泉街にふさわしい景観の保全・活用

大規模な中層の温泉ホテルや旅館、低層の商店や住宅が川沿いに立地するまちなみは、湯本地区を特徴づける風情のある温泉市街地景観です。近年は地区内中心部において、空き家や老朽家屋、遊休地が増加し、風情のある温泉市街地景観を阻害する要因となっています。

情緒ある温泉街景観の維持•保全に向けて、本景観計画及び「長門湯本温泉景観ガイドライン」に基づいた建築物・工作物等の適切な誘導、空き家や空き地などの有効活用により、温泉街や周辺の景観資源との調和を図る必要があります。

地区内において、路上駐車など地域の良好な景観を損ねている行為が見られます。路上駐車などは、商店における商品の搬入など生活に必要な行為でもあるため、できるだけ通りから見えやすい位置に駐車しないなどのモラルの浸透が求められています。

③大寧寺や湯本南条踊、伝統工芸など歴史や文化資源の保全とまちづくりへの活用

大寧寺や大寧寺旧参道（お地蔵さまのこみち）など地域の歴史や文化を知ることのできる貴重な資源の保全に努めるとともに、観光や交流資源として、地域活性化につなげていくことが必要です。

また、現在も受け継がれ操業している萩焼深川窯や湯本南条踊などの伝統芸能は、その価値を再認識し、住民の意識向上、若年層の参加を促す仕組みづくりなどに努め、継承を図ることが必要です。

④谷筋に展開する伝統的な農村の集落景観の保全

農村集落では高齢化や後継者不足による耕作放棄地が見られるため、農業振興施策と連携した優良な農地の維持・保全を図る必要があります。また、石州瓦等の特徴的な集落景観を維持するために、集落環境と調和した建築物や工作物の景観誘導を図ることが必要です。

5-3. 景観形成重点地区の区域

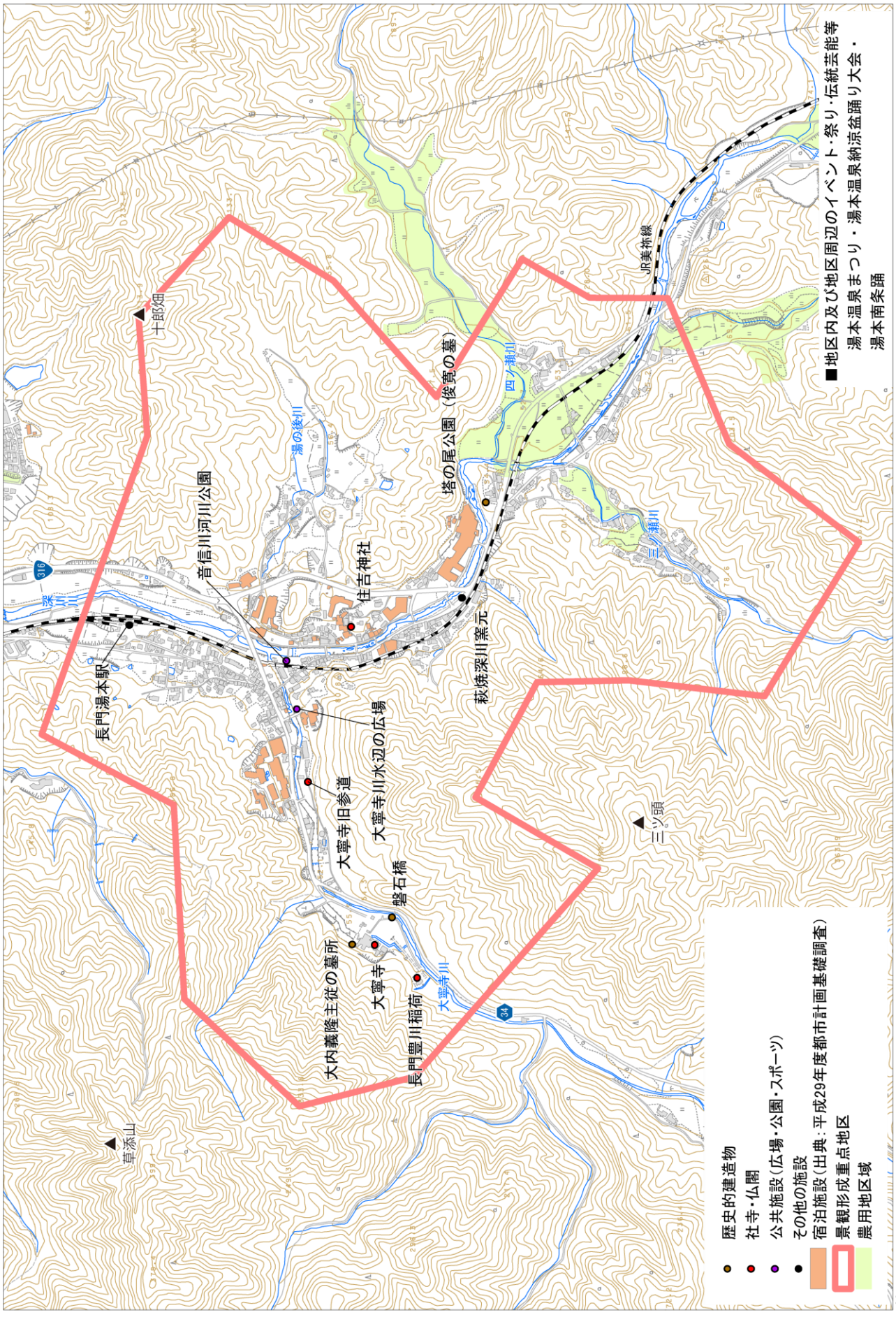

5-4. 景観まちづくりの目標と方針

（1）景観まちづくりの基本目標

本区域は、長門市の「観光拠点」として多数の観光客が訪れていましたが、近年は、旅行スタイルの変化等により観光客数は減少し、活気は失われています。中心部には遊休農地が広がっている状況であり、地域活性化に向けた再整備が必要となっています。

これらの課題解決に向け、本地区では、深川川（音信川）をはじめとした自然資源の風情を活かしながら、賑わいと潤いが調和した景観の形成を目指します。

（2）景観まちづくりの基本方針

＜方針１＞　自然資源を活かした景観まちづくり

①水辺の潤いを感じることができる景観形成

- 区域を流れる深川川（音信川）とその支流である大寧寺川と三ノ瀬川は、景観形成における重要な軸として位置づけ、積極的な保全･活用を図ります。
- 深川川（音信川）はゲンジボタル発生地として澄んだ清流が魅力であり、水辺の自然環境に配慮しつつ、親水性を高め、潤いを感じる水辺景観の形成を図ります。

②山の緑を感じることができる景観形成

- まちの背景や眺望の対象となっている山並み景観の保全・活用を図ります。
- 山の緑と触れ合える場の拡充などにより、豊かな自然を身近に感じる山並み景観の形成を図ります。

③温泉資源を活かした景観形成

- 区域のシンボルである恩湯、礼湯と調和した適切な景観誘導を図り、風格ある景観の形成をめざします。

＜方針２＞　歴史・文化を活かした景観まちづくり

①歴史や伝統を守り・伝える景観形成

- 大寧寺、住吉神社をはじめとする歴史的な施設は、地域の貴重な歴史・文化的資源として、その保全に努めるとともに、それらの資源と一体となった周辺の景観形成を図ります。
- 大寧寺への旧参道は、古くは旧街道「赤間関街道北道筋」として利用され、現在は「お地蔵様のこみち」として地元住民が長い年月をかけて形成されてきた貴重な財産であり、守り、磨き、次世代に伝えていく景観形成をめざします。

②伝統芸能の継承と発展

- ５つの窯元が伝統を受け継ぎ操業しているという歴史がある萩焼（深川焼）をはじめ、地域で親しまれてきた伝統芸能などの価値を再認識し、住民の意識高揚、若年層の参画を促す仕組みづくりなどに努め、地域の個性ある景観としての継承、発展を図ります。

＜方針３＞　新たなまちなみの創出による景観まちづくり

小規模の開発、宅地造成により新たなまちなみを創出する際においても、区域の背景となる河川、山並みなど自然資源との調和を理解したうえで、新しい魅力を生み出すデザインを目指します。

＜方針４＞　湯本地区の特性をふまえた、市民との協働による継続的な景観まちづくり

市民との協働により、「景観」を糸口とした区域レベルでのまちづくりの方向性を協議・検討し、区域の特性をふまえた景観計画の充実を図り、きめ細やかな景観の形成と継続的なまちづくりの実現を目指します。

5-5. 届出対象行為

・湯本地区では、きめ細やかなルールを設定し、そのルールに基づいた景観形成を図るため、建築物、工作物については、規模に関わらず全ての行為を対象とします。

行為の種類	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	すべての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積が 1,000 ㎡以上のもの
木竹の植栽又は伐採	当該変更に係る部分の土地の面積の合計が 1,000 ㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 5m を超えるもの、又は対象面積が 1,000 ㎡以上のもの（堆積期間が 30 日を超えるものに限る）

5-6. 景観形成基準

・湯本地区においては、全体の景観形成基準に加え、建築物の規模に合わせた景観形成基準を定めます。項目ごとの詳細については、「長門湯本温泉景観ガイドライン」で示します。

＜全体＞

区分		景観形成基準
基本事項		・「良好な景観の形成に関する方針」の内容を基本とし、周辺の景観と調和した景観形成に努める。
建築物	配置	・道路や公園など公共用地との境界を考慮し、その位置関係に配慮する。 ・隣接地の状況をふまえ、適切な配置に努める。 ・歴史的な建造物など優れた景観資源の周辺においては、その位置関係に配慮する。
	高さ	・既存の良好な眺望を妨げないよう配慮する。 ・山並みの稜線などに配慮した高さとする。
	形態意匠	・周辺の建築物などとの調和に配慮し、圧迫感や威圧感を与えない形態とする。
	色彩	・周辺の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とし、高明度、高彩度の色は避ける。
	建築設備	・屋上工作物の色彩は、当該建築物および周辺景観との調和を図る。
工作物	配置	・道路や公園など公共用地との境界を考慮し、その位置関係に配慮する。 ・隣接地の状況をふまえ、適切な配置に努める。 ・歴史的な建造物など優れた景観資源の周辺においては、その位置関係に配慮する。
	高さ	・既存の良好な眺望を妨げないよう配慮する。 ・山並みの稜線などに配慮した高さとする。
	形態意匠	・周辺の建築物などとの調和に配慮し、圧迫感や威圧感を与えない形態とする。
	色彩	・周辺の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とし、高明度、高彩度の色は避ける。
開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更		・開発後の状態が、周辺の景観と調和するよう努める。 ・既存の地形を活かし、できるかぎり長大なのり面や高い擁壁が生じないように配慮する。 ・のり面が生じる場合に、圧迫感を与えないよう緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化に配慮する。 ・通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。
木竹の伐採		・地域のシンボルとなっている樹木の保全・活用に努める。 ・できるかぎり伐採の面積は最小限とし、行為後には地域に生育する樹木の植栽など景観の復元に努める。 ・通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。 ・森林保全や竹林の対策などで必要な場合には、上記は該当しないものとする。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。 ・堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。

＜2 階建て以下の規模の小さな建物＞

区分		推奨ルール	最低限守るルール
建築物	屋根形状	・２方向以上に勾配のある屋根とし、軒の出を確保する。 ・屋根勾配は周囲のまちなみに調和させる。	
	屋根材料	・赤瓦の瓦屋根を基本とする。	・赤瓦以外を採用する場合は、屋根の色彩は黒又はグレーとする。
	開口部	・川に対して開放的な設えとする。 ・木製建具、戸袋、窓枠、手摺、高欄、霧除け庇など積極的に木質化を図る。	・アルミサッシュなどを採用する場合は、建具の色彩は外壁などと調和するグレーや濃茶等とする。
	外壁	・板張、塗壁など自然素材を積極的に活用する。	・その他の素材を用いる場合、色彩は自然素材が経年美化した色調である、白、ベージュ(聚楽系)、グレー、濃茶などのアースカラーとする。
	シャッター	・夜間や休日の店舗等を閉鎖的に見せないため、建具、ショーウィンドウ、透過可能なシャッター等を使用する。	・鎧戸シャッターの新規設置は避ける。
	店構え	・下屋庇やオーニングの設置、デッキテラスの設置、おもてなし表現などにより人を迎える構えとする。	・正面を覆う看板建築は避ける。
	設備機器	・設備機器を通りに露出させない。	・通りに露出する場合は、木製の柵などで隠すか色彩を濃茶とする。
	サイン 看　板	・サイン・看板は、過度な大きさ・掲出数を避ける。 ・サイン・看板は自然素材（木板・陶板・鉄板等）を積極的に活用する。 ・のれんやのぼりの意匠に配慮する。	・事業所の誘導看板の設置は避ける。 ・内照式看板の設置は避ける。 ・色彩は原色や高彩度色は避ける。
工作物	車庫	・納屋と一体となった車庫を継承する。 ・車庫の外壁は板張りを基本とする。 ・開口部には木製扉を設置する。	・車庫にシャッターを用いる場合は濃茶などの色彩とする。 ・屋根の色彩は黒又はグレーとする。 ・カーポートを設置する場合は通りに露出させない。
	付属屋	・地区の特性に合った付属屋の設えを継承する。 ・外壁は板張りを基本とする。	・屋根の色彩は黒又はグレーとする。 ・既製品の物置等は通りに露出させない。
夜間照明		・外観について行う照明は電球色を基本とする。 ・道や広場に面した樹木、まちのシンボルは、できるかぎりライトアップに努める。	―
敷地境界		・地区の特性に合った塀垣、門、擁壁、前庭の設えを継承する。 ・まちなみの連続性が途切れている箇所には、積極的に塀・垣を設置する。	・金網フェンスやブロック塀の新規設置は避ける。
駐車場		・駐車している車を通りに露出させない。	

※区分のないものは、「推奨ルール」かつ「最低限守るルール」となります。

＜3 階建て以上の規模の大きな建物＞

区分		推奨ルール	最低限守るルール
建築物	建築規模	・建物の高さや配置は周囲の建物の川への眺望を妨げないよう配慮する。 ・建物のボリューム感を緩和するよう配慮する。 ・建物の高さを沿道のまちなみに馴染ませるよう配慮する。 ・連続する壁面を分節し、まちなみに馴染ませるよう配慮する。	
	開口部	・川への眺望を楽しむ文化が生み出してきた温泉街の風情を継承する。	
	外壁	・単調な外壁の意匠は避け、温泉街の風情を感じる豊かな建物の表情とする。 ・外壁の色彩は自然素材が経年美化した色調である、白、ベージュ（聚楽系）、グレー、濃茶などのアースカラーとする。	
	屋根	・赤瓦以外を採用する場合は、屋根の色彩は黒又はグレーとする。	
	設備機器	・設備機器を通りに露出させない。	・通りに露出する場合は、木製の柵などで隠すか色彩を濃茶とする。
	サイン 看　板	・サイン・看板は、過度な大きさ・掲出数を避ける。	・事業所の誘導看板の設置は避ける。 ・内照式看板の設置は避ける。 ・色彩は原色や高彩度色は避ける。
夜間照明		・外観について行う照明は電球色を基本とする。 ・道や広場に面した樹木、まちのシンボルは、できるかぎりライトアップに努める。	―
敷地境界		・板塀や石塀、門、生垣や庭園などによる上質なまちなみを目指す。	・金網フェンスやブロック塀の新規設置は避ける。 ・コンクリート擁壁の露出は避ける。
駐車場		・駐車している車を通りに露出させない。 ・駐車場の入口は集約し、幅は最小限とする。	

※区分のないものは、「推奨ルール」かつ「最低限守るルール」となります。

【景観形成のイメージ（長門湯本温泉景観ガイドラインより抜粋）】

・赤瓦の 2 方向以上の勾配屋根
・周囲のまちなみに調和した勾配屋根

・沿道のまちなみに馴染む高さ
・ボリューム感の緩和への配慮

・アースカラーを用いた外壁

・柵の設置など駐車場を通りに露出させない工夫
・自然素材等を用いた塀の設置

・壁面の分節によるまちなみへの配慮
・アースカラーを用いた外壁
・川への眺望を楽しむ工夫

・塀垣等の設えの継承
・歴史的建造物への配慮

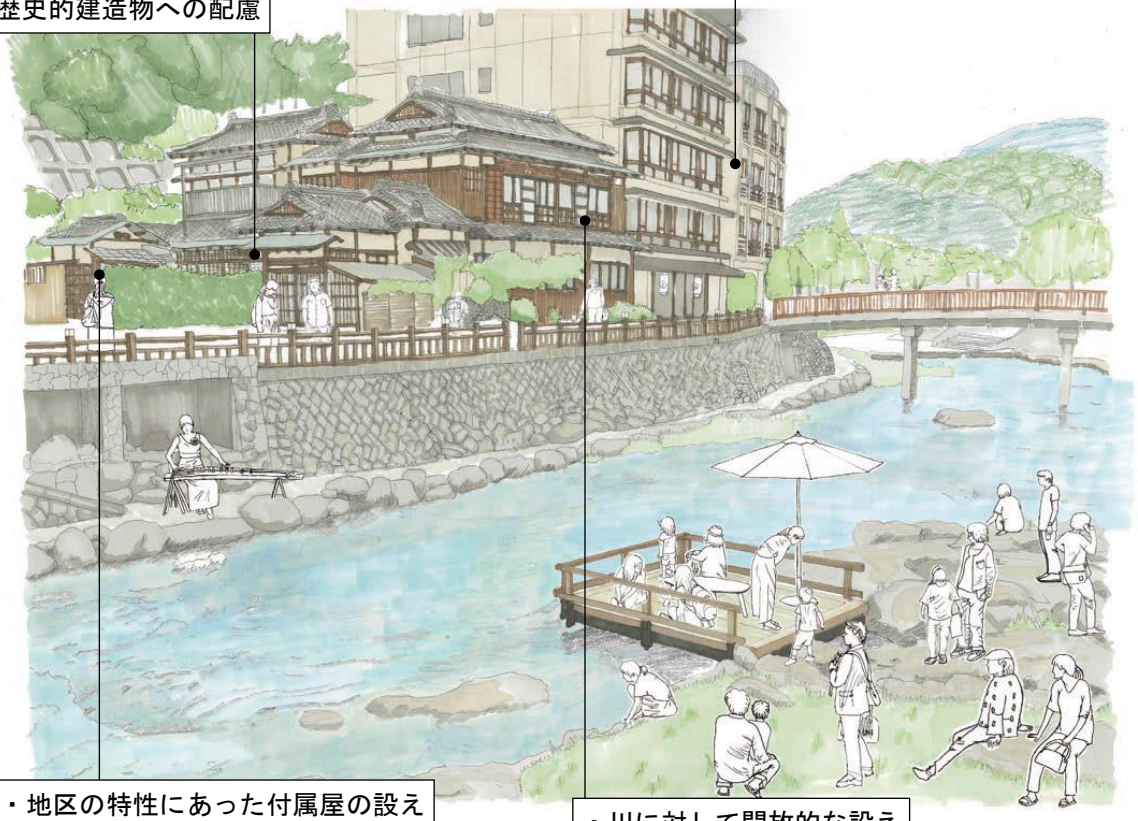

・地区の特性にあった付属屋の設え
・板張りの外壁

・川に対して開放的な設え

6．景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本市には、地域固有の自然、歴史や文化を今に伝え、人々に親しまれている建造物や樹木等が数多く存在しています。これら本市の景観形成において重要な役割を担う建築物や工作物を景観重要建造物として、また、良好な景観形成に重要な樹木を景観重要樹木として指定し、その維持、保全、活用を図り、次代へ継承します。

6-1．景観重要建造物の指定の方針

本市の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであり、下記の事項に該当する建造物を、景観重要建造物として指定します。

指定にあたっては、その評価について景観審議会等の助言を受けるとともに、当該建造物の所有者の同意を得た上で行うものとします。

なお、景観重要建造物に指定された場合、所有者等の適正な管理義務が生じるとともに、現状変更に関する許可等が必要となります。

【景観重要建造物　指定の要件】（案）
①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、ランドマークやシンボルとして良好な景観形成に寄与する建造物
②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建造物
③山口県文化財保護条例に基づく山口県指定文化財に指定されている建造物
④長門市文化財保護条例に基づく長門市指定文化財に指定されている建造物
⑤景観形成重点地区内の特徴的な建造物
⑥市民アンケートにおいて「自慢に思うもの」として名前が挙げられている建造物など、市民から愛され、親しまれている建造物

※文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物は、適用除外となります。

■景観重要建造物の候補

景観重要建造物の候補		指定の要件の該当項目					
		①	②	③	④	⑤	⑥
1	大寧寺本堂	○	○	○		○	○
2	元乃隅神社	○	○			●	○
3	西圓寺本堂	○	○	○			
4	長門豊川稲荷	○	○			●	
5	極楽寺	○	○			●	
6	八坂神社（祇園社）	○	○			●	
7	金子みすゞ記念館	○	○			●	○
8	ルネッサながと	○	○				○
9	香月泰男美術館	○	○				○

※項目⑤の●は、景観形成重点地区（候補）内の特徴的な建造物を示す（俵山地区、油谷東後畑棚田周辺地区、仙崎みすゞ通り周辺地区）。

6-2. 景観重要樹木の指定の方針

地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであり、道路その他の公共の場所から誰でも容易に望見することができ、下記の事項に該当する樹木を、景観重要樹木として指定します。

指定にあたっては、その評価について有識者等の助言を受けるとともに、当該樹木の所有者の同意を得た上で行うものとします。

なお、景観重要樹木に指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となります。

【景観重要樹木　指定の要件】（案）

①地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、ランドマークやシンボルとして良好な景観形成に寄与する樹木
②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される樹木
③山口県文化財保護条例に基づく山口県指定天然記念物に指定されている樹木
④長門市文化財保護条例に基づく長門市指定天然記念物に指定されている樹木
⑤景観形成重点地区内の特徴的な樹木
⑥市民アンケートにおいて「自慢に思うもの」として名前が挙げられている樹木など、市民から愛され、親しまれている樹木

※文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木は、適用除外となります。

■景観重要樹木の候補

景観重要樹木の候補		指定の要件の該当項目					
		①	②	③	④	⑤	⑥
1	日吉神社のオガタマノキ巨樹群（油谷角山）	○	○	○			
2	八幡人丸神社御旅所のヒノキ巨樹（油谷新別名）	○	○	○			
3	シイノキ巨樹群（能満寺）（俵山）	○	○		○		
4	能満寺のイチョウ（俵山字小野）	○	○				
5	三隅熊野権現社のナギ（三隅中字中村）	○	○		○		
6	西光寺椎ノ木巨樹群（油谷伊上）	○	○		○		
7	渋木八幡宮の社叢（渋木）	○	○		○		
8	八坂神社のホルトノキ（仙崎）	○	○			●	
9	深川川河川敷の桜（西深川、東深川）	○	○				○
10	三隅八幡宮のイチョウ（三隅中）	○	○				
11	瑞鳥終焉之霊地のモチノキとイスノキ（真木）	○	○				

※項目⑤の●は、景観形成重点地区（候補）内の特徴的な樹木を示す（俵山地区、油谷東後畑棚田周辺地区、仙崎みすゞ通り周辺地区）。

6-3. 指定の流れ

指定の方針に基づき、以下の流れに従い指定を行います。

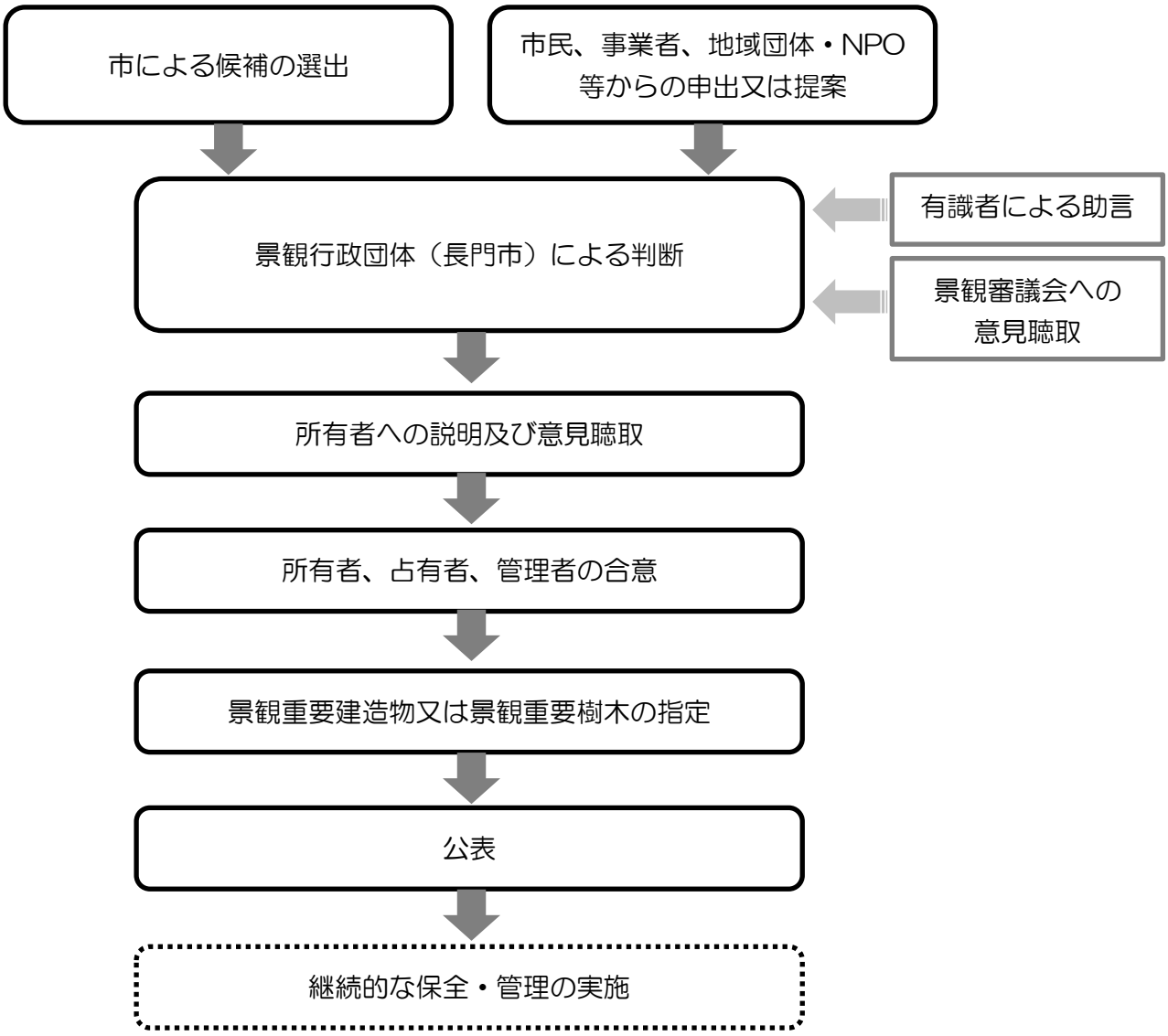

７．その他景観形成に必要な事項

7-1．屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項

（１）基本的な考え方

屋外広告物は、市民の生活に必要な情報の提供はもとより、まちの活気や賑わいを創出する特性を併せ持ち、都市空間を構成するための重要な要素といえます。しかし、無秩序に屋外広告物が氾濫してしまうと、都市の景観や自然景観に大きな影響を与え、良好な景観形成を阻害することとなります。また、近年では、看板の落下事故等により、その管理や責任の所在について社会問題となっており、適正な屋外広告物の表示及び設置が求められています。

本市は、現在、「山口県屋外広告物条例」により屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する許可等に取り組んでいますが、今後は、屋外広告物法に基づく長門市独自の屋外広告物に関する条例の制定を検討し、地域の景観と調和した屋外広告物の表示及び設置を誘導するよう努めます。

また、「景観形成重点地区」に指定された地区においては、景観計画と屋外広告物条例の連携による一体的な景観形成を進めるため、必要に応じて屋外広告物条例の禁止地域･許可地域及び許可基準等を見直し、地区の特性に応じた屋外広告物の誘導を図ります。

（２）屋外広告物の表示等に関する誘導方針

屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する景観誘導方針を次のとおり定めます。

許可に関する詳細な基準については、長門市独自の屋外広告物に関する条例において必要な制限を定めるものとします。

広告物の配置	・優れた自然景観や田園景観を有する地域では、眺望を阻害する場所への設置をできる限り避ける。
広告物の規模・数量	・複数の広告物を無秩序に設置することを避け、数・設置位置をできる限り集約化する。 ・主要な交差点等に案内表示や広告物を掲出する場合には、できる限り共同化・集合化を図る。 ・のぼり旗、はり紙等の簡易な広告物の過度な設置を避ける。
広告物の形態・意匠	・広告物の形態・意匠は、周辺環境との調和を図るとともに、建築物・工作物との一体感のあるデザインとなるよう工夫する。 ・広告物の面積、高さは必要最小限とする。 ・奇抜な色彩や多色使いによる派手なデザイン、蛍光色や反射材の使用は避け、周囲の景観を阻害しないものとする。 ・複数の広告物を掲出する場合には、大きさや色彩、方向などを揃え、一定の統一感が出るよう配慮する。
広告物の照明等	・動光、点滅照明、その他これらに類似するものは設置しないよう努める。 ・電光表示装置等を用いて映像を映し出すものについては設置しないよう努める。

7-2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

（1）基本的な考え方

道路、河川、公園、海岸等の公共施設は、多くの人々が利用する空間であるとともに、その整備のあり方により、地域の景観に対して大きな影響を与えます。景観は、これらの公共施設と民間施設が融合することで形作られていることを踏まえ、良好な景観形成に向けて、行政は先導的な役割を担っていく必要があります。

このため、本市では、景観形成に重要な役割を果たす公共施設について、当該公共施設の管理者との協議・同意の上、景観法に基づく「景観重要公共施設」の指定を行い、それらの整備や占用に関する事項について定め、景観計画に即した整備を進めます。

（2）指定の方針

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす以下の要件に該当する施設を対象に指定します。

【指定の要件】（案）

①本市の景観形成において重要な骨格や拠点としての役割を果たす公共施設

②施設の整備に伴い、良好な景観を創出・再生する等、景観形成の先導的な役割を果たす公共施設

③景観形成重点地区内にあり、地区特性に応じた景観形成を推進する上で重要な公共施設

（3）対象となる公共施設（候補）

指定の方針に基づき、以下の施設を対象となる公共施設（候補）として位置付けます。

今後、景観重要公共施設として位置づける場合には、管理者との協議・同意の上、具体的な整備方針などを定めます。

景観重要公共施設の候補			指定の要件の該当項目		
分類	路線名	管理者	①	②	③
道路	国道 191 号	国土交通省、山口県	○	○	
〃	国道 316 号	山口県	○	○	
〃	県道仙崎港線	〃	○	○	●
〃	県道下関長門線	〃	○	○	○
〃	県道長門油谷線	〃	○	○	●
〃	県道青海島線	〃	○	○	●
〃	市道仙崎中央線（仙崎みすゞ通り）	長門市		○	●
〃	市道湯本線	〃		○	○
〃	市道湯本大寧寺線	〃		○	○
〃	市道門前大寧寺線	長門市		○	○
〃	市道湯本岡村線	〃		○	○
〃	市道上政線	〃		○	●
〃	市道湯町 2 号線	〃		○	●
〃	市道湯町 5 号線	〃		○	●
河川	深川川	山口県	○	○	○
〃	三隅川	〃	○	○	
〃	掛淵川	〃	○	○	
〃	木屋川	〃	○	○	●

※項目③の●は、景観形成重点地区（候補）内の重要な公共施設を示す（俵山地区、油谷東後畑棚田周辺地区、仙崎みすゞ通り周辺地区）。

7-3. 自然公園法の許可の基準

本市の一部では、北長門海岸国定公園（第１～３種特別地域、普通地域）が指定されており、景観計画区域と国定公園の地域が一部重複しています。

景観計画区域と国定公園の重複区域については、自然公園法の特例として、景観計画に定める基準を国定公園に関する自然公園法の許可の基準に追加できることとなっていますが、本市においては、自然公園法の許可の基準に追加せずに、景観法に基づく景観形成基準での景観形成を図ります。

しかし、今後、国定公園の特別地域において、自然公園法に基づく規制基準及び本計画での景観形成基準の範囲では、景観の保全等が困難と判断される場合には、関連機関と協議を行った上で、追加の許可基準を定めることを検討します。

【自然公園内で許可が必要な行為】

①工作物（建築物を含む）の新築・改築・増築
②木竹の伐採
③鉱物の掘採、土石の採取
④河川、湖沼等の水位、水量の増減
⑤広告物の掲出、若しくは設置等
⑥屋外での指定物の集積又は貯蔵
⑦水面の埋立て又は干拓
⑧土地の開墾、土地の形状変更
⑨指定植物の採取又は損傷
⑩指定動物の捕獲、殺傷、卵の採取、損傷
⑪屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更　　等

8．景観まちづくりの実現に向けて

8-1．景観まちづくりの考え方

景観まちづくりを進めていくためには、市民・事業者・行政のそれぞれが景観まちづくりの目標や方針を共有したうえで取り組むことが重要です。

また、景観は長い時間の中で取り組みを積み重ねていくことにより、はじめてその成果として区域特有の景観が保全・形成されるものです。そのため、それぞれがお互いの立場と役割を認め合い、できるところから一歩一歩確実に進めていくことが重要です。

市民の役割	・一人ひとりが自分の住むまちの景観に関心を持ち、自ら積極的に学び、景観まちづくり活動に参加することが求められます。 ・自分達の暮らしが長門市の景観形成に影響を与えていることを理解し、景観に配慮した住まいづくりや自宅周辺の美化活動など身近なところから自主的に取り組んでいくこととします。 ・地域と調和した景観形成を図るため、行政の景観施策への協力に努めることとします。
事業者の役割	・事業活動が景観形成に影響を与えていることを理解し、事業活動を通じて、地域活性化や良好な景観の形成を推進するよう努めることとします。 ・事業所や店舗なども本市の景観に大きな影響を与えることを認識し、周辺景観に配慮したデザインや敷地内の緑化など自主的に周辺景観と調和した景観の形成に努めることとします。 ・積極的に景観まちづくり活動に参加し、地域との信頼関係を深め、市民・行政との連携を図ることに努めることとします。
行政の役割	・本計画に基づき、良好な景観形成のためのルールを適正に運用するなど、計画的に本市の景観形成を推進していくこととします。 ・景観に配慮した公共施設の整備や維持管理、改善を行い、良好な景観の形成に向けて、先導的な役割を果たすこととします。 ・市民及び事業者との協働の景観まちづくりを推進するため、景観まちづくり活動に対する支援、協議する場の創出に取り組むこととします。 ・景観まちづくりに関する意識の高揚を図るため、多様な媒体を活用した積極的な情報発信に努めることとします。

■協働の景観まちづくりのイメージ

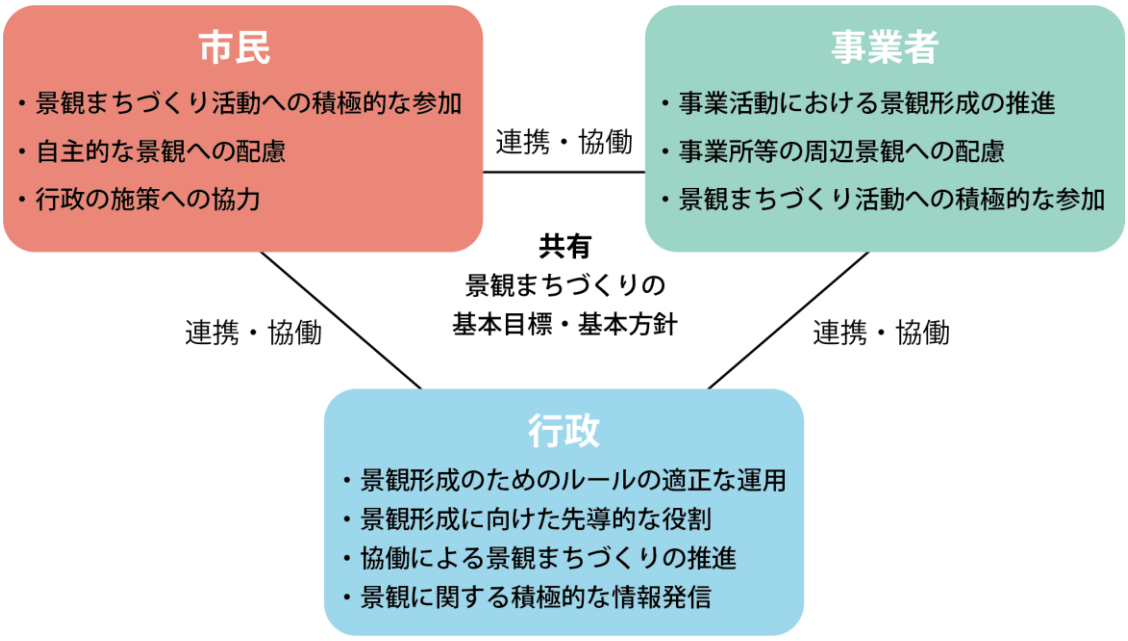

8-2. 景観まちづくりの実現に向けた施策

（１）景観に関する普及・啓発

①景観資源の掘り起こし及びアーカイブ化

本市には、発掘されていない景観資源があるため、地域住民とのワークショップやフォトコンテストなどの開催により、継続的な景観資源の掘り起こしを進めます。

また、掘り起こした景観資源に関する情報を収集し、アーカイブ化することにより景観資源に関する情報を充実させ、情報発信などの際に活用を図ります。

②広報活動の充実

市内の魅力的な景観資源や景観まちづくり活動等を広く周知するために、本市の景観を魅力的に紹介するパンフレットの作成、市の HP や SNS 等での情報提供など、多様な媒体を活用した広報活動の充実を図ります。

また、景観資源等に関する情報案内板の設置など、本市に訪れた人に対する情報媒体の充実を図ります。

③景観に関する表彰制度

本市の景観に対する市民や事業者の意識の醸成を図るため、景観に配慮した建築物や工作物、本市の景観形成に貢献している景観まちづくり活動等を評価する表彰制度を検討します。

また、「都市景観大賞」や「日本の棚田百選」などの全国的な表彰制度への積極的な応募など新たな価値付けについても検討します。

④景観に関する学習機会の充実

景観まちづくりを推進するにあたって、市民・事業者・行政が本市の景観の魅力や景観まちづくりの目標、方針を共有することが重要です。そのため、景観計画の説明会や景観に関するシンポジウムの開催など本市の景観に関する学習機会の充実を図ります。

また、今後のまちづくりの担い手である子どもたちが地域の景観に関心を持ち、楽しく地域の景観について学ぶことできるよう、総合学習等を活用した景観教育の推進を図ります。

（２）良好な景観形成に向けた仕組みの検討及び運用

①景観計画の運用・更新

本計画に基づき、良好な景観形成のためのルール及び景観まちづくりの実現に向けた施策などを計画的に運用していきます。

また、景観に関する市民意識の向上、社会情勢の変化などに伴い、良好な景観を保全・整備するための新たな取り組みも想定されるため、必要に応じて本計画の見直しを行います。

②景観形成重点地区における景観形成

既に特徴ある景観が形成されている地区、景観まちづくり活動が積極的に行われている地区を景観形成重点地区に指定し、地区毎の景観特性に合わせた、きめ細やかな景観形成を図ります。

景観形成重点地区に指定されていない地区において、地区の景観特性に応じたきめ細やかな景観形成が必要な場合は、新たに景観形成重点地区に指定することを検討します。

また、景観形成重点地区においては、建物・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う際に、景観誘導の具体的な手法として配慮すべき事項を示した景観ガイドラインを作成し、広く普及させ、景観形成を図ります。

③景観重要建造物等の指定及び維持管理

地域固有の自然、歴史や文化を今に伝え、人々に親しまれている建造物や樹木等の景観重要建造物及び景観重要樹木への指定を検討し、管理者や所有者と協議を進めながら、積極的な維持管理を図ります。

④屋外広告物条例の制定の検討

屋外広告物に関する事務については山口県から権限移譲を受け、本市で屋外広告物の審査を行っています。将来的には、地域特性に応じた本市独自の屋外広告物に関する条例の制定により、禁止地域、許可地域の指定、許可基準の見直しなど、屋外広告物の表示等に係る一定の制限・規制について検討します。

⑤景観に配慮した公共施設の整備に向けたガイドラインの策定

道路、河川、都市公園などの公共施設の整備にあたっては、景観に配慮した質の高い公共施設の整備を推進し、本市の景観形成における先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、公共施設における景観誘導の具体的な手法として配慮すべき事項を示した長門市独自の公共施設ガイドラインの策定を検討します。また、景観形成に重要な役割を果たす公共施設については、景観重要公共施設の指定を進め、質の高い公共施設の整備・管理に努めます。

⑥他法令や他制度との連携

本市の良好な景観形成を進めていくにあたっては、景観法に基づいた取り組みのみならず、他制度の活用による景観形成も有効な手段となります。そのため、都市計画法による地域地区や地区計画、都市緑地法による緑地保全地域など他法令の制度と連携した景観の保全・形成について検討します。

（３）景観資源の活用に向けた整備の推進

①景観を楽しむことのできる視点場の整備

魅力的な眺望景観を有する視点場において、良好な眺望を妨げる樹木等の伐採、雑草の除去などの維持管理や滞留空間としての整備を進め、本市の彩り豊かな景観を楽しみながら、憩える空間の形成を推進します。

②景観資源までのアクセスしやすい道路の整備

本市の景観資源の中には、魅力的な場所であるものの、アクセスのしづらさから、知られていない又人が訪れない場所が見受けられます。

そのため、アクセスしやすい道路の整備やルート案内板などの設置による交通アクセス環境の改善に努めます。

③景観を楽しむ回遊空間としての道路の整備

本市の魅力的な景観を楽しみながら、回遊できる空間として、視点場となる滞留空間などを設けた道路整備を推進します。また、景観に関する情報案内板の設置など、歩きながら、本市の景観を学ぶことのできる整備を推進します。

（４）景観まちづくりの推進体制の構築

①庁内体制の確立

本市の豊かな景観は、自然や歴史、文化、生業など多様な要素が積み重なり成り立っているため、都市計画や建築、土木のみならず、農林、水産、商工、観光や文化財などを担当する部局との連携、調整が必要になります。

このため、庁内の様々な関係部局と連携しながら、景観施策を実施します。

②景観審議会の設置

良好な景観形成を進めるには、建築士等の専門家はもちろんのこと、市民、商工、農業関係者などの各事業者が様々な立場で協議等を進めることのできる体制が必要です。

このため、景観に関する協議を行う長門市景観審議会を設置、定期的に開催し、様々な立場からの助言を踏まえ、本市の景観形成を推進します。

③景観審査会の設置

より質の高い景観形成を進めるにあたり、景観に影響を与える行為が周辺の景観に配慮したものか適切に審査していく必要があります。

このため、長門市景観審査会を設置し、本市の景観形成に影響を与える行為に対して、建築や景観の専門家との協議を行いながら、適切な審査及び助言を行います。

④国・県・周辺市町との連携

国や県、周辺市町村との連携強化を図り、公共施設の整備や適切な管理、各種事業の実施、景観形成に関する情報収集などに取り組み、良好な景観形成を目指します。

県の景観アドバイザー、景観フォーラムなどの取組を活用するとともに、景観に関する国や県の補助制度の活用を検討し、景観形成に効果的な施策の推進を図ります。

⑤まちづくり協議会との連携

本市には、10 地域において、地域の再生を図るためのまちづくり協議会が設置されています（平成 30 年 11 月現在）。このまちづくり協議会と連携、協力しながら、地域の活性化とともに地域特性に応じた景観形成を推進します。

⑥景観まちづくり団体への支援

地域住民等が主体的に行う景観形成に関する活動や取り組みは、本市の良好な景観形成に大きく貢献しています。

そのため、主体的に景観形成に取り組んでいる市民団体等を景観まちづくり団体に指定し、活動や取り組みに対して、技術的な支援や費用の一部を助成するなど、景観まちづくり活動を継続的に実施していくための支援について、検討します。

（５）その他の推進策の検討

①景観協議会の設置の検討

良好な景観形成を推進していくためには、地域の景観形成に関係する行政機関や事業者、団体、住民など様々な主体が連携、協力、調整を図りながら進めていくことが必要です。そのため、様々な主体が協議を行う場として、景観法第 15 条に規定されている景観協議会の設置を検討します。

②景観整備機構の活用

景観まちづくりを推進していくためには、地域住民や市民団体の主体的な景観形成に関する活動や取り組み、民間活力の活用などが重要となります。

そのため、景観法第 92 条に規定されている「景観整備機構」の設置を検討し、景観まちづくり活動を行う際に、専門知識を有する者の派遣や情報の提供等の支援を検討します。

8-3. 施策展開のスケジュール

	短期（概ね３年）	中長期（３～６年）
（１）景観に関する普及・啓発		
①景観資源の掘り起こし及びアーカイブ化	継続的な掘り起こし アーカイブ方法の検討	アーカイブ化の実施・活用
②広報活動の充実	情報媒体の検討	継続実施
③景観に関する表彰制度	表彰制度の検討・創設	継続実施
④景観に関する学習機会の充実	シンポジウム等の開催 子どもたちへの景観教育の検討	継続実施 継続実施
（２）良好な景観形成に向けた仕組みの検討及び運用		
①景観計画の運用・更新	運用	見直し
②景観形成重点地区における景観形成		
湯本地区	運用	見直し
俵山地区	指定に向けた地元との協議	ガイドラインの作成運用
油谷東後畑棚田周辺地区	指定に向けた地元との協議	ガイドラインの作成運用
仙崎みすゞ通り周辺地区	指定に向けた地元との協議	ガイドラインの作成運用
③景観重要建造物等の指定及び維持管理	所有者等と指定に向けた協議	
④屋外広告物条例の制定の検討	現状把握 条例・ガイドラインの検討	運用

	短期（概ね３年）	中長期（３～６年）
（２）良好な景観形成に向けた仕組みの検討及び運用		
⑤景観に配慮した公共施設の整備に向けたガイドラインの策定	ガイドラインの作成	運用
⑥他法令や他制度との連携	他法令・他制度の検討	他法令・他制度の活用
（３）景観資源の活用に向けた整備の推進		
①景観を楽しむことのできる視点場の整備	対象視点場の選定・検討	整備実施
②景観資源までのアクセスしやすい道路の整備	対象道路の選定・検討	整備実施
③景観を楽しむ回遊空間としての道路の整備	対象道路の選定・検討	整備実施
（４）景観まちづくりの推進体制の構築		
①庁内体制の確立	設置	会議の継続的な開催
②景観審議会の設置	設置	審議会の継続的な開催
③景観審査会の設置	設置	審査会の継続的な開催
④国・県・周辺市町との連携	継続	
⑤まちづくり協議会との連携	連携体制の検討	連携した取り組みの継続実施
⑥景観まちづくり団体への支援	団体の指定及び支援の検討	継続実施
（５）その他の推進策の検討		
①景観協議会の設置の検討	設置の検討	
②景観整備機構の活用	制度の周知	指定の検討

資料編

資料１：長門市景観計画策定委員会設置要綱
資料２：長門市景観計画策定委員会　委員名簿
資料３：長門市景観計画の策定の経緯

資料１：長門市景観計画策定委員会設置要綱

〇長門市景観計画策定委員会設置要綱

（平成 29 年９月４日要綱第 27 号）

(設置)

第１条　景観法（平成 16 年法律第 110 号）第８条の規定に基づく景観計画として、本市における良好な景観の形成を促進するとともに、地域資源の保全、整備及び創出を図ることを目的として、本市の良好な景観の形成に関する基本的方針、行為の制限に関する事項等を定める長門市景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するため、長門市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、協議を行う。

⑴ 景観計画の策定に関すること。

⑵ 本市の景観形成に関すること。

⑶ 前２号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第３条　委員会は、委員 11 人以内で組織する。

２　委員会の委員は、次に掲げる者のなかから市長が委嘱する。

⑴ 学識経験を有する者

⑵ 関係機関及び関係団体から推薦された者

⑶ その他市長が必要と認めた者

３　委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

４　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第４条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

３　会長は、議事に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第５条　委員の任期は、委嘱の日から景観計画の策定が完了するときまでとする。

(庶務)

第６条　委員会の庶務は、建設部都市建設課において処理する。

(その他)

第 7 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附則

(施行期日)

１　この要綱は、平成 29 年９月４日から施行する。

(失効期日)

２　この要綱は、景観計画が策定される日をもって、その効力を失う。

資料２：長門市景観計画策定委員会委員名簿

区分		職名	氏名	備考
学識経験者		山口大学大学院創成科学研究科 教授	鵤　心治	会長
		山口県景観アドバイザー	中山　淑子	
関係機関及び関係団体	土木	山口県長門土木建築事務所 所長	野稲　誠	平成 29 年度
	土木	山口県長門土木建築事務所 所長	村岡　和彦	平成 30 年度
	農林	山口県長門農林事務所 所長	水原　孝之	
	建築	(一社)山口県建築士会長門支部 支部長	山根　満広	
	観光	(一社)長門市観光コンベンション協会 会長	大谷　峰一	
市民	自治会	長門市自治会連絡協議会 会長	沓野　昭次	
	長門	長門市まちづくり審議会 長門地区推薦委員	池藤　清子	
	三隅	長門市まちづくり審議会 三隅地区推薦委員	河本　浩子	
	日置	長門市まちづくり審議会 日置地区推薦委員	末永　恵子	
	油谷	長門市まちづくり審議会 油谷地区推薦委員	阿部　和男	

資料３：長門市景観計画の策定の経緯

日時	内容
平成 29 年 10 月 20 日	第１回長門市景観計画策定委員会
平成 29 年 12 月 20 日	第２回長門市景観計画策定委員会
平成 30 年２月８日	長門市景観まちづくりワークショップ＜日置地区＞
平成 30 年２月９日	長門市景観まちづくりワークショップ＜油谷地区＞ ※申込がなかったため、未開催
平成 30 年２月 10 日	長門市景観まちづくりワークショップ＜三隅地区＞ 長門市景観まちづくりワークショップ＜長門地区＞
平成 30 年３月 13 日	第３回長門市景観計画策定委員会
平成 30 年５月 30 日	第４回長門市景観計画策定委員会
平成 30 年９月 27 日	第５回長門市景観計画策定委員会
平成 30 年 11 月 15 日	地区説明会＜長門地区＞
平成 30 年 11 月 16 日	地区説明会＜三隅地区＞
平成 30 年 11 月 19 日	地区説明会＜日置地区＞
平成 30 年 11 月 20 日	事業者説明会
平成 30 年 11 月 21 日	地区説明会＜油谷地区＞
平成 30 年 12 月 12 日	第６回長門市景観計画策定委員会

長門市景観計画

発行　長門市

編集　長門市 建設部 都市建設課
〒759-4192　山口県長門市東深川 1339 番地 2
TEL：0837-23-1152
FAX：0837-22-5155

長門市